

令和7年小牧市議会第3回定例会会議録

① 令和7年9月18日第3回市議会定例会（第2日）を小牧市役所議事室に招集された。

② 出席議員は次のとおりである。

1 伊 藤 皇士郎	2 永 井 孝 典
3 猪 飼 健 治	4 黒 木 明
5 大 上 利 幸	6 阿 部 哲 己
7 余 語 智	8 佐 藤 悟
9 佐 藤 早 苗	10 山 田 美代子
11 安 江 美代子	12 谷田貝 将 典
13 諸 岡 英 実	14 河 内 光
15 鈴 木 裕 士	16 石 田 知早人
17 (欠 員)	18 星 熊 伸 作
19 加 藤 晶 子	20 小 川 真由美
21 小 沢 国 大	22 (欠 員)
23 河 内 伸 一	24 小 島 倫 明
25 舟 橋 秀 和	

③ 欠席議員は次のとおりである。

な し

④ 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

市 長 山 下 史守朗	副 市 長 伊 木 利 彦
副 市 長 笹 原 浩 史	教 育 長 中 川 宣 芳
市 長 公 室 長 入 江 慎 介	総 務 部 長 長 尾 正 人
地域活性化営業部長 石 川 徹	市 民 生 活 部 長 落 合 健 一
健康生きがい支え合い推進部長 駒 瀬 勝 利	福 祉 部 長 江 口 幸 全
こども未来部長 川 尻 卓 哉	建 設 部 長 堀 場 武
都 市 政 策 部 長 舟 橋 朋 昭	上 下 水 道 部 長 笹 尾 拓 也
市民病院事務局長 竹 田 孝 一	教 育 部 長 矢 本 博 士
監査委員事務局長 松 浦 智 明	消 防 長 小 口 高 広
総 務 部 次 長 古 澤 健 一	地 域 活 性 化 営 業 部 次 長 伊 藤 加 代 子
市 民 生 活 部 次 長 小 川 真 治	健 康 生 き が い 支 え 合 い 推 進 部 次 長 永 井 政 栄

福祉部次長 山本 格 史
建設部次長 矢澤 浩 司
上下水道部次長 三品 克 二
教育部次長 岩本 淳
副消防長 高橋 直 人

こども未来部次長 野田 弘
都市政策部次長 川島 充 裕
市民病院事務局次長 堀田 幸 子
会計管理者 舟橋 知 生

⑤ 本会議の書記は次のとおりである。

事務局 長 小川 正 夫
書 記 舟橋 紀 浩

議事課 長 松宮 克 哉
書 記 伊藤 愛

⑥ 会議事件は次のとおりである。

一般質問

1 個人通告質問

(午前10時00分 開 議)

○議会事務局長（小川正夫）

ただいまの出席議員は23名であります。

○議長（小島倫明）

皆さんおはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、配付いたしましたとおりであります。

日程第1、「一般質問」に入ります。

個人通告質問を行います。

通告順に発言を許します。星熊伸作議員。

○18番（星熊伸作）

皆様、おはようございます。

本定例会、最初の登壇者になります。よろしくお願いいたします。

議長のお許しをいただきましたので、さきに通告してあります質問項目2件について質問をさせていただきます。

それでは、質問項目1、子ども・若者を総合的にサポートする体制について。

（1）本市の子ども・若者の居場所づくりについて。

近年、子どもや若者を取り巻く環境が大きく変化しています。子どもや若者を取り巻く環境は複雑化している背景には、家庭環境の困難、経済的な困窮、不登校やひきこもり、発達特性に伴う困難、さらには孤立や自殺のリスクなど、多様で複合的な課

題が顕在化しております。

本市におきましても、不登校やひきこもり、ヤングケアラー、さらには家庭の経済的困難など、子どもや若者が様々な課題を抱えて暮らしている現状があります。かつては、地域の中に自然と安心できる居場所が存在しておりました。しかし、現在は地域のつながりが希薄化する中で、家庭や学校だけでは支え切れない子どもや若者にとって、安心して過ごせる「居場所」の不足が指摘されております。

居場所とは、単なる滞在の場ではなく、自己肯定感を取り戻し、人との関係性を築き、成長や社会参加につなげるための大切な基盤であります。したがって、子ども・若者の健やかな成長を支える観点からも、市として積極的に取り組むべき重要な課題であると考えます。

本市の子育ての根幹となる計画、こまき市こども計画には、目指すビジョンの中にこどもの居場所をつくろうがあります。

そこには、地域の子育て・子育てを支援し、地域での交流の場を確保するとともに、地域住民の子育て支援の意識の向上を目指すとなっております。具体的には、中高生がくつろいで安心して過ごせる居場所づくりや、若者支援について、特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの切れ目のない支援を目標としておりますが、そこでお尋ねいたします。

ア、中高生の居場所づくりの取組についてお伺いします。

イ、若者の居場所づくりの取組についてお伺いします。

(2) 子ども・若者総合相談センターについて。

愛知県こども計画はぐみんプラン2029の目標の中に、悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実が目標としてうたわれております。

悩みや困難を抱える子ども・若者に対する支援として、様々な機関等の協力・連携が重要であることから、様々な相談に対するワンストップ窓口として「子ども・若者総合相談センター」の設置を促進するとともに、学校、地域における相談体制の充実を図られます。

ニートや不登校など様々な悩みを抱える子ども・若者と、その保護者などからの相談を受け、訪問、同行、就労、学習、地域交流、居場所づくりなどの包括的な支援を行うワンストップセンターを、県内の自治体でそれぞれの特色を生かして実施しております。

一方で、令和7年度から始まった本市のこども計画では、こどもの居場所づくりについてはビジョンとして掲げられ、しっかりとした体制づくりが図られていますが、悩みや困難を抱える子ども・若者の相談支援については明記されておりませんが、そ

こでお尋ねいたします。

ア、県のこども計画に記載があり、市のこども計画に記載がない理由についてお伺いします。

イ、本市の未設置の理由についてお伺いします。

ウ、サポートが必要な子ども・若者の情報を関係機関でどのように共有しているかお伺いします。

次に（３）子どもの発達応援事業について。

子どもには一人一人異なる育ちや個性があります。その中には相手の気持ちを酌み取ることが苦手なため、友達とうまく遊べなかったり、元気よく活動する反面、落ち着きがなかったりなどの特性から、子ども自身が困っている場合があります。それらは周囲には気づかれにくく、適切な支援が遅れてしまう可能性があります。

新潟県三条市では、発達に支援が必要な全ての子どもを対象とし、就学前から早期に子どもの個性や育ちを理解し、一人一人が持てる力を存分に発揮できるようにするために、あらゆる支援機関が連携しながら、保護者と一緒になって、次代を担う全ての子どもたちの育ちを応援しています。

「三条っ子発達応援事業」では、気づき事業として、乳幼児健診、年中児発達参観、就学児健診が行われ、特に年中児発達参観では、子どもが通う保育所等において、４歳から５歳までの子どもの発達状況が捉えられるような課題遊びを行い、子どもの様子を発達応援チームと保護者が共に確認し、参観後、保護者と保育所等と発達応援チームが子どもの育ちや個性を共有し、今後の支援方針について検討します。参観後も保護者との相談を継続しながら、必要に応じて相談事業や支援事業につなげます。

支援事業としては、遊びを通して発達を促す指導をしたり、言語聴覚士による個別指導を行ったりと、早期療育事業を行っております。

小学校入学後は一人一人に合った学びの場で、担任の先生を中心に、お子さんの力を高めるために、お子さんの学びやすさや分かりやすさに応じた指導・支援を行いますが、そこでお尋ねいたします。

ア、保育園等に通っている児童の発達状況の把握についてお伺いします。

イ、子どもの発育・子育て相談事業についてお伺いします。

ウ、早期療育事業の取組についてお伺いします。

質問項目１の１回目の質問を終了します。よろしくお願いいたします。

○議会事務局長（小川正夫）

質問項目１について答弁を求めます。

○こども未来部長（川尻卓哉）

質問項目 1、子ども・若者を総合的にサポートする体制について、(1)本市の子ども・若者の居場所づくりについてのア、中高生の居場所づくりの取組についてであります。

「小牧市こども計画」では、児童館や地域資源を活用した中高生の居場所づくりを重点施策の一つとして掲げており、様々な取組を行っております。

具体的には、市内の各児童館やコミュニティセンターにおいて、中学生は午後7時まで、高校生は午後8時まで夜間学習のために開放しているほか、こまきこども未来館、味岡児童館、大城児童館、ふらっとみなみに音楽スタジオやダンススタジオを設置し、多くの中高生の利用があります。特に味岡児童館では、「アオハルN i g h t」、小牧南児童館では、「放課後C h i l l - o u t (チルアウト)」といった夜間開放を行っており、学習や交流、卓球やボードゲームなどを通じて、中高生が安心して過ごせる居場所を提供しております。

また、学習支援事業「駒来塾」では、各市民センターなど市内5か所で、十分な教育環境に恵まれないために、学習意欲があっても学力の定着が進んでいない中学生に、無料で学習できる場所を提供しております。

そのほか、市内7か所あるこども食堂のうち、6か所で中高生を受け入れております。

児童館の夜間開放に当たっては、W i - F i の利用や飲食などの利用ルールについても柔軟に見直すことで、中高生にとっての居心地を高める工夫をしているほか、こまきこども未来館では、来館時にこまき巡回バス「こまくる」を無料で利用できるようにしておりますので、市内全域から多くの中高生の利用があります。

続きまして、イ、若者の居場所づくりの取組についてであります。こまきこども未来館2階の交流ひろばでは、子どもや若者が安心して過ごせる空間となるよう、利用する子どもたちの意見をできるだけ反映しながら運営をしております。

館内のルールは大人が一方的に決めるのではなく、利用する子どもたちにアンケートを行ったり、職員が直接子どもたちに確認し、出された意見を職員と子どもたちが話し合いながらルールづくりをしております。

具体的には「もっと友達と話せるようにしてほしい」「静かに勉強できる場所が欲しい」といった意見を踏まえ、机や椅子の配置を変更したり、ボードゲームや学習スペースを充実したほか、「W i - F i を自由に使いたい」という多くの子どもたちの意見から、フリーW i - F i を整備するだけでなく、過度なスマホ利用にならないよう、利用のルールも子どもたちと話し合って決めました。

子どもたちの声を大切にすることは、安心できる雰囲気づくりにつながるだけでな

く、自分たちの意見が反映されるという体験が、子どもや若者に「ここは自分の場所だ」と思わせる効果を生み、単なる児童館ではなく、主体的に関われる「第三の居場所」になっていると考えられ、結果的に若者の利用も増えております。

続きまして（２）子ども・若者総合相談センターについて。

ア、県のこども計画に記載があり、市のこども計画に記載がない理由についてであります。こども基本法第10条において、市町村こども計画の策定に当たっては、「こども大綱」を、「都道府県こども計画」が定められているときは、「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案して、市町村こども計画を定めるよう努めることになっております。

本市がこども計画を策定する時点では、「愛知県こども計画」は未整備でしたので、「こども大綱」やこども家庭庁の「自治体こども計画策定のためのガイドライン」に基づき事務を進め、本年３月に「小牧市こども計画」を策定したところであります。

こども計画は、計画期間において、適宜進捗状況の検証を行い、社会情勢の変化などに応じて見直しを行いますので、「子ども・若者総合相談センター」につきましては、来年度に予定しております中間見直しにおいて明記してまいります。

続きまして、イ、本市に未設置の理由についてであります。現状、本市では、類似の相談窓口として、少年センターの「青少年と保護者の悩み事相談」において、少年の非行や問題行動、いじめ、不登校、人間関係その他の悩みなどについて、また、子育て世代包括支援センターの「家庭児童相談」において、子どもと家庭に関する様々な問題、学校生活、非行、家庭環境などについて、来所のほか、電話電話やeメールからの相談を行っております。

これらの相談窓口では、多くの場合が保護者または保護者に同伴する子どもの相談で、子ども・若者本人が自ら相談するケースは多くはありません。「子ども・若者総合相談センター」は家庭や学校、職場などで抱えてしまった悩みや不安について、子ども・若者本人や、その家族から相談を受ける窓口になりますので、「子ども・若者総合相談センター」を設置するに当たっては、子ども・若者本人とできるだけ対面で相談できる相談窓口として、自立を促していきたいと考えております。

このため、子ども・若者自らが相談しやすい環境づくりが最も大切と考え、まずは相談しやすい環境づくりに努めてきましたので、現時点では「子ども・若者総合相談センター」の設置には至っておりません。

続きまして、ウ、サポートが必要な子ども・若者の情報を関係機関でどのように共有しているかのお尋ねであります。

本市では、平成17年に県内でもいち早く、児童福祉法に基づき、要保護児童や要支

援児童、特定妊婦への適切な支援を図るため、「小牧市要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童相談所、保健所、警察、法務局、社会福祉協議会、弁護士会などの外部機関と市の関係部署とで連携し、協議をしながら、支援を必要とする子どもや家庭に関する情報を共有して、継続的に支援していく体制をつくっております。支援に当たっては、個別に検討会議を開き、サポートプランを作成しながら、要保護児童対策地域協議会実務者会において、支援の必要がなくなったと判断されるまで継続管理してまいります。

現状、サポートプランや管理ファイルは、担当職員が自作したシステムで運用しているため、紙ベースで情報共有しておりますが、要保護児童対策地域協議会で取り扱う件数は年々増加傾向にある中で、他市町では専用の要保護児童等に関する情報共有システムを導入し、入力された情報を関係機関で随時共有して、迅速な支援につなげている事例が増えておりますので、今後は、他市町の先行事例を参考に情報共有体制を検討していきたいと考えております。

なお、本市では、これまで18歳以上の若者を支援の対象としておりませんでした。今後、若者の支援を行う場合は、若者の個人情報の共有について法整備が整っておりませんので、本人同意の上、情報共有を図っていくことになります。

続きまして、（３）子どもの発達応援事業についてのア、保育園などに通っている児童の発達状況の把握についてであります。一人一人の子どもの成長を支えていくことの重要性が増している現状において、とりわけ早い段階での発達状況の把握と、適切な支援の提供が必要となっております。

本市では、保育園などに通っている児童については、乳幼児健診や保育園などのふだんの生活で発達状況に関して気づいた点があれば、「こども連絡票」を作成し、保健センター、子育て世代包括支援センター、保育園などで連絡調整や連携を行っており、必要に応じて助言、相談や助言、情報提供の支援につなげております。

続きまして、イ、子どもの発育・子育て相談事業についてであります。子育て世代包括支援センターでは、子どもの発育や発達に関する相談について、保護者の皆様が気軽に相談できるよう、保健師や助産師、保育士を配置し、助言や支援につなげていくために多様な関係機関との連携に努めているところであります。

保育園では、日頃から保育士が子どもの園での様子を保護者に伝えることで、保護者との信頼関係の構築を図っております。保護者から育児に関する悩みがあれば相談に乗る中で、子どもの園での生活の様子を踏まえた助言をするなど、保護者に寄り添った対応をしております。また、必要に応じて臨床心理士などの専門家を交えた相談の機会も提供しております。

また、児童館の子育て支援室では、就園前の乳幼児とその保護者を対象に親子ふれあい遊びを提供したり、保護者の育児に関する情報の提供や相談を行っているほか、親子通園施設あさひ学園では、子どもと保護者で通園し、子育ての不安や悩みを共に考え、サポートしております。

私からは以上になります。

○福祉部長（江口幸全）

続きまして、ウ、早期療育事業の取組についてであります。本市には市の単独事業として、親子通園施設あさひ学園（以下「あさひ学園」と申し上げます。）を設置しており、「早期療育の拠点」と位置づけております。

あさひ学園は親子通園を特徴としており、発達に不安がある就学前までの児童とその保護者に対して、発達支援や家族支援を行い、親子の愛着関係を確かなものにし、子どもへの理解を深めることを目的とした施設です。

あさひ学園での取組内容としましては、子どもと保護者が一緒に過ごし、子どもの様子や課題に合わせ、グループ分けによるきめ細かい支援を行い、理学療法士や言語聴覚士、音楽療法士などによる専門療法を実施して、子どもが持っている力を遊びや生活の中で引き出し、伸ばしていける取組をしております。

また、通園している方に限らず、卒園した子どもの保護者や市内の保育園の保育士などを対象に幅広く相談支援を実施するなどしております。

あさひ学園での取組以外にも、発達や子育てに支援が必要な子どもの保護者と一緒にガイドブックなどを作成し、子育て支援、教育、医療機関、相談窓口、児童発達支援事業所など、欲しい情報を届けられるようにしております。

また、子どもの成長や発達、関わり方などが記入された「成長記録」などを活用して、就園や就学などライフステージに応じた切れ目のない支援を意識した取組に努めております。

早期療育は、子どもへの直接的な支援にとどまらず、適切な親子関係づくりにもつながることから、非常に重要であると考えております。

このため、関係機関がお互いに連携を図りながら、切れ目のない支援を行える体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○18番（星熊伸作）

ありがとうございます。各般にわたり御答弁をいただきました。

それでは随時再質問させていただきます。

（1）についてですが、中高生の居場所づくりとして、児童館や地域資源であるコ

コミュニティセンターを活用しているとのことですが、各児童館の中高生の利用状況についてお伺いします。

○こども未来部次長（野田 弘）

コロナ禍後の過去2年間の、こまきこども未来館と児童館の中高生の利用状況についてお答えをいたします。

こまきこども未来館では、令和5年度は中学生が2万802人、高校生が1万2,555人、令和6年度は中学生が2万1,666人、高校生が1万5,871人で、前年度より中学生は864人、4.2%、高校生は3,316人、26.4%増加しております。

こまきこども未来館を除く全児童館では、令和5年度は中学生が1万1,089人、高校生が4,485人、令和6年度は中学生が1万4,090人、高校生が5,113人で、前年度より中学生は3,001人、27.1%、高校生は628人、14%増加しております。

以上です。

○18番（星熊伸作）

御答弁ありがとうございました。

利用状況では、令和5年と令和6年の2年を比較してですけど、こども未来館では中学生が4.2%、高校生は26.4%、未来館を除く児童館については、中学生は27.1%、高校生は14%と増加しており、飛躍的に伸びていると感じました。

これは、先ほどの答弁でもありましたが、館内のルールを大人が一方的に決めるのではなくて、子どもたちの意見も聞きながら職員と一緒にルールを決めることにより、居心地のよい場所、安心して過ごせる場所、いつまでもいたくなるような場所として変化しつつあるのではないかと感じました。

このようなきめ細かい対応が利用率のアップにつながっていると思いますので、引き続き事業推進のほど、よろしくお願いいたします。

（2）の子ども・若者総合支援センターについてですが、アの本市のこども計画に記載がない理由及びイの未設置の理由について、それぞれ答弁をいただきました。

ウのところでは、小牧市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関と連携しながら支援を必要とする子どもを継続的に支援されているとのことでした。

一方で、本市ではサポートに関して18歳以上の若者を支援の対象としておりませんが、今後、若者支援を行う場合は、個人情報の共有を本人の同意の上、進めていくとのことですので。

そこで、再質問させていただきます。

18歳になると成年年齢になり、大人の仲間入りで自立していく年齢になるかと思いますが、これまでひきこもりの若者の就労支援は行っているかお伺いします。

○こども未来部長（川尻卓哉）

過去３年間に、少年センターでひきこもりの若者の就労支援の相談を受けたケースは３件ありました。

若者の就労支援の相談があった場合は、「春日井若者サポートステーション」、通称はるサポを案内することになります。

「はるサポ」は、現在、愛知県内に１０か所ある「地域若者サポートステーション」の一つで、若者支援の実績やノウハウがある民間団体に、厚生労働省が委託して運営をしており、働くことに悩みを抱えている１５歳から４９歳までの方を対象に、就労に向けた支援を行っております。

以上になります。

○１８番（星熊伸作）

御答弁いただきました。

ひきこもりの若者就労支援というのは、大変難しい課題ではあるかと思いますが、過去３年間で３件の相談の事例があるということでございますので、今後も、人間関係の構築を図りながら、粘り強い支援のほどの推進をよろしくお願いいたします。

そこでもう一つ再質問させていただきます。

現在未設置である子ども・若者総合相談、若者総合支援相談センターではありますが、設置する考えはあるかお伺いします。

○こども未来部長（川尻卓哉）

先ほど答弁しましたとおり、こまきこども未来館２階の交流ひろばは、中高生だけでなく若者の居場所としてかなり定着してきております。来館者と職員との交流も深まり、施設を利用するリピーターが多く、気軽に職員と話ができる関係性が構築できつつあります。

将来的に、現在未設置となっております「子ども・若者総合相談センター」を交流ひろばに開設し、必要に応じて子育て世代包括支援センターや関係機関につなげていく体制づくりを現在前向きに検討しております。

以上になります。

○１８番（星熊伸作）

御答弁ありがとうございます。

若者の居場所として定着している交流ひろばに開設する方向で、前向きに検討されているとでございますので、ぜひとも訪問する子ども・若者に対して信頼関係を構築し、気軽に相談できる場の提供をお願いいたします。

（３）の子どもの発達応援事業については、保護者や子ども、保育士等の関係者と

連携を密にして相談をし、子どもの発達状況に合わせて関係機関につなげていくことが分かりました。

今後も、子どもの連絡票作成の充実を図って、支援を強化し、個性豊かで伸び伸びと成長を促す取組を期待しております。こちらは再質問はありません。

中学校を卒業すると、義務教育が終了し、今まで担当していた担任の先生やスクールソーシャルワーカーなどのサポートがなくなること、悩み相談の機会が途絶えてしまい、場合によっては孤立し、引き籠もってしまう恐れがあります。

どのような状況になっても、社会的自立に向けて必要な資質・能力を身につけられるようになるのは、誰しも必要不可欠なことであり、成長の一環であります。将来、成人や就労といった人生のターニングポイントを迎えるときに、寄り添って支えとなる人がそばにいることは大変大きな励みになります。制度や社会の仕組みのはざまに入り込み、光が当たらない子ども・若者に対しては、特に温かく見守り、きめ細かい支援をしていただけることを期待いたしまして、質問項目1を終了いたします。

続いて、質問項目2、共生社会の実現に向けた認知症施策の推進について。

(1) 認知症基本法における基本的施策について。

毎年9月は「認知症月間」であり、本市でも市役所本庁でパネル展示されております。

今回、認知症に関することを取り上げさせていただくことで、認知症の方との共生社会の実現に向け、少しでも理解が進めればという思いで質問させていただきます。

日本では、高齢化の進展に伴い、認知症の人が増えております。誰もが当事者やその家族になる可能性があり、決して人ごとではありません。認知症になっても自分らしく安心して暮らせる共生社会へ、具体的な施策を進めていくことが重要であります。

国は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、共生社会の実現を推進するための認知症基本法を成立させました。

また、認知症基本法に基づき、昨年の12月には、認知症施策推進基本計画が策定されました。

認知症に対する考え方として、認知症になっても住み慣れた地域で希望を持って暮らし続けられるという「新しい認知症観」を提唱し、認知症に関する理解の増進や社会参加の機会確保など、12の基本的施策を掲げております。

共生社会の実現には、認知症の正しい理解が欠かせないことから、認知症になると何もできなくなるという偏見や誤解を払拭する必要があります。

基本計画では、認知症への理解を深める学校教育の推進や、認知症サポーターの養成が掲げられました。

また、認知症の人の孤立を防ぐ取組も必要であります。基本計画では、社会とのつながりを維持するため、当事者が認知症と診断されて間もない人の相談に乗る「ピアサポート活動」や、認知症の人同士で体験や思いを共有する「本人ミーティング」の普及を盛り込んでいます。

このほか、様々な業種や企業の協力を得ながら、認知症のバリアフリーで連携することや、認知症の本人の活動の場をはじめ、若年性認知症の方の就労の場や社会参加の活動の場や、認知症カフェなどの拡大、創出することも進めるべきであります。

認知症の予防に関しては、早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策、例えば医師を含めて早期に対応する「認知症初期集中支援チーム」などのサポートが有効になります。

社会全体で、認知症の人を含む全ての国民がその人の希望に応じて、「新しい認知症観」に立った科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようになり、認知症の人及び軽度の認知機能の障害がある人が、どこに暮らしていても早期に必要な対応につなげることが重要であります。

認知症の人がどこに住んでいても必要な支援を受けられることで、地域で支え合う社会の構築を進めていくことが今後必要であると思いますが、そこでお尋ねします。

ア、認知症に関する理解の増進に関する取組についてお伺いします。

イ、社会参加の場である認知症カフェの現状についてお伺いします。

ウ、早期診断、早期対応につなげる、認知症初期集中支援チームの現状についてお伺いします。

エ、認知症予防の取組についてお伺いします。

質問項目 2、1 回目の質問を終了します。よろしくお願いいたします。

○議長（小島倫明）

質問項目 2 について答弁を求めます。

○福祉部長（江口幸全）

質問項目 2、共生社会の実現に向けた認知症施策の推進について。

（1）認知症基本法における基本的施策について、順次御答弁をさせていただきます。

まず、ア、認知症に関する理解の増進に関する取組についてであります。令和 6 年 1 月 1 日に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下、認知症基本法と申し上げます。）は、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的としております。

認知症基本法には八つの「基本的施策」が掲げられており、御質問のＡにつきましては、このうちの一つ、「認知症の人に関する国民の理解の増進等」に関するものであると思います。

認知症に関する理解の増進につきましては、本市は認知症サポーター養成講座を中心とした取組をしております。

認知症サポーター養成講座では、多様な世代に認知症のことを知っていただくことが重要でありますので、小中学校をはじめ、企業、介護事業所、地域協議会などから依頼を受けて行う出前講座のほか、市民を対象とした講座を開催しております。

また、より認知症についての理解を深めていただくために、認知症サポーターステップアップ講座を開催しております。

啓発という点では、認知症月間である９月にはパネル展示などを実施しており、本年度は８月２６日から各市民センターと市役所において順次パネル展示等を行い、９月１４日から２週間、中央図書館に認知症啓発の特別ブースを設置しております。

さらには、こまき巡回バス「こまくる」の車内広告として、デジタルサイネージによる認知症月間の啓発を行っているほか、９月２０日には、あさひホールにおいて、尾張北部圏域の認知症疾患医療センターである医療法人清和会あさひが丘ホスピタルとの共催により、認知症についての市民シンポジウムを開催する予定です。

この市民シンポジウムでは、軽度認知障害に関する基調講演のほか、「認知症の予防から初期対応まで」と題して、国立長寿医療研究センターの研究所長のコーディネートにより、市内の認知症カフェの代表者、地域包括支援センターの認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム員の保健師から、役割や体験などを発表していただく予定です。

そのほかにも、小牧市と包括連携協定を締結しているスギホールディングス株式会社と南部地域包括支援センターが連携して、スギ薬局小牧南店にて２か月に１回、認知症に関する講話や相談会を開催しております。

以上のような取組を通して、多くの市民に認知症の症状や認知症の人との関わり方などを理解していただき、認知症について考えていただける機会の提供に努めているところであります。

続きまして、イ、社会参加の場である認知症カフェの現状についてであります。認知症カフェは認知症の方やその家族、地域住民、専門職など、誰もが参加し、集うことができる場所であります。

本市では、認知症サポーターステップアップ講座を受講された方や、地域包括支援センターの認知症地域支援推進員を中心に、認知症カフェが運営されております。

市も認知症カフェを開設するための準備経費補助金と運営に対する補助金を平成29年度に創設し、財政的支援をしております。

その結果、現在、住民主体で運営されている認知症カフェが11か所、介護サービス等の事業所で運営されている認知症カフェが5か所、合計16か所の認知症カフェがあり、おおむね月1回、1回当たり2時間程度開設されております。

これらの中には、チームオレンジとして、認知症の方も一緒に運営を行うなど、認知症の方もそうでない方も、地域で共に生きる共生を目指した活動をされている認知症カフェもございます。

また、令和6年度からは、認知症カフェスタッフ交流会を開催し、認知症カフェの担い手同士の交流や情報交換を行い、認知症カフェ同士の連携を図っております。

認知症カフェは、認知症の方が意欲を持って参加できる貴重な社会参加の場の一つとなっておりますので、市としても継続した支援に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、ウ、早期診断、早期対応につなげる認知症初期集中支援チームの現状についてであります。認知症初期集中支援チームは、複数の専門職が、認知症が疑われる方や認知症の方及びその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期支援を、おおむね6か月程度を目安に包括的、集中的に行い、早期診断・早期対応につなげていくことを目的としております。

本市では、平成30年度に認知症初期集中支援チームを1チーム設置し、市医師会から選出いただいた認知症サポート医1名、市社会福祉協議会の社会福祉士1名、市の保健師1名の3名体制で支援を行っております。

平成30年度にチームを設置し、これまで88人、延べ276回の訪問をして、適切な医療や介護サービスなどにつなげておりますが、中には、支援開始から終結までに約1年を要したケースもございます。

最近の傾向としては、認知症に加え、身寄りがいない方や、生活に困窮した方など、複数の生活課題を抱えた方が多くなっている状況であります。

続きまして、認知症予防の取組についてであります。本市における認知症予防の主な取組につきましては、令和6年第1回定例会で公明党小牧市議団の加藤晶子議員の代表質問にお答えしたとおり、みんなの認知症予防ゲームや認知症予防運動であるコグニサイズなどの普及を行っております。

みんなの認知症予防ゲームは、脳によい少しの刺激と人の交流が凝縮された、性別年齢問わず楽しめるゲームであり、全10回のコースを年2回開催しております。

コグニサイズは、運動と認知トレーニングを組み合わせた認知症予防運動プログラ

ムであり、軽度認知障害の段階で実施することにより、認知機能の低下を抑制することが明らかになっております。

本市では、こまき山体操などの介護予防の運動の機会に合わせてコグニサイズを取り入れています。

また、耳の聞こえの衰えが認知症につながる要因にもなることから、令和6年第3回定例会で星熊議員から御質問をいただいたヒアリングフレイルにつきましては、本年7月からヒアリングフレイルをチェックするアプリ、「みんなの聴脳力チェック」、聴脳力は聴く脳の力と書きますが、を市ホームページに掲載するとともに、7月から月1回、老人福祉センターでヒアリングフレイルチェック体験会を開始し、自身の耳の状態を把握していただけるようにしたところです。

さらには、認知症ケアパスでも認知症予防についての情報を提供し、高齢者サロン等でも機会を捉えて、認知症予防に関する情報発信を行っております。

認知症は100%予防することは難しいと言われておりますが、人と話をしたり、運動して脳を活性化させることなどは、効果があると言われており、これは介護予防やフレイル予防と共通するところもありますので、介護予防やフレイル予防の取組も含め、引き続き認知症予防に関する取組を推進してまいりたいと考えております。

以上であります。

○18番（星熊伸作）

それぞれ御答弁いただきました。

それでは随時、再質問させていただきます。

（1）アとイのところで、本市としては、認知症の方との共生社会の実現を推進するために、理解増進のためのサポーターステップアップ講座を開催していることや、市内16か所の認知症カフェの運営により、ふれあいの場を提供することで、地域住民との交流を深められているとのことでした。

ウの認知症初期支援チームについては、人員の構成、業務内容について説明をいただきました。

平成30年度にチームを設置し、これまで88人、延べ276回の訪問をされてこられました。最近では認知症に加え、身寄りがない方や生活に困窮した方など複数の生活課題を抱えた方が多くなっているとの状況でありました。

また、高齢化の進展に伴い、認知症と診断される人も増加しております。令和4年度に行われた調査の推計では、65歳以上の認知症の人の割合は約12%でした。認知症の前段階と考えられている軽度認知障害の人は約16%で、両方合わせると、認知機能に関わる症状がある人は3人に1人に上ります。65歳未満で発症する若年性認知症も

含め、誰もが認知症になり得ると考えられております。

地域における認知症支援のニーズは今後ますます高まることが予想されますが、そこで再質問させていただきます。

認知症の方の増加に対応するため、今後チーム体制の強化していく考えがあるのか、お伺いいたします。

○福祉部長（江口幸全）

認知症の方は、今後も増加することが想定されておりまして、要介護認定者における認知症の方の人数だけを見ても、令和6年度は2,694人で、令和5年度と比較、令和5年度の人数と比較して12.5%増加している状況であります。

加えて、市が把握できていない方も一定数はおられると思いますので、早期診断・早期対応を行う認知症初期集中支援チームの役割は、今後さらに重要になると考えております。

認知症初期集中支援チームの強化につきましては、チーム数を増やす、他機関との連携強化、あるいはチーム員の対応力の向上など、様々な手法が考えられますので、愛知県認知症疾患医療センターのセンター長を会長とする本市の認知症支援事業推進協議会の委員の皆様のお意見も伺いながら、適切な対応が可能となるよう体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○18番（星熊伸作）

御答弁いただきました。

今後、認知症初期支援チーム体制を強化していきたいとのことですので、また適切に早期診断・早期対応をよろしくお願いいたします。

続いて、エの認知症予防の取組では、認知症予防運動であるコグニサイズ、ヒアリングフレイルチェックするアプリ「みんなの聴脳力チェック」を取り入れて、市民へ認知症予防の推進を図られているとのことでした。

一つ、他自治体での予防対策の事例を挙げさせていただきます。

尾張旭市では認知機能の低下、早期発見を課題解決するため、VR機器を使った「認知機能セルフチェッカー」を導入いたしました。

認知症の前段階とされる軽度認知障害の早期発見が目的で、認知機能に衰えが見られる場合は、予防の取組を勧めていますが、半年から1年に1回の検査が推奨されております。

医療機関でも使われている検査でもあり、オペレーターは不要で、受検者はVRゴーグルをのぞき込み、音声案内に従って検査を進めます。答えだと思うものを見つけ

るだけで回答ができ、検査時間は従来の対面形式により5分程度と大幅に短縮されました。

非対面式で手軽に受検ができ、検査時間が大幅に短縮されたVR機器「認知機能セルフチェッカー」は、認知症の早期発見するのに有効な手段であると思いますが、そこで再質問させていただきます。

VR機器「認識のセルフチェッカー」を導入する考えはあるか伺いたします。

○福祉部長（江口幸全）

認知症予防には、先ほども答弁しましたとおり、脳を活性化させるなどの取組が効果があると言われていますが、同様に認知機能の低下を早期に発見する取組も重要であると考えております。

本市では、現在、認知機能の低下をスマートフォンなどから簡易にセルフチェックできる「これって認知症？」、「わたしも認知症」を活用し、認知症チェッカーとして御利用いただいているほか、先ほど答弁させていただいたとおり、本年度からヒアリングフレイルをチェックする「みんなの聴脳力チェック」を市ホームページに掲載するとともに、老人福祉センターでヒアリングフレイルチェック体験会を開始したところであります。

今回御質問いただきました、尾張旭市で導入しているVRによる認知機能セルフチェッカーについては、医療機関などでも導入されているとお聞きしているところですが、実物の確認等をしていない状況でありますので、調査等を行った上で、市医師会や認知症支援事業推進協議会の御意見も伺いながら検討したいと考えております。

なお、検討に当たっては、認知機能が低下している方が利用できる受皿となる場なども予防には大切であると思いますので、この点も含めた検討が必要であると考えているところです。

以上であります。

○18番（星熊伸作）

御答弁いただきました。

認知機能が低下している方への支援につながると思いますので、ぜひ御検討のほど、よろしくお願いいたします。

私自身、認知症を「支える側」と「支えられる側」という一方向の関係ではなく、地域で共に暮らし、互いに助け合いながら生きる「共生社会」の視点がとても大切だと思います。そのためには、社会全体が認知症について正しく理解し、偏見や差別をなくしていくことが必要であります。

認知症サポーターの取組や学校職場での学びが、少しずつ社会の空気を変えていく

きっかけになると期待しております。「自分や家族が当事者になったときにどう暮らしていくか」という視点から考えることがとても重要であります。

認知症になっても自分らしく、地域の一員として尊重されながら暮らせる社会。その実現に向けての取組を期待いたしまして、私の全ての質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（小島倫明）

次に、余語智議員。

○7番（余語 智）

議長のお許しをいただきましたので、さきに通告をしました質問項目2点につきまして、質問をさせていただきます。

それでは、質問項目1、「より効果的な林野火災対策について」であります。

今年に入ってから、各所で林野火災の発生が続きました。

今年の3月までですが、焼失面積10ヘクタールを超える林野火災は、1月の広島県江田島市をはじめ、10件の大規模な火災がありました。中でも2月に発生した岩手県大船渡市の林野火災では、1人が死亡、住宅87棟を含む222棟の建物に被害が出て、鎮火宣言まで48日間を要しました。延焼範囲は約3,370ヘクタールに上り、平成以降で国内最大の林野火災となりました。出火原因は、刈り草の焼却などによるものが3件、残り7件は、依然として原因不明や調査中となっています。

林野火災は、火災の初期段階での対応が遅れると、貴重な森林資源を大量に焼失するばかりでなく、森林の周辺に住む住民や家屋等に被害が及ぶことや、市町村境、県境を越えて拡大してしまうこともあり、大変大きな被害となります。

一方、本市の森林の状況を見ると、657ヘクタールの森林があります。また、本市と森林が連なっている春日井市が1,697ヘクタール、犬山市が3,382ヘクタールで、合わせると5,736ヘクタールもの森林が一体化し、存在をいたします。

本市の森林資源及び市民を守る体制は、どのようになっているのでしょうか。

そこで質問をいたします。

（1）林野火災発生時における消防活動体制の現状について。

ア、林野火災の発生件数を伺います。

火災初期段階の対応が大変重要になってくると考えます。

イとして、火災初期の状況把握をどのように行うのか伺います。

火災時には消防団との連携が欠かせません。

ウとして、消防団との連携を伺います。

エとして、広域的な応援体制を伺います。

(2) 林野火災の消火訓練について。

林野火災の消火に当たっては、急峻な山地等で発生することから、ほかの火災と違い進入が困難、放水が困難、火災の全体像の把握が困難であると想定されますが、林野火災の消火訓練の内容をお伺いいたします。

(3) 林野火災の予防対策について。

アとして、住民等への注意喚起をはじめとする予防対策についてお伺いいたします。

イとして、林野と住宅地が近接し、住宅への延焼の危険性がある地域において、防火水槽等の消防水利整備のお考えをお伺いいたします。

総務省消防庁は、林野火災のおそれが高い乾燥時に、自治体が住民に対し火の取扱いに注意を促す「林野火災注意報（仮称）」を新設する方針を固めました。

ウとして、総務省消防庁が新設する「林野火災注意報（仮称）」について、どのように対応していくのかお伺いいたします。

以上、誠意ある答弁を期待いたしまして、本項目についての1回目の質問を終わります。

○議長（小島倫明）

質問項目1について答弁を求めます。

○副消防長（高橋直人）

それでは、質問項目1、より効果的な林野火災対策について。

(1) 林野火災発生時における消防活動体制の現状について。

ア、発生件数についてのお尋ねであります。

総務省消防庁では、林野火災とは、森林、原野または牧野が焼損した火災と定義されておりますので、その定義に基づき、本市における林野火災の発生件数につきまして、平成27年から令和6年までの10年間の発生件数でお答えいたします。

この10年間では、平成29年に1件、令和3年に2件の計3件の林野火災が発生しておりますが、いずれも焼損面積は300平方メートル未満の火災にとどまっております。

なお、令和3年4月に発生した林野火災を最後に、それ以降は発生しておりません。私からは以上です。

○消防長（小口高広）

続きまして、イ、火災初期の状況把握をどのように行うのかについてであります。

林野火災は、空気の乾燥や風向・風速などの気象条件、消防自動車の進入や消火活動が困難となる地理的条件、さらには火災の発見や通報の遅れなどの人的要因により、いざ火災が発生しますと、延焼範囲が拡大しやすく、大規模な火災に発展するおそれがあることから、火災の初期段階において、火勢を鎮圧するための状況把握は極めて

重要であると認識しております。

そのため、消防職員は現場到着後、速やかに通報者や目撃者からの聞き取りを行うと同時に、地上から直接現場の状況を確認し、風向・風速などの気象条件などを考慮した上で、延焼拡大の危険性を判断していきます。また、消防防災ヘリコプターの出動を要請し、地上からでは確認できない上空からの火災現場の状況を伝えていただくことにより情報収集を行い、出火場所や火災の規模、延焼危険の的確な把握に努めることとしております。

続きまして、ウ、消防団との連携についてであります。

林野火災における消火活動では、一般的に現場付近が狭隘道路であったり、急勾配であるなどといった地理的条件によって、消防自動車容易に近づけないことや、消火活動に必要な消火栓や防火水槽などの水利条件が極めて悪いことが考えられます。

このような条件下におきましては、本市の消防隊のみでの活動では対応が困難な場合も想定されることから、消防団との連携が必要不可欠となってまいります。

大規模な林野火災が発生した場合における消防団の具体的な活動を申し上げますと、遠方に位置する消火栓や防火水槽から、消防団の消防ポンプ自動車を介した水の中継作業や放水活動はもとより、延焼危険が予測される地域住民に対する避難の呼びかけや避難誘導、火勢が鎮圧した後の残火処理や、被害状況の情報収集などが挙げられます。

このように、消防団に担当していただく活動は多岐にわたることから、消防本部といたしましては、定期的に合同訓練を行うなど、林野火災をはじめとする各種災害における消防団との連携を、より一層強化していきたいと考えております。

続きまして、エ、広域的な応援体制についてであります。

林野火災における本市の消防隊や消防団による地上からの消火活動では、人員や資機材が不足するおそれがあることから、「消防相互応援協定」や、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づき、速やかに近隣及び県内の消防機関に対し応援要請を行うこととしております。また、近年の林野火災におきましては、ヘリコプターによる上空からの情報収集活動や消火活動が有効であることから、「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づき、消防防災ヘリコプターによる消火活動の支援を要請し、消防力の増強を図って対応することが重要であると考えております。

なお、火災がさらに広範囲にわたり、延焼拡大が予想される場合には、自衛隊などの他機関への応援要請も併せて検討していく必要があると考えております。

○副消防長（高橋直人）

続きまして、（２）林野火災の消火訓練について。

消火訓練の内容についてのお尋ねであります。

消防署では日々、各種災害を想定した訓練に取り組んでいるところであり、その中では、活動スペースが限られた狭い場所や、急勾配な階段等、様々な悪条件な状況を想定したホース延長訓練等も行っております。

こうした訓練は、建物火災に限らず、様々な地理的条件での発生が予想される林野火災でのホース延長においても応用が可能であり、林野火災時の効果的な消火活動に活用できるものと考えております。

また、今年度は、野口地内の山林の斜面を活用して、より実践的な林野火災を想定した遠距離送水訓練を計画しているところであります。

さらに、林野火災における防御活動では、地上からの消火活動と並行して、上空からの情報収集活動や、空中消火活動を行うことが有効であるため、毎年、消防防災ヘリコプターと林野火災を想定した連携訓練を実施しているところであります。

この連携訓練では、消防防災ヘリコプターにより、上空から得られる情報を地上の指揮隊や消火隊と共有することや、空中消火活動を行うために、消防自動車から消防防災ヘリコプターの空中消火用バケツへの補水活動を行う手順の確認等に主眼を置いて実施しております。

続きまして、（３）林野火災の予防対策について。

ア、住民等への注意喚起をはじめとする予防対策についてのお尋ねであります。

林野火災に対する火災予防対策といたしまして、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときには、消防法に基づいて火災警報を発令し、火気の使用を制限することができます。

また、火災警報の発令はしないものの、空気が乾燥し、さらには強風等により火災の発生危険が高くなった場合には、「火災気象通報対応マニュアル」に基づき、屋外における火気の手扱いを控えるなどの注意喚起を講じることとしております。

このほかに、住民等に対して、林野火災が発生しやすい時期に、市東部の丘陵地を中心として、消防自動車等による火災予防のパトロールを行うほか、「山火事注意」の横断幕の掲揚、小牧山、岩崎山、ふれあいの森などに、「山火事防止」の注意喚起の看板を掲示するなど、林野火災に対する予防啓発に取り組んでいるところであります。

私からは以上です。

○消防長（小口高広）

続きまして、イ、林野と住宅地が近接し、住宅への延焼の危険性がある地域において、防火水槽などの消防水利整備の考えについてのお尋ねであります。

本市における防火水槽や消火栓などの消防水利は、国が示す「消防水利の基準」に基づき整備しており、令和7年4月1日現在、市内に消火栓が1,740基、防火水槽が340基、プールなどその他の水利が52か所となっております。

これらの消防水利は、住宅などが立ち並ぶ地域を充足するように配置しておりますので、地域全体を総合的に見ますと、林野に近接する住宅地も含め、消火栓などの消防水利は充足している状況であると考えております。

林野火災が発生した場合は、これらの消火栓や防火水槽などの消防水利からの遠距離送水により消火活動を行うことになります。

仮に山林内に林野火災用の防火水槽などが設置されていたとしても、地理的な条件などから消防自動車容易に近づけないことなどが想定されるため、林野火災に特化した防火水槽などを新たに設置していくことは難しいのではないかと考えております。

このような現状を踏まえて、林野火災に対しましては、現時点で整備済みの消防水利をより有効に活用していくために、消防団をはじめ、消防防災ヘリコプターや近隣の消防機関などとの広域的な応援体制をしっかりと整えるとともに、日頃からの消防訓練を通じて、円滑かつ迅速に対応ができるように努めてまいりたいと考えております。

続きまして、ウ、総務省消防庁が新設する「林野火災注意報（仮称）」についてであります。

本年2月26日に発生した大船渡市林野火災を受け、総務省消防庁では、大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策の在り方に関する検討会が開催され、報告書が取りまとめられました。

当該報告書において、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令などによって、林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえ、先日、火災予防条例（例）の一部改正について、総務省消防庁から通知が発出されたところであります。

したがって、本市といたしましても、本通知を受け、小牧市火災予防条例の一部改正について、所要の整備を進めていく予定であります。

〇7番（余語 智）

御答弁ありがとうございました。

（1）アの林野火災の発生件数ですが、10年間で3件発生したことが分かりました。大規模火災もなく、件数といたしましては少ないと判断できるのではないかと思います。

40年ほど前になりますが、林区にある名北ゼンヌ幼稚園の北側山、北側の山林で比

較的大きな林野火災がありました。いまだに真っ黒になった山肌が頭から離れることはありません。

また、近年は林野火災が発生していないということですので、この記録を伸ばしていただきたいなと思います。

イの火災初期の状況把握であります。林野火災は、答弁にもありましたように、気象条件や地理的条件により大規模な火災に発生するおそれがあります。

現場到着後の状況把握や延焼拡大の危険性の判断等、迅速な対応が必要になると思います。どのタイミングで消防防災ヘリコプターを要請するかなど、的確な判断ができるよう、日頃からの訓練の必要性を感じました。

ウの消防団との連携については、水利条件が悪いなどの条件下では、連携が必要不可欠なことが分かりました。

また、地域住民の避難誘導や残火処理なども行われ、さらなる消防団との連携強化をお願いをいたします。

エの広域的な応援体制については、応援協定等に基づきまして、県内の消防機関等に応援要請できる体制を構築されていることが分かりました。

また、ヘリコプターからの全体像を把握による情報収集や、空中消火と地上消火との連携の体制は、林野火災の消火にかなり力を発揮するものと考えます。

さらに、自衛隊とも連携体制が構築されていることから、市民の安全確保に力を注いでいることが確認できました。

1の消防活動体制の現状を確認ができたところでありますが、そこで再質問をいたします。

消防活動体制の現状における課題をお伺いいたします。

○消防長（小口高広）

近年は、火災件数が減少傾向であり、特に林野火災に限定しますと、本市では過去10年間の発生件数が3件であり、令和3年4月以降は発生していないことなどから、林野火災における消火活動を経験している職員が少ないことが懸念されるところであります。

そのような状況下において、消防力を維持し、さらに向上させていくためには、職員への教育及び訓練の実施が急務であるとともに、消防団、近隣の消防機関、消防防災ヘリコプターなどとの連携を強化していくことが重要な課題であると考えております。

以上であります。

○7番（余語 智）

御答弁ありがとうございました。

林野火災の消火活動の経験をしている職員が少ないことが、課題の一つに挙げられました。

これは、今までいた先代の消防職員が築き上げてきた訓練の上に、さらに効果的な教育及び訓練を積み上げながら、消防力の強化につなげていくことが大事ではないかと思います。

(2)に移ります。

林野火災の消火訓練では、今年度、新たに山林の斜面を活用して、林野火災を想定した遠距離送水訓練を計画していることが分かりました。

私も知りませんでした。毎年消防防災ヘリコプターと林野火災を想定した連携訓練を行っているとのことであります。

こういった訓練内容も市ホームページに掲載するなど、市民への周知も必要ではないかなと思います。

それでは再質問ですが、林野火災の消火訓練の課題をお伺いいたします。

○消防長（小口高広）

本市では、日々の訓練を通じて林野火災に対しても対応できるよう、消防力の向上を図っておりますが、これまで本市では大規模な林野火災が発生していないため、職員の林野火災に対する消火活動経験が乏しいことが実情であります。

そのため、現在は実践的な知識と技術を習得するための訓練を、今後どのように行っていくべきかについて、近隣市町の訓練などを参考に検討しているところであります。

また、市東部にあります丘陵地は、犬山市や春日井市に隣接していることから、より広域的な消防相互応援体制の確立を図るべく、他市の消防機関との連携訓練の実施についても検討していきたいと考えております。

一方、林野火災における消火活動には、消防団との連携が重要であることは認識しておりますが、消防団は非常備の組織であるため、限られた活動時間の中で、いかに効率的な連携訓練を実施できるかが課題になってまいります。

そこで、これらの課題を少しでも解消するために、今年度からは消防団員に対する教育及び訓練の3か年計画を策定し、1年目は基本的なホース延長や放水訓練、2年目は狭隘路やクランク路などの悪条件下におけるホース延長及び消火栓を用いた中継放水訓練、3年目は広範囲にわたる大規模災害を想定した延焼防止活動など、より実践的な訓練を計画しております。

消防団の消火訓練につきましては、こうした3か年計画の訓練を繰り返し実施して

いくことで、これまで以上に計画的かつ有効的な訓練ができるものと考えております。

以上であります。

○7番（余語 智）

御答弁ありがとうございました。

先ほどの答弁でもありましたが、林野火災の消火活動の経験が乏しいということをはじめ、広域的に他市の消防機関との連携訓練も視野に入れていることが分かりました。

また、3か年計画を策定されまして、訓練を計画的、継続的に前向きに実施されていかれることが確認できました。

（3）に移ります。林野火災の予防対策についてであります。

アの予防対策ですが、春先辺りに消防自動車での予防啓発パトロールが私の自宅の前を通っていきました。スピーカーから直接大きな声で林野火災の注意喚起を行っていましたので、市民に対して、とても効果があるなと感じた次第でございます。継続的にお願いをいたします。

イの防火水槽等の消防水利の整備の考えについては、国の基準に基づき、林野と隣接する住宅地への水利状況は充足していることが確認できました。

また、林野火災の防火水槽については、消防自動車が近づけないことが想定されることから、林野火災に特化した防火水槽などは難しいのではないかという御答弁をいただきました。

既存の消防水利の維持管理を行うとともに、常日頃から、準備体制をお願いしたいと思います。

今年の3月、テレビニュースを見ていたら、岐阜市消防署の172人の消防署員の皆さんが、火災が金華山山頂まで燃え広がった想定で林野火災の訓練を行っていました。署員はホースを載せた背負い器を担ぎ、道なき道を駆け上り、20メートルホースをつなぎ合わせ、頂上付近で一斉放水されていました。水利については、地上の消防車からのものと、中腹に新たに設置した防火水槽の2か所から活用をされていました。また、県の防災航空隊が長良川から水をくみまして、空からの空中消火訓練もされていました。

私はこの訓練に感動を覚えまして、今月上旬、岐阜市消防本部に伺い、お話を聞きに行きました。

特に力に入れていることは、やはり市民への林野火災の理解と予防啓発だと御教授いただきました。

また、訓練において、毎回訓練内容に変化を持たせ、どんな場合にも対応できるよ

う工夫を凝らしているとのことでした。課題としては、やはり林野火災の経験が少ない若手職員の育成でありました。

なお、岐阜市消防本部は、市ホームページにて林野火災訓練の内容等を事前に市民にお知らせするなどして、林野火災の理解、予防啓発にもつなげています。

これらは訓練の参考としていただければと思います。

ウの「林野火災注意報（仮称）」については、消防庁からの通知もあったようですので、火災予防条例の一部改正に向け、適切な手続をお願いをいたします。

また、林野火災注意報等の発令に伴う予防体制の構築もお願いをいたします。

それでは、最後の再質問をいたします。

今後、より効果的な林野火災を行うにはどのような取組が必要と考えているのかお伺いをいたします。

○消防長（小口高広）

林野火災への対策は、「発生させない」、「拡大させない」の2点が重要であることから、より効果的な防火対策として、空気が乾燥した林野火災の発生しやすい3月から5月までの時期を捉えて、新たな予防啓発活動を計画しております。

火災を「発生させない」ための取組として、まず一つ目は、ハイキングや山菜採りなどを目的に入山する方々に対し、火災予防のチラシや啓発物品を配布して、たばこの投げ捨てをしないことや、火の始末を徹底することなどを呼びかけてまいります。

二つ目として、視覚的な効果が見込まれるデジタルサイネージを活用し、空気が乾燥している日や風が強い日における火気の取扱いについての情報発信を行い、積極的な予防啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、火災を「拡大させない」ための取組といたしましては、初期消火体制の強化が重要であることから、近隣の消防機関との合同訓練や、消防防災ヘリコプターとの連携訓練を継続することにより、広域的な連携体制をさらに充実させるとともに、日々の消防訓練に加え、今年度から始める消防団に対する3か年計画の教育・訓練を繰り返し実施してまいります。

こうした取組を行っていくことで、林野火災発生時には、地上部隊と航空部隊が一体となって、迅速かつ円滑な消火活動を行うことが可能となり、延焼の拡大防止を図っていけると考えております。

また、長期的な視点に立ちますと、林野火災対策として、より効果的な消火活動を行うためには、本市の現状に即した具体的な計画が必要であるとも考えており、現在、林野火災に特化した消防計画の作成事務を進めているところであります。

以上であります。

〇7番（余語 智）

いろいろ御答弁ありがとうございました。

火災予防の啓発物品の配布やデジタルサイネージ、さらには今年度から始める消防団に対する3か年計画に基づく訓練など、様々な取組をされていることが確認できました。

加えて、林野火災に特化した消防計画も、作成も現在進められており、林野火災対策が大きく前進していくものと思われます。

結びになりますが、林野火災は多くの場合、空気が乾燥しているなどの気象現象、急峻な地形、水利等極めて悪い条件の下で発生するものと考えます。

また、林野火災の特殊性として、発見も遅れがちであることから、森林資源を焼失するばかりではなく、気象現象によっては消防活動従事者の人命を奪うような危険性や、民家への延焼等大きな被害が及ぶ可能性が少なくありません。

このため、火災時における消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう、近隣及び広域的な機関と連携を図り、林野火災対策の計画を確立し、これに基づく市民等への予防対策を実施して、新たな林野火災に特化した活動体制の整備を図っていく必要があると考えます。

これからも貴重な森林資源及び市民の人命等を守るため、林野火災対策になお一層取り組まれることを期待いたしまして、質問項目1を終わります。

続いて、質問項目2、篠岡地区の学校再編に伴う通学についてであります。

今年7月に教育委員会は、「篠岡地区の学校再編に関するアンケート」を実施されました。

小学生児童へのアンケートにおいて、自分の学校がほかの学校と一緒にになるとしたら、「やってみたいこと」は何かの質問では、「新しい友達をつくりたい」との回答が39.4%でありました。篠岡地区の五つの小学校を見ると、現在1クラスしかない学年が14で、全体の47%となっております。このように、切実な思いを持った子どももいます。

一方で、学校再編により通学路が変わることで、歩く距離が長くなることに不安を抱えている児童が32%、登下校時に安全性の確保への配慮が必要であると考えた保護者が29.5%でありました。

このように、通学に関して不安を持っている児童及び保護者が一定数おみえになります。学校考える会では、スクールバス通学の運行範囲を示されたところですが、範囲の見直しを求める声をよく耳にしております。

学校再編における通学対策は、柔軟に対応する必要があるのではないのでしょうか。

そこで質問いたします。

(1) スクールバス通学について。

ア、6月27日の「篠岡地区の学校を考える会」において、スクールバス通学の範囲を再度総合的に検討するとありましたが、その後の見解をお伺いいたします。

篠岡地域は道路が狭い箇所も多くあります。また、部活動に取り組む児童もいます。イとして、登下校時のスクールバスの運行体制をお伺いします。

ウとして、通学団によっては、徒歩児童とスクールバスの児童が混在すること考えられますが、どのように対応するのかお伺いします。

スクールバス通学の練習を行うことで、児童の通学への不安を取り除く必要があります。

エとして、スクールバス通学での試乗会の予定をお伺いいたします。

(2) 通学の安全性確保について。

アとしまして、スクールバスの停留所をどのような場所に確保するのかお伺いします。

保護者アンケートのスクールバスの導入に伴う心配な点は、乗降時の児童の確認漏れ、児童の乗り遅れの対応、乗降時及び乗車中の安全性の確保が大半を占めています。

イとしまして、スクールバスの乗り降り及び走行中の安全性をどのように確保するのかお伺いをいたします。

交通防犯にも御協力いただいている通学路パトロールボランティアの存在は、大きいものがあります。

ウとして、小学校区ごとで交通防犯に御協力いただいている通学路パトロールボランティアはどのような関わり方になるのかお伺いいたします。

以上、誠意ある答弁を期待いたしまして、本項目についての質問を終わります。

○議長（小島倫明）

質問項目2について答弁を求めます。

○教育部長（矢本博士）

それでは、質問項目2、篠岡地区の学校再編に伴う通学について。

(1) スクールバス通学について。

アとして、6月27日の「篠岡地区の学校を考える会」において、スクールバス通学の範囲を再度、総合的に検討するとあったが、その後の見解についてであります。

6月27日に開催をいたしました第3回の「篠岡地区の学校を考える会」では、スクールバスの導入に関する基本的な考え方の案をお示しいたしました。

委員の皆様からは、スクールバスの運行本数や運行エリアの案に対して多くの御意

見をいただき、市といたしましてもそれらを課題と認識し、見直しを検討してきたところであります。

そして、8月24日と8月30日に開催をいたしました保護者等との意見交換会において、見直し案を改めてお示しさせていただいたところであります。

具体的な見直し案の内容といたしましては、まず、スクールバスの運行本数につきましては、下校時刻の異なる低学年と高学年向けに2便の運行としていたダイヤに加えて、部活動に取り組む児童がスクールバスに乗れるよう、部活動の実施日については、第3便を運行することといたしました。

次にスクールバスの運行エリアといたしましては、学校からの直線距離でおよそ2キロメートル以上を対象としていたものを、実際の通学距離から対象者を決定するよう運用を改めることとし、さらに、篠岡地区は他の地域に比べ、勾配の大きな地域も多く、一律に通学距離だけでは通学の負担は量れないことから、スクールバスについては、実際の通学距離が2キロメートル以上となる児童に加え、地域の特性である勾配にも配慮して運行エリアを設定していくこととしたところであります。

続きまして、イとして、登下校時のスクールバスの運行体制についてであります。

まず、スクールバスの運行日は学校の登校日とし、休日や夏休み等の長期休暇は運休といたしますが、運動会や出校日等の学校行事がある場合は運行いたします。

運行台数は、現時点の見込みですが、5台から6台程度を想定しており、バスの種類については、地域によって対象児童数が異なり、また、道幅なども考慮し、中型バスとマイクロバスを併用することを考えています。また、場合によってはジャンボタクシーの利用も含めて検討していきたいと考えています。

運行本数は、登校時は1便で、午前8時15分頃までには学校に到着できるよう運行ダイヤを設定いたします。

下校時は、下校時刻の異なる低学年と高学年向けの2便の運行に加え、部活動のある日については第3便の運行を行い、子どもたちの活動をサポートしてまいりたいと考えております。

次に利用料金につきましては、受益者負担の考えに基づくと、一定程度の御負担をいただくという考えもありますが、今回は、学校再編という市の施策によって通学距離が遠くなるという点を考慮し、無料とする予定であります。

続きまして、ウとして、通学団によっては徒歩の児童とスクールバスの児童が混在することも考えられるが、どのように対応するのかとのお尋ねであります。

現行の通学団によっては、徒歩通学とスクールバス通学に分かれてしまうこともあると考えています。

場合によっては、徒歩通学の人数が極端に少なくなったり、低学年の児童のみになってしまうなど、通学団の編成に大きく支障が出ることも想定されますが、そうした場合は、まずは隣接の通学団への編入により対応をお願いしたいと考えております。

しかしながら、隣接の通学団の集合場所までの距離が著しく遠いなどの理由により、課題の解消が難しい場合には、児童の安全性に配慮して、スクールバスに乗車いただくなど、個別に対応を検討していきたいと考えております。

続きまして、エとして、スクールバス通学での試乗会の予定についてであります。

スクールバスの運行に当たりましては、令和8年度上期に運行事業者の選定を行い、学校や事業者と協議をしながら準備を進めていく予定であります。令和9年4月から安全でスムーズな運行ができるようにするために、事前に子どもたちがバスの乗車を練習する機会を設けていくとともに、保護者や地域の皆様にも、スクールバスの利用に関する説明をしっかりと行っていく必要があると考えております。

そのため、令和8年度の3学期に、児童が実際にバスに乗って登下校を行う練習を複数回実施するとともに、保護者の皆様にも、バスの乗降体験ができる機会を設ける予定であります。

また、スクールバスの利用に関する説明会を実施するなど、丁寧に準備を進めていきたいと考えております。

続きまして、(2) 通学の安全性確保について。

アとして、スクールバスの停留所をどのような場所に確保するのかとのお尋ねであります。

スクールバスの停留所につきましては、まずは、児童が安全に待機することができるスペースのある地域の会館や、公共用地等を指定したいと考えています。

また、場合によっては事業所などに御協力をいただき、待機スペースを確保することも検討していきます。

今後、学校と連携して、実際に現地の安全性等を確認しながら、具体的に停留所やルートを決定していきたいと考えています。

続きまして、イとして、スクールバスの乗り降り及び走行中の安全性をどのように確保するのかとのお尋ねであります。

スクールバスの運行に当たりましては、児童の安全性を確保することが最も重要なことであると認識をしております。

そのため、まずスクールバスの乗り降りに当たっては、通学団単位による乗降を基本として、運転手による安全確認を徹底いたします。

また、児童が無事にスクールバスに乗ったかどうかについて、保護者や学校が確認

できる乗降確認システムや、バスへの置き去りを防止するためのシステムの導入を検討しています。

次に、走行中の安全確保につきましては、児童のシートベルトの着用など、交通ルールや運行マニュアル等に基づき、安全運行を徹底してまいります。

また、これまで児童の安全な登下校を見守っていただいております通学路パトロールボランティアの皆様にも、バスの停留所などの見守りに御協力をお願いできれば大変心強いと考えております。

一方で、バスの乗り遅れなど、スクールバスでは対応できないことがありますので、保護者等による付添いや見守りの御協力をお願いしたいと考えております。

最後にウとして、通学路パトロールボランティアはどのような関わり方になるのかとのお尋ねであります。

学校再編に伴いまして通学路が大きく変わるため、通学路パトロールボランティアの皆様とも新しい通学路情報を共有し、御意見をいただくとともに、安全点検を実施した上で、これまでのように子どもたちを見守り、声かけをしていただければ大変ありがたいと考えております。

また、新たにスクールバスでの通学が増えることから、バスの停留所までの見守り、あるいは、バスの停留所での見守りにつきましても、お願いができれば大変心強いと考えております。

そのため、学校や市からも機会を捉えてボランティアの募集を行うなど、子どもたちの安全な登校を見守る体制を維持していきたいと考えております。

以上であります。

〇7番（余語 智）

御答弁ありがとうございました。

（１）アのスクールバス通学の範囲については、篠岡地区は、地形的に坂道が多いため、勾配が急なところも多い地域になっています。場所によっては、自宅から学校までの高低差が50メートルになる箇所もあります。

そのようなことから、対象を学校から直線距離でおよそ2キロメートル以上としていたものを、実際の通学距離及び勾配にも配慮した上で、対象と設定したことは大変大きな前進であると思います。

イの運行体制についてであります。5台から6台程度で運行されることが分かりました。登校時の運行ルートは、8時15分までに学校に到着することを考えながら設定されると思いますが、教員の働き方改革もありますので、あまり早い時間に到着することは少し避けたほうがよろしいかと思います。

また、保護者等からの強い要望のあった便数については、部活動の日を考慮し、2便から3便にし、柔軟に対応されることが分かりました。

ウの通学団により徒歩児童とバス児童が混在することについては、隣接の通学団への編入対応や、隣接通学団が遠いなどの理由で、解消策が見いだせない場合は、個別に対応されることが分かりました。保護者の方とも十分調整をしながら、対応をお願いをいたします。

また、特に低学年の児童だけになった場合の配慮も併せてお願いをいたします。

エのスクールバス通学の試乗会については、令和8年度の3学期に、児童と保護者を対象に乗降体験を行うことが分かりました。児童たちの不安を少しでも解消するため、試乗会はとても重要だと思います。

そこで提案をいたします。

登下校を行う練習を複数回実施するとありますが、休日に実施するのか、平日に実施するのかなど、詳細はこれから調整されていくと思います。

私は、バスの試乗会を活用して児童の事前交流ができればと考えます。

例えば、バスの試乗会を平日の登校日に実施をし、統合校の児童と統合される児童との交流会を開催してはどうでしょうか。要するに、試乗バスを活用しながら、事前交流などを行っていけば、徐々に児童たちの通学への不安が解消されるとともに、心のケアにもつながっていくものと考えます。

(2) のアであります。停留所の確保ですが、児童が安全に待機できる地域の会館や公共用地等を指定されることが分かりました。

十分安全を確保しながら進めて進めていただきたいと思います。

イのスクールバスの乗り降り、走行中の安全性については、乗降確認システム、置き去り防止システムの導入の検討、さらに、走行中のシートベルトの着用など、通学の安全確保に向けた取組が確認できました。

また、走行中に児童の体調が緊急を要する事態となることも想定されます。その場合への対応策もお願いをしたいと思います。

ウの通学路パトロールボランティアの関わり方ではありますが、通学路が大きく変わること、まずは通学路情報の共有が大事であると思います。

また、現在、私と一緒に通学路パトロールボランティアをやっている方ですが、児童の親御さんらとグループLINEをつくり、子ども供が病気で学校を休むなどの連絡のやり取りを毎日やられています。頭が下がる思いでございます。

バス通学になってからも、このような連携ができれば、乗り遅れの児童にも対応できるかもしれません。

通学に関して、多岐にわたり御答弁ありがとうございました。

再質問はありません。

結びとなりますが、地形の高低差のある篠岡地区であります。スクールバス通学の範囲を改めて見直し、検討されたのは大きな前進と捉えます。バスでの登下校は、交通・防犯の面でも有効的に機能すると思います。

一方で、文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」では、スクールバスの交通手段を導入する場合、徒歩時間の減少による体力の低下や、放課後の遊びの時間の減少といった課題が生じることが考えられるとあります。アンケートでも、歩く距離が短くなることによる体力や運動機能の低下を心配されている保護者が8.2%ありました。

その対応策の一つとして、授業終了からスクールバス乗車時間までの時間に余裕を持たせるなどして、集団での外遊びの時間を確保することとされております。このようなことも視野に入れながら対応する必要性も感じます。

また、これまで学校考える会を3回、中学生の保護者と小学生の保護者への説明会、児童生徒及び保護者、未就学児の保護者へのアンケートを実施するなど、御意見を十分聞きながら進めてこられました。

今後も児童生徒、保護者や地域の皆さんの声に声に耳を傾け、篠岡地区の学校再編が丁寧かつ着実に進められることを期待いたしまして、私の全ての質問を終わります。

○議長（小島倫明）

ここで暫時休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。

（午前11時43分 休 憩）

（午後1時00分 再 開）

○議長（小島倫明）

休憩前に引き続き会議を開きます。

個人通告質問を続行いたします。

小川真由美議員。

○20番（小川真由美）

皆様、こんにちは。まだまだ暑い日が続いております。秋の訪れを感じるころですが、今年の夏は記録的な暑さが続き、通算猛暑日地点数は昨年を上回り、過去最多を更新しています。古都京都では、今年60日以上猛暑日となり、県庁所在地では1

位の多さになったそうです。

また、最高気温が35度以上の日は猛暑日と呼ばれていますが、今年はそれを上回る40度以上となる日が相次ぎました。これを受けて気象庁は、最高気温が40度以上の日を指す新しい名称について検討を始めました。気象庁によりますと、最高気温が40度以上となる地点数は年々増加しており、今年の夏、6月から8月では延べ30地点で最高気温40度以上を観測し、過去最多だったそうです。現在、気象庁は35度以上を猛暑日、30度以上を真夏日などと定義して使っていますが、こうした状況を受け、最高気温が40度以上の日を示す言葉の新設について検討を始めました。

民間では、日本気象協会が酷暑日という言葉を使用しております。気象庁長官は、どのような言葉が適切なのか検討していきたいと述べております。

そういったことから、日本の気候変動や地球温暖化が心配です。

そこで、今回の質問項目3点は、3件ですね。関連する熱中症対策・温暖化対策・公園での暑さ対策について質問をいたします。

質問項目1、熱中症対策について。

熱中症対策の政策には、2025年6月1日から罰則付きで義務化された「職場の熱中症対策」と、2023年に閣議決定された熱中症による死亡者半減を目指す「熱中症対策実行計画」などがあります。

労働安全衛生規則の改正により、事業者は熱中症の報告体制の整備や、対策の文書化、事業者への周知が義務づけられました。国、自治体、企業、そして国民一人一人が連携し、熱中症による健康被害を減らすための取組が進められております。

そこで、(1)では、職員に対しての熱中症対策について、「職場の熱中症対策」を伺います。

(2) 高齢者の熱中症対策について。

一人暮らしの高齢者が増加する中、熱中症で病院へ運ばれる件数が増えています。

対策には、室温調整（エアコン、扇風機、遮光カーテン）、小まめな水分・塩分補給（喉が渇く前に経口補水液や塩分を含む飲物）、適度な運動による体力維持、そして見守り体制の構築（家族、自治体、IT機器の活用）が重要であります。

そこで、3点について質問をいたします。

1点目は、市内の熱中症で搬送された件数を伺います。

2点目は、見守り体制等が重要であるが、一人暮らしの高齢者の熱中症対策の詳細を伺います。

3点目では、エアコン等の購入に対して補助を行っている自治体もありますが、小牧市でのエアコン等の購入に対する補助金についてお尋ねいたします。

分かりやすい答弁をお願いいたします。

○議長（小島倫明）

質問項目 1 について答弁を求めます。

○市長公室長（入江慎介）

それでは、質問項目 1 で熱中症対策について、（１）職員に対しての熱中症対策「職場の熱中症対策」についてであります。

労働安全衛生規則が改正され、本年 6 月 1 日から施行されました。この改正により、熱中症による死亡災害を未然に防ぐため、熱中症のおそれがある労働者を早期に発見し、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処するための「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務づけられました。

この改正を踏まえ、中央安全衛生委員会から所属長に対して、「職場における熱中症対策の強化について」の通知を行い、「熱中症のおそれのある者に対する処置の手順」の標準例を作成した上で、各所属において、執務環境などの実情に応じた対応を要請しております。

これらの対応を適切に実施することにより、熱中症のおそれのある業務において、熱中症の重症化を防止し、職員の安全確保を図ってまいります。

あわせて、各職場での熱中症対策として、現場調査や雑草の除去などの屋外の業務では、水分・塩分の適切な補給など、熱中症予防の基本対策を徹底するとともに、一部の現場では、電動ファンが内蔵された空調服を使用しております。また、屋内で行う業務では、空調機器の適切な運用や、遮光・遮熱対策、換気の徹底といった環境整備をしております。そのほか、保育現場では暑さ指数を測定し、熱中症リスクの高い時間帯の外遊びを外遊びを避けております。

以上の取組などにより、本市職員の熱中症リスクを低減し、健康で安全に職務を全うできるよう対策をしております。

以上であります。

○副消防長（高橋直人）

続きまして、（２）高齢者の熱中症対策について。

ア、市内の熱中症で搬送された件数のお尋ねであります。

本年の熱中症の統計を取り始めました 5 月 1 日から 8 月 31 日までに熱中症、もしくは熱中症の疑いで救急搬送した件数でお答えさせていただきます。

65 歳以上の高齢者の搬送件数は 55 件であります。

以上であります。

○福祉部長（江口幸全）

続きまして、イ、一人暮らしの高齢者の熱中症対策の詳細についてのお尋ねであります。

高齢者については、体温の調節機能が低下することが心配され、一人暮らしの方については地域から孤立しやすいこともあり、重層的な声かけや見守りの必要があると感じております。

このため、保健連絡員には高齢者サロンの利用者などに「高齢者のための熱中症対策」のチラシを配布するなどして注意喚起をしていただいていたたり、一人暮らし高齢者台帳に登録していただいている方については、民生委員児童委員や地域包括支援センターが見守りや声かけをして、熱中症対策についてもお伝えをしていただいているところです。

このほか、「友愛訪問」として、クラブ員同士で見守り活動を行っている単位老人クラブもございます。

また、一人暮らし高齢者等で緊急時に迅速な対応が困難な方については、希望により緊急通報システムを設置し、必要に応じて看護師等への相談ができるほか、非常時にはボタン一つでコールセンターにつながり、状況に応じて救急車の手配を行うことができる環境を整えているところでございます。

続きまして、ウ、エアコン等の購入に対する補助金についてのお尋ねであります。

高齢者は暑さに対する感覚機能が低下することなどにより、エアコンを使用しない方や、エアコンを使用していても途中で電源をオフにしてしまう方など、適切に温度管理等が行えない方もおられると思います。

このため、先ほども申し上げたとおり、体調に異変が生じた際に、異変に気づくことができる重層的な声かけや見守りが重要であると考えております。

エアコン等の空調機器に対する支援については、補助金ではありませんが、市社会福祉協議会を申請窓口とする県社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度があり、通常よりも低利または無利子で利用できるため、この制度の周知に努めているところであります。

また、高齢者や生活困窮世帯に対するエアコン設置費に対する補助については、本年8月に開催されました県市長会福祉保健関係部課長会議においても議題とされ、現在、県市長会が各自治体の取組状況等の取りまとめをしております。

補助制度の創設に当たっては、補助の対象者、更新や修理まで含めるかなどの補助内容、補助率や補助金額などについての検討が必要でありますので、県内自治体の取組状況など、他自治体の動向等を注視してまいりたいと考えております。

なお、繰り返しになりますが、先ほど申し上げた生活福祉資金貸付制度を活用した

支援や高齢者に対する日頃からの重層的な見守りなどにより、熱中症予防に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○20番（小川真由美）

答弁いただきました。

熱中症対策ということで、まず一番初めに聞きましたのが、職員に対しての熱中症対策。今、公室長から答えていただいたんですけど、様々な取組で、職員の皆様が働きやすい環境という形で取組をしていただいております。

日々の業務、本当にお疲れさまです。ありがとうございます。

引き続き、市民一人一人の視点に立ち、誠実に市民サービスをよろしく願いいたします。くれぐれも、熱中症対策ですね。これからもまだまだ暑い日が続きますので、しっかりとしていただいて、今後も地域の課題解決に向けて、市民と一体となって取組をお願いいたします。

（2）で再質がありますので、お願いいたします。

市内の熱中症で搬送された件数を今、消防のほうから答えていただきました。

件数が、5月から8月、65歳以上でということでお話しいただいたんですけど、55件。これが多いか少ないかというのはあれなんですけど、55件ということでありました。

今、高齢者での数をちょっと答えていただいたんですけど、この熱中症の疑いでということでは、全体的に搬送された件数がどれだけあるか分かれば教えていただきたいと思いますので、お願いします。

○副消防長（高橋直人）

今年5月1日から8月31日までに、熱中症もしくは熱中症の疑いで救急搬送した総件数は137件で、高齢者の占める割合は全体の40%となっております。

以上であります。

○20番（小川真由美）

答弁いただきました。

全体では137件、40%の方が大体高齢者っていう人数、パーセントも出していただいたんですけど、やはり40%と聞くと、全体から占めると半数近いっていう形で、多くの高齢者の方が運ばれ、こういった救急車を使って搬送されてるってことが分かります。やはりその中でも、質問をイでしてますけど、この一人暮らしの高齢者が、何かあったとき、一人でなかなかすぐに電話がかけれないとかいうのもあると思うんですけど、答弁の中では、見守りや声かけをしっかりとしているよということでありました。

そこで、最後の答弁にもいただいていたのが、緊急通報システムを設置しているということであるんですが、この緊急通報システムを、具体的にどのような利用の事例があったか分かれば教えていただきたいと思います。答弁を求めます。

○福祉部長（江口幸全）

緊急通報システムにつきましては、利用者がシステム本体の通話ボタンや附属ペンダントのボタンを押すと、24時間いつでもコールセンターにつながります。

このコールセンターは非常時の通報だけでなく、コールセンターに配置された看護師等に健康に関する相談などをしていただくことができます。

また、リズムセンサーで24時間動きを感知できなかった場合や、一定期間内に連絡や報告がない方には、コールセンターが連絡をし、状況に応じて警備会社等が自宅を訪問するなどして安否確認を行っております。

利用の一例を申し上げますと、「倦怠感とふらつきがある」とコールセンターに通報が入り、コールセンターから救急車と警備会社に出動を要請したケースや、リズムセンサーの感知がなく、安否確認ができなかったため、警備会社が出動し状況を確認したところ、動くことが困難であったため、救急車を要請したケースなどがございます。

以上であります。

○20番（小川真由美）

今、一例を出していただきました。やはりこういったように、やはりいざとなったら行政の力も要りますし、こういった見守りも大切だと思います。警備会社も出動してくれてっていうことでありましたので、引き続き、特に一人暮らしの高齢者の皆様方の見守りと、こういった対策を取っていただきたいと思います。

3点目の、エアコン等の購入についての補助金についてですが、答弁の中では、小牧市としては、このエアコン等の購入の補助は独断と、こういった補助金はありませんという、今答弁だったと思います。

ただ、それでも市、社会福祉協議会を申請窓口として、県社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度というのがあるということで、今、答弁をいただきました。

この制度も、やはり知ってますと申請ができますが、知らないと申請ができません。ですので、現在は、まず一点聞きたいのが、この生活福祉資金貸付制度の活用状況、今どのようになっているか答弁をお願いします。

○福祉部次長（山本格史）

令和6年度の実績で申し上げます。令和6年度の生活福祉資金貸付制度の利用件数は14件で、うちエアコン購入のために利用した件数は3件と、市社会福祉協議会から

お聞きしております。

以上です。

○20番（小川真由美）

実際今のこの制度を利用しているのが14件で、そのうちエアコン購入のために制度を利用しているのは3件というの答弁がありました。今も申しただいたんですけど、3件がやはりあまり普及してないので分からないのか、少ないのか多いのかってことは出てくるかと思うんですけど、先ほどの部長も述べていましたが、エアコンを使用しない方や、エアコンを途中で切ってしまう。朝はやはりですね、タイマーをかけてて切れてしまって、やはり暑くなるっていうパターンも多いです。

この熱中症で倒れるのは、外よりも中で倒れる件数のほうが多いです。これ全国的ニュースでもやってましたので、中で認知症で倒れるよと。やはり、暑い外で倒れるのが多いっていうのではなく中のほうが多いって中では、やはりこういったエアコン等の購入の補助も、ぜひ他市と、他市もいろいろ取り入れてるところもありますので、今現在この制度があるよってことではあるんですが、今後も調査研究をして、ぜひ市民の方からそういった声があったら導入をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、質問項目1については終わらせていただきます。

続きまして、質問項目2、温暖化対策について。

（1）住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金について質問いたします。

温暖化対策に最も有効なのは、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を減らすことです。化石燃料の使用量を減らすために、省エネルギーの推進や、太陽光や風力など、再生可能エネルギーの利用を拡大することなどが代表的な緩和策になります。

具体的には、再生可能エネルギーの導入、省エネルギー技術の開発・導入、ZEH、このZEHは（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の推進で、これらの取組も進められています。

以前も質問いたしましたが、現在の状況をお尋ねいたします。

よろしくお願いします。

○議長（小島倫明）

質問項目2について答弁を求めます。

○市民生活部次長（小川真治）

質問項目2、温暖化対策について、（1）住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金について、この補助金の現況についてであります。

「小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金」は、家庭における効率的なエネ

ルギー利用を促進し、地球温暖化防止及び脱炭素社会の形成性並びに市民の環境に対する意識向上を目的として令和元年度に創設され、太陽光パネル、家庭用エネルギー管理システム（以下「H E M S」と申し上げます。）、定置用リチウムイオン蓄電システム（以下「蓄電池」と申し上げます。）、家庭での年間エネルギー収支が0以下となる住宅（以下「Z E H」と申し上げます。）に使用される高性能外皮などの住宅用地球温暖化対策設備を設置する費用の一部を補助する制度であります。

また、この補助金は愛知県と協調して補助を実施していることから、国や県の動向を注視し、当該補助金の拡充を図っており、令和7年度からは太陽光パネルの最大出力10キロワット未満から50キロワット未満にするとともに、余剰売電に加え100%自家消費も認めることとし、補助対象要件を拡充しております。

今年度の補助実績は予算額3,600万円に対して、令和7年8月末現在の補助件数が136件、補助額が2,072万2,000円となっており、その内訳は、H E M Sは27件で27万円、蓄電池は61件で915万円、家庭用燃料電池システム（エネファーム）は8件で80万円、電気自動車等充給電設備、（以下「V 2 H」と申し上げます。）は、1件で5万円となっております。

また、太陽光パネル、H E M S、蓄電池の一体導入が32件で884万2,000円、太陽光パネル、H E M S、Z E Hの一体導入が7件で161万円となっており、太陽光パネル、H E M S、V 2 Hとの一体導入は8月末現在において、申請はございません。

以上であります。

○20番（小川真由美）

この補助金についての答弁をいただきました。予算額、そして件数もお伝えしていただきましたが、まだこの予算のですね、枠が空いてると思います。やはり最近、建て替えや東京都でも太陽光パネルをつける際に、条例化したりとか補助金が出たりとかいうこともあります。

そういった中で、やはりこういったまだ予算があるよとか、ぜひこういうのもつけて、皆さん省エネ、そして地球温暖化対策をしてくださいっていう面では、やはり周知が必要となってきますので、引き続きよろしくお願いします。

この温暖化対策についても、市としてはたくさんのお取組を行っておりますが、その取組についてもう少し説明していただければ、答弁をよろしくお願いします。

市長、よろしくお願いします。

○市長（山下史守朗）

御指名でありますので、私からお答えをいたします。

地球温暖化対策ということで、小牧市も、この市政70周年に当たりまして、特に環

境問題については大変重要だということで、市民の皆様方にこの機会にしっかりとまた捉えていただきまして、市とともに、この問題に市全体として、民間も含めて、しっかりと努力をしていく必要があるということで、呼びかけをさせていただいているところでございます。

今、小川議員からもお話がありましたように、この地球温暖化の問題というのは非常に重要な問題でありまして、世界共通の課題であるとともに、人類の生存を脅かすような、そんな課題でもあるというふうに強く認識をしているところであります。名古屋地方気象台における年平均気温の経年変化にも上昇傾向が表れておりまして、その割合は100年当たり2.2度ということになっております。毎年のように全国的な危険な暑さを記録しておりまして、この議会の冒頭の挨拶で私申し上げましたけれども、昨年一昨年、この暑さの記録を更新するような、そんな状況だというふうに認識をいたしております。特に名古屋におきましては、今年の8月31日には2018年以来7年ぶりに気温が40度に達しまして、史上2回目の40度以上ということでありました。気象庁も、今年の6月から8月までの日本の平均気温は統計開始以来最も高かったというふうに発表をしているところであります。WMO、世界気象機関が2025年の5月28日に発表した報告書におきましては、地球温暖化が今後さらに進み、今後5年間で新たな最高気温が記録される可能性が高いとされておりまして、世界的規模で、この地球温暖化は喫緊の課題であると認識をいたしております。

我が国におきましても、2030年度には2013年度比で温室効果ガス排出量を46%削減するとともに、2050年にはカーボンニュートラルを実現するということを長期目標として掲げているところでありまして、緩和と適応の双方から地球温暖化対策を推進するとしているところであります。

そうした中で、小牧といたしましても、令和3年の6月に「ゼロカーボンシティ」を表明するとともに、家庭や事業所における省エネルギー型機器の設置や購入を促進するための補助事業、さらに公共施設及び家庭における、照明機器のLED化に向けた取組など様々な地球温暖化対策を実施しているところであります。

また、令和3年の5月には尾張地域で初めてとなるSDGs未来都市に本市は内閣府において選定をいただきました。企業などと連携をしてSDGsに資する取組を推進しているところでありますが、特に、その中で資源循環及びカーボンニュートラルの推進に資する取組として、近年力を入れておりますのがペットボトルの水平リサイクルであります。再び同じペットボトルに再生するB to Bの取組や、事業所から排出される生ごみの食品残渣を民間バイオガス発電施設で処理をして、発電した電力を市内の事業者に使っていただく「電力の地産地消」の取組など、この資源循環とカ

ーボンニュートラルの取組を受けて進めてきているところでございます。

令和7年3月には、昨今の世界や国や県の状況など踏まえまして、第3次小牧市環境基本計画の改定版を策定をして、地球温暖化対策の実施に向けているところであります。この計画におきましては、地球温暖化の「緩和策」として「省エネルギー化の推進」「再生可能エネルギーの利用促進」「脱炭素まちづくりの推進」。「適応策」として「安心・安全な生活環境の保全」「快適な街並みの形成」「気候変動適応策の推進」をテーマとして、市民事業者、また行政が協働して市全体で実施をしていくこととしております。

今回の計画の改定に合わせまして、市職員が取り組む「小牧市環境方針」についても、令和7年3月21日に大幅に改定をいたしまして、全ての市職員がそれぞれの役割を認識し、事業・施策について主体的に環境に配慮しながら業務を実施することとしており、市の最上位計画である「小牧市まちづくり推進計画第2次基本計画」においても計画推進における横断的な視点として「カーボンニュートラルの実現」を掲げ、行政活動全般において環境保全への配慮をより一層進めて、環境負荷の軽減を図ることとしていっているところであります。

様々、行政としても、これまで取り組んでまいりましたが、今年になりまして70周年という記念の年でもありますので、去る第1回の定例会におきまして、市議会におきましても「小牧市環境都市宣言の変更」について御議決をいただきまして、本年5月には市制70周年記念式典におきまして、市内の児童生徒の皆さんと共に、この環境都市宣言させていただきました。

宣言文の一つであります「カーボンニュートラルを実現し、持続可能なまちを目指します」ということについて、市民の皆様と共にさらに努力をしていく必要があるということを明確にさせていただいたところであります。

なかなか一朝一夕に、効果が目に見えて現れるところでないという中で、なかなか効果実感しにくい、ますます暑くなっていくというような状況でありますけれども、やはり今、行動を変えていかないと、10年20年30年もっとひどい状況になっていくということが予想されておりますので、やはりこれは、しっかり取り組んでいく必要があると思っております。いつも申し上げるんですが、なかなか、人は目の前の喫緊の課題は分かるんですけど、なかなか効果が現れない長期の目標というのは取り組みづらいものですから、この辺りは、やっぱり行政が率先して範を示していく必要があると思っておりますので、小牧市として努力をしていきたいと思っております。

全国的に、自治体のこの取組には温度差が非常にあるものですからね。私としては市長会なども通じて、いろいろと、他の市町にも、一緒にやろうよということと呼び

かけをさせていただいているような状況でもございます。

あと一点、ちょっと触れるのを忘れましたが、実は新たな取組といたしまして、S A Fの再資源化の取組を今始めているところでございます。これは廃食油から、S A FというのはS A Fということで、S u s t a i n a b l e A v i a t i o n F u e l、すいません、私、発音が得意じゃないんで申し訳ないです。いわゆる持続可能な航空燃料ということでございまして、この再資源化の推進をしているわけでありまして。従来の航空燃料は原油から精製されておりましたけれども、S A Fは廃食用油などの原料から作られるため、ライフサイクル全体で、C O 2の排出量を最大約80%削減することができ、カーボンニュートラルの実現に寄与するというふうに考えられているところであります。

こうした状況で、本市も県営名古屋空港を有しておりますので、何とかこれを、近隣と一緒に航空燃料にできるような仕組みづくりをやっていけないというようなことを検討してきたところ、同時期になりまして、愛知県も同じことを考えておられまして、ちょうど同時期になったんですが、本年度に、愛知県が「あいち地産地消 S A Fサプライチェーン推進協議会」というのを立ち上げるということになりまして、現在、それであれば本市もですね、これ参画をしていこうということで参画をさせていただきまして、県や参画事業者などと連携をしながら、これを目指していこうということでございます。

現在、県内で第2位のこの廃食用油の回収量を誇っております本市といたしまして、これを有効活用して、この廃食用油を原料としたS A F製造における安定したサプライチェーンの構築を目指してまいりたいと思います。

少し長くなってしまいましたが、大変重要なこの分野だというふうに思っております。

なかなか、取組が進んでいくということは実感しづらいということではありますが、暑さは、これ年々暑くなっていくということはまざまざと実感をしている方が多いんじゃないかと思いますので、この暑さをエネルギーに、我々のモチベーションに変えて、環境施策の推進に、皆さんとともに力強く向かっていければというふうに思っておりますので、この市政70周年を機に、一層環境問題の推進に市を挙げて、皆さん、市民の皆さんと共に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〇20番（小川真由美）

市長ありがとうございます。本当に今、小牧市で取り組んでいただいている地球温暖化対策、ほぼこうやって話していただきました。これを機に、やはり多くの方がこの議会、そしてもう再度こういった中身を話していただくと、こういうことを小牧はや

ってるんだとことがよく分かりますし、今言われた暑さをモチベーションに変えていこうということでありますので、ここは、私からも毎日毎日猛暑日の日にちの日数が変わってくるので、実は私もこの質問に当たり何日ですよって、先ほど京都でも60日とかあったんですけど、それがもう既に61日とか変わってしまったので、先ほど60日以上と言いましたが、皆さんも、知ってる方もいるかもしれませんが、今年、南国那覇はいまだ猛暑日は0で、真夏日の日数が全国1位的那覇ですが、この猛暑日は0というと、この沖縄でですね、何か意外かなって思われる方もいらっしゃるかもしれません。

ただ、沖縄も近年は気候変動の影響で気温が上昇し、昨年2024年は猛暑日の日にちは8日。この8日も何と108年ぶりの猛暑日で、最多だったということです。これ108年ですので、いつかなって計算してみますと、1916年、そういった、毎年、いろいろと記録が変わっていております。

この夏、6月から8月の最高気温の平均は那覇31.8度、名古屋が33.5度と、名古屋より那覇が1.7度低い。何か昔ですと沖縄那覇とかは、ここよりも暑いっていう南国イメージってあるんですが、もう最近ではこの本州、そして名古屋のほうが沖縄那覇よりも平均気温が高いということで、猛烈な暑さを避ける避暑地は沖縄とも言えそうですとニュースになっておりました。

どおりで、今年も去年もですけど、うちでゴーヤを作ってるんですが、やけにゴーヤが豊作でして、たくさん取れるなっていう実感もあったんですけど、こういった、なかなか毎年毎年、市長も言われましたが、温度気温が変わっていくので、私、本当にそれを実感してますから危機的だなと思って、今回、質問を熱中症対策や地球温暖化対策ということで質問させていただいております。

ですので、また市としてのこの対策は共に頑張っていきたいと思いますので、よろしく願います。

それでは、質問項目3に入らせていただきます。

3は、公園整備についてであります。

(1) 公園での暑さ対策について。

ここでも暑さの対策について質問させていただきます。

年々進む温暖化により、あまりの暑さのため、外で遊ぶ子どもたちが少なくなってきました。公園での暑さ対策は日傘や帽子で直射日光を避ける、木陰やあずまやで小まめに休憩を取る、水分や塩分の補給を小まめに行う、通気性・吸収性・速乾性に優れた衣服を着る、冷却グッズを活用するといった個人でできる対策と、公園に設置されたミストシャワーや緑陰施設の活用があります。

暑さ対策がなされている環境の中で、楽しく公園で遊ぶことができると、夏休みも元気に子どもたちは外で遊ぶことができます。そのためにも、暑さ対策が必須となってきますが、市としての公園での暑さ対策のお考えをお尋ねいたします。

(2) 北西部地区公園（わくわくパーク村中）について質問をいたします。

地元区での3回のワークショップを終えました。ここに来るまでかなりの時間を要し、また地元の議員で地主さんに説明をしに行ったり、何度も話し合いをしてまいりました。長い年月がたちまして、やっと順調に公園整備が進んできております。今後は暑さ対策も十分に含めた整備が進められると期待しております。現在の状況をお尋ねいたします。

答弁をお願いします。

○議長（小島倫明）

質問項目3について答弁を求めます。

○都市政策部長（舟橋朋昭）

質問項目3、公園整備について、(1) 公園でも暑さ対策について。

公園の暑さ対策についての市の考えについてのお尋ねでございます。

公園における暑さ対策につきましては、公園管理者が利用者の安全の確保のために取り組む対策だけでなく、公園利用者が自らの安全を守るための行動を取っていただくことで高い効果を発揮することができると考えています。特に猛暑日や熱中症警戒アラートが発令された日などは不要な外出を控えたり、日中の暑い時間帯を避けて行動していただきたいと考えています。

こうした考えの下、公園管理者として実施できる暑さ対策としましては、日陰の確保とミスト装置などにより気温を下げる工夫が効果的であると考えています。

日陰の確保につきましては公園樹がつくる緑陰のほか、柱と格子状の屋根で構成されたパーゴラやあずまやなど、直射日光を遮ることができる休憩施設を多くの公園に設置しています。

とりわけ市民四季の森のソリスベリとパークゴルフ場の受付前には、順番を待つ利用者の方々が日陰となるようテントを設置しているほか、水辺の音楽広場には大型の日よけテント及び日よけパラソルを設置しています。また、本市で初めてパークPFI制度を活用して整備し、本年6月にオープンした小牧山東公園においては、園内中央に大屋根シェルターを設置し日陰を確保しています。

次に、冷却効果のあるミスト装置については、人が多く集まる市民四季の森のソリスベリ前の通路と、ちびっこ動物村の通路に設置しています。

なお、多くの公園には水飲み施設を設置しており、小まめに水分補給を行うことで

熱中症予防につながるものと考えています。

今後も、新たな公園を整備する際には、地域の方々が参加するワークショップなどを通じて利用者の方々の御意見をお聞きし、暑さ対策を考慮した公園の整備をしていきたいと考えております。

以上です。

○都市政策部次長（川島充裕）

続きまして、（２）北西部地区公園（わくわくパーク村中）について。

順調に公園整備が進んでいるが、現在の状況についてであります。

北西部地区公園につきましては、村中小学校の南西に隣接する面積約２ヘクタールの近隣公園として計画したものであります。

令和６年度は地域の方々に御参加いただき、公園整備に関するワークショップを３回行い、整備プランや利用ルールなどを話し合うとともに、公園の愛称について御意見をいただきました。

愛称については、このワークショップで三つの案が提示され、その後に村中小学校の児童の投票により「わくわくパーク村中」に決定いたしました。

そして、このワークショップで取りまとめられた整備プランを踏まえまして、整備工事を行うための実施設計を行いました。

公園の整備内容につきましては、公園の南側に来園者が憩うことのできる広大な芝生広場を配置し、北側には多くの遊具を設置するとともに、中央付近に一時的な避難場所として活用できるよう、かまどベンチ、災害時用トイレなどを設置する計画としています。

また、公園での暑さ対策としましては、大屋根テント、シェルター、パーゴラ、水飲み施設などを設置するとともに、公園全体に高木を植える計画としています。

以上であります。

○２０番（小川真由美）

公園整備、特に公園の暑さの対策についてなど答弁をいただきました。

今の部長の答弁の中に再質したい部分もあるので、順番に再質をしていきたいと思うんですけど、四季の森にミストの設置がされているよということで、箇所も教えていただいたんですが、やはりミストがあると子どもたちや、大人の方も涼しいですし、また外に出る機会が増えてくと思うんですけど、他の公園での設置に対してはどのように考えているのか答弁をお願いします。

○都市政策部長（舟橋朋昭）

ミスト装置をほかの公園に設置できないかとのお尋ねでございます。

ミスト装置につきましては、先ほどお答えしましたとおり、多くの人が滞留する場所であり、こどもの利用が多い市民四季の森のソリスベリ前の通路と、ちびっこ動物村の通路に設置しており、公園利用者からは、「涼しく感じられて過ごしやすい」などの声をいただいているところであります。

しかし、公園にミスト装置を設置するには、暑さや利用の状況に応じたミストシャワーの開閉や、細菌などの繁殖を防ぐための定期的な清掃などが必要となるので、日常的にミスト装置の管理ができ、利用者が比較的多い公園へのミスト装置の設置について検討したいと考えています。

以上です。

○20番（小川真由美）

そうすると、例えば今答弁いただいてやはり管理とかが必要となると、パークアリーナとかはできるのではないかなと思うんですけど、そういったところ、特にパークアリーナの北には公園もありますし、そういったところでもできるのか検討を今後していただけるのか、答弁をいただきたいと思います。

○都市政策部長（舟橋朋昭）

ただいま議員から提案がありましたパークアリーナ北側の公園につきましては、スポーツ財団の職員もおりますので、そういった意味では管理しやすいであろうというふうには考えております。

ですので、今後調整が必要であります、一つの候補であると考えております。

以上です。

○20番（小川真由美）

ありがとうございます。引き続きまして他の公園についてですけど、パーゴラとあずまやでは、またちょっと造りが違うんですが、パーゴラは日陰には不十分と思うので屋根をつけてほしいという声もあると思うんですが、その辺りはどのようにお考えですか。

○都市政策部長（舟橋朋昭）

パーゴラに屋根をつけることができないかとのお尋ねでございます。

パーゴラにつきましては、屋根の形状から、あずまややシェルターに比べ、雨や日光を遮る効果は低いこと、寝泊りするなど長い時間にわたり場所を占拠されるなどのおそれが小さいことなど、様々なメリット・デメリットを踏まえて、ワークショップにおいて地域住民の方々の御意見をお聞きしながら、多くの公園に設置しているところであります。

しかしながら、近年の夏場は猛暑となる日が多くなっていることから、今後、地域

住民の方々からの相談があれば、日陰の確保について検討していきたいと考えております。

以上です。

○20番（小川真由美）

今後、検討していただけるということですので、その地域の公園の管理をされている区から要望があったりしたら、ぜひ、やはり今後は屋根もつけていただいたほうが日陰が多くなると思いますので、よろしくお願いします。

今、公園のこの整備管理の話をしてまして、やはり公園を使わないと、グラウンド、特に草も生えてくるんですね。地域の方から草取りがとても大変でっていうことを聞くんですが、今後、この草が生えてくと、まず、利用していくとどのような管理をしていただけるのか答弁を求めます。

○都市政策部次長（川島充裕）

公園の草刈りなどの管理につきましては、地元区と管理委託契約を締結し、基本的には地元区で管理を行っていただいております。

しかしながら、地元区では管理が難しい場合には、地元区と相談の上、市で管理を行っているところであります。

以上であります。

○20番（小川真由美）

ぜひ、区の方も頑張ってるんですけど、なかなか、やはり使わないと草も生えてきますし、ぜひ高齢化も進んで地域の方がなかなか草取り草刈り大変だってときは、市のほうのお手伝いもよろしくお願いします。

それでは、（2）ですけど、この北西部地区（わくわくパーク村中）について再質をしたいと思います。

今、現状などを答弁いただきました。本当にここまで来るのにかなりの年月と、我々地元の議員もいますけど、これまで一生懸命、地域の方に御理解いただけるよう説明やお話をしてきました。今の、いろいろとこれまでの経緯とか、現状を言っていたんですけど、今後こういった形でまた進んでいくのか、スケジュール等詳細を教えてください。

○都市政策部長（舟橋朋昭）

今後のスケジュールにつきましては、令和7年度は公園の東側に公園へアクセスするための道路工事や、水路の付け替え工事に着手するとともに、公園用地内の造成工事を行う予定であります。

また、令和8年度は雨水をためるための地下貯留施設の工事に着手し、令和9年度

からは公園の整備工事に着手していきたいと考えています。

今後の予算や工事進捗の状況によりますが、現時点では供用開始は令和11年度を予定しています。

以上です。

○20番（小川真由美）

今、令和7年ですので、8、9、10、11と、あと4年後の供用開始を目指しているということであります。ワークショップで地域の方や区長さんはじめ関係者の方、そして小学校とかいろんな意見を聞いてここまで来ましたが、この4年、まだ4年あるということですので、その今後の4年の中で、また地域の、区の御意見などを聞いたりとか集まるような予定や、何かそういった機会があるのかっていうところを最後に聞きたいと思いますので、答弁をお願いします。

○都市政策部長（舟橋朋昭）

今後、地元区の御意見を聞くことがあるかとお尋ねでございます。

北西部地区公園の工事を行う際には、地元関係区に回覧などにより工事の案内を行うとともに、隣接する村中小学校に対しましても丁寧な説明を行うなど、工事中の安全確保に努めてまいりたいと考えています。

また、地域住民の方々にこの公園を末永く愛着を持って御利用していただきたいため、公園の管理については地域活動の一環として地元関係区に行っていただきたいと考えていますので、今後、公園工事の進捗状況を踏まえて、地元関係区の御意見をお聞きしながら、公園の維持管理方法を決めていきたいと考えています。

以上です。

○20番（小川真由美）

ありがとうございます。かなり大きな公園で、もともとは防災公園という形から始まり、多くの方に使っていただくということでもあります。

しかし、今質問しましたとおり公園を造っても暑さ対策などがなされると、なかなか公園に皆さん集まるとか遊びに来るってことがなくなってしまうので、ぜひ地元区の声聞きながら、また小学校の皆さんの、もうすぐ村中小学校の前に造られるので、よろしくお願いします。

それでは、今回はこのように大変暑くなったということで、質問項目1、熱中症対策、質問項目2、温暖化対策について、そして質問項目3、公園整備についてということで質問をさせていただきました。全て答弁いただきましたので。じゃあ、一旦ちょっと座ります。

○都市政策部長（舟橋朋昭）

一点訂正をお願いいたします。先ほど、小川議員の再質問の中で、ミストシャワーの設置場所についてスポーツ公園のお話がありました。そこの中の私の答弁の中で、「公益財団法人小牧スポーツ協会」のことを「スポーツ財団」と申し上げまして、「スポーツ財団」と申し上げたところ、正しくは「公益財団法人小牧市スポーツ協会」であります。謹んで訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○20番（小川真由美）

それでは、今、訂正も終わり全て終わりましたので、私の質問項目三つ全てを終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小島倫明）

次に、佐藤早苗議員。

○9番（佐藤早苗）

議長のお許しをいただきましたので、さきに通告しております質問項目2件について質問させていただきます。

質問項目1、熱中症対策についてです。

私のほうからも質問させていただきます。

2023年7月、グテーレス国連事務総長は、「地球温暖化の時代が終わり、地球沸騰時代が到来した。」という言葉で、気候変動による最悪の事態への警鐘を鳴らしました。テレビなどでは「記録的短時間大雨情報」や「線状降水帯」という言葉を多く耳にするようになってきたような気がします。

今夏も記録的な猛暑日が続きました。国内の観測史上最高気温が更新され、猛暑日数は右肩上がりで、環境省による愛知県の熱中症警戒アラート発表回数では2022年13回、2023年28回、2024年46回、今年は9月17日、昨日の時点で50回を記録をいたしました。

新聞報道によれば、名古屋工業大学の平田晃正教授は、名古屋市のこの半世紀の最高気温の上昇幅から「身体にかかる負荷は2から3倍になっている。」と述べています。総務省によりますと、今年全国で5月から7月までの救急搬送人員の累計は5万9,218人だったと発表がありました。「熱中症の注意」を繰り返し呼びかけられていますが、毎年多くの方が救急搬送され、時には命を落とす事例も後を絶ちません。熱中症は初期症状が軽いために、本人が気づかずに重症化しやすいこと、高齢者や子どもなど体温調節が苦手な方が影響を受けやすいことなど、複合的な要因がありますが、単なる暑さ対策にとどまらず、より実効性のある対策と予防計画が求められていると考えます。

国は、熱中症対策を一層強化するため、気候変動適応法を令和5年に改正、令和6

年4月に全面施行しました。この改正法では、熱中症対策実行計画を閣議決定計画に格上げし、熱中症の危険が高い場合には国民に注意を促す熱中症警戒情報を法定化するとともに、その1段階上の熱中症特別警戒情報（以下、熱中症特別警戒アラートと申し上げます。）を創設しました。また、市町村長が冷房設備を有する等の要件を満たす施設を指定暑熱避難施設（以下、クーリングシェルターと申し上げます。）及び熱中症対策普及団体を指定できるようになり、クーリングシェルターは熱中症特別警戒アラートの発表期間中には一般開放が義務化されました。

それを受け、市ではクーリングシェルターとして、現在、市内6地区それぞれに公共施設1か所と、民間に御協力いただいた3か所の計9か所を指定しています。先進的にクーリングシェルターの指定に取り組んでいただきました。

さらに、市独自に熱中症特別警戒アラートが発表されていない場合でも、暑さを一時的にしのげる場所として、「涼み処」も提供されています。クーリングシェルターと涼み処が兼ねている施設もあると認識をしております。

熱中症は高温多湿な環境に長時間いることで体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱が籠もった状態を指します。外出の際に冷房を備えた施設や店舗に気軽に立ち寄り、暑さをしのいで体温を下げるができる涼み処は、熱中症対策として、とてもありがたい取組だと思います。ふだんから通っている施設や店舗が涼み処に指定されていることで、道中「ここで涼んでもいいんだ」と市民の皆様の安心・安全につながっていると思います。感謝申し上げます。

ここで質問をさせていただきます。

（１）涼み処について。

消防庁の全国の熱中症による救急搬送の発生場所別を見ると、住居が40.9%と一番多く、その次に道路が19.4%と続きます。通勤通学や買物など、日常で使っている「道路」では熱中症に改めて注意が必要です。先ほどの答弁の中で、搬送件数は137件とありましたが、ア、本市の熱中症搬送状況について伺います。

涼み処の提供は公共施設にも限りがあります。民間施設や事業者様の協力が欠かせないと思います。民間施設などへの協力依頼の状況、拡大をどのようにされているのか伺います。

イ、民間の涼み処の拡大・充実の取組について伺います。

クーリングシェルター及び涼み処はホームページやポスター掲示などでも周知していただいてますが、特にデジタル機器を使えない熱中症の発生頻度の高い高齢者の方には届きにくいように思われます。そういう方への周知も含めて、クーリングシェルターや、ウ、涼み処の周知について伺います。

環境省によりますと、熱中症特別警戒アラートが発表される状況とは、熱波が都道府県の域を越えて広域に発生し、過去に例のない危険な暑さとなり、熱中症救急搬送者数の大量発生を招き、医療の提供に支障が生じるような、人の健康に関わる重大な被害が生じるおそれがある状況とされています。また、自助を原則として、個々人が最大限の予防行動を実践するとともに、共助や公助として個々人が最大限の予防行動を実践できるように、国、地方公共団体、事業者等全ての主体において支援するような状況とあります。

そのようなときに開放されるクーリングシェルターは、高齢者や体温の調節能力が発達していない子ども、自ら症状を訴えられない場合がある障害のある方など、暑さに弱い「熱中症弱者」の方にとっては身近に安全な避難場所が確保されているということが何より安心です。クーリングシェルターは命を守るための緊急避難先の確保として、極めて重要な役割を果たすと思います。

そこで、水分の補給ができる給水スポットの設置をすることで、さらなる安心感が持てるのではないかと考えます。

エ、市内公共施設のクーリングシェルターに給水スポットを設置するお考えはないか伺います。

続きまして、(2) こども涼み処についてです。

こども涼み処は小中学校の登下校時の熱中症対策として、市独自の取組で昨年よりスタートしました。特に、下校時は一日の中でも最も暑い時間帯と重なることが多く、地面に近い子どもたちはアスファルトからの照り返しによって、さらに高温に置かれ、熱中症のリスクが高まります。登下校時に、熱中症と思われる体調不良のときに駆け込める場所である「こども涼み処」があると安心できると思います。

また、この取組は、環境省の環境衛生保全機構より先進自治体例としても選ばれたすばらしい取組だと思います。

ここで質問です。

(2) こども涼み処について。

ア、取組について伺います。

イ、こども涼み処の周知について伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（小島倫明）

質問項目1について答弁を求めます。

○副消防長（高橋直人）

質問項目1、熱中症対策について、(1) 涼み処について、ア、熱中症の搬送状況

についてのお尋ねであります。

本年、5月1日から8月31日までの間に、熱中症、もしくは熱中症の疑いで搬送された方は、屋内での発生が57名、屋外での発生が80名となっております。

搬送された方の年代別の特徴につきまして、高齢者では、屋内での発症例といたしまして、エアコンが設置されていても使用していなかった等の原因で熱中症を発症するケースが見られました。

次に、20代から60代では、トラックドライバーや作業員等が、屋内、屋外を問わず、就労中に熱中症を発症するケースが散見されました。

また、10代以下におきましては、屋内外を問わず、スポーツ活動中に発症するケースが多く見られました。

最後に、屋外での発症例といたしましては、散歩や買物等、自転車や徒歩で移動中に体調を崩し、救急搬送に至ったケースが報告されております。

私からは以上であります。

○市民生活部長（落合健一）

続きまして、（1）のイ、民間の涼み処の拡大・充実の取組について、及びウ、涼み処の周知についてであります。イとウに関しましては関連がありますので一括して答弁をさせていただきます。

本市で実施している「涼み処」につきましては、気候変動適応法の改正を受けて、独自に熱中症対策強化の一環として取り組んでいるもので、暑い日中に外出した際に、一時的に涼んでいただける場所として提供をしております。

涼み処のほか、クーリングシェルター、熱中症特別警戒情報などの取組につきましては、これら取組を開始した令和6年5月に、各種SNSで周知し、令和6年6月号の広報こまき、及び外国語版広報「生活情報誌こまき」に掲載するとともに、ホームページにおいては令和6年5月以降、継続して掲載をしております。

議員が述べられましたように、全ての高齢者がデジタルでの情報取得が可能な方ばかりではないため、今後、広報こまきに暑くなる前に掲載するほか、老人クラブや寿学園などの機会を捉え、熱中症予防や涼み処についての情報が高齢者の方にも行き渡るよう、効果的な周知方法について検討してまいります。

「涼み処」につきましては、令和6年度に市内の公共施設16か所、民間企業29か所の提供を開始したところであり、令和7年8月末現在では、市内の公共施設17か所、民間企業30か所を提供しており、店舗や施設などへの直接依頼や、市内の店舗や施設などを提供いただける事業者の皆様を市ホームページで随時募集することで、「涼み処」の拡大を進めているところであります。

また、令和7年度には、6月の「水道週間」に合わせ、公共施設の涼み処において、上下水道部と協力し、愛知県から水道事業をPRするために提供されている水道水を缶に詰めた「あいちの水」と命名されている缶飲料を配布するなど、涼み処における熱中症対策の充実を進めているところであります。

今後とも、市民・事業者、また関係部署と連携し、「涼み処」の拡大・充実とともに、熱中症対策の強化と普及啓発に努めてまいります。

次に、エ、市内公共施設のクーリングシェルターに給水スポットを設置する考えはないかについてであります。

熱中症を予防するためには、外出の際には十分な水分や塩分を携行し、それらを適時適切に補給するなど、熱中症に関する正しい知識を持った上で対策を実践することが最も重要になってまいります。

本市では、熱中症特別警戒情報が発表され、危険な暑さになる恐れがある場合に開設されるクーリングシェルターとして、現在、市内6公共施設を指定しており、全ての施設に飲料の自動販売機が設置され、市役所には冷水機も設置されております。

このことから、クーリングシェルター利用時における水分補給については、基本的には自ら持参した飲料により小まめに水分補給を行っていただき、必要に応じて自動販売機などを利用していただくといった、一人一人が熱中症予防行動を徹底していただくよう、引き続き周知をしていきたいと考えております。

したがいまして、市内6公共施設への給水スポットの設置については、熱中症対策における水分補給の一助となるものではあります。導入に際しては設置に要するスペース、設置及び維持管理に関する費用など検討すべき事項もあることから、施設管理者と協議の上、導入に関して慎重に検討していきたいと考えております。

続いて、(2) こども涼み処についてのアで、その取組についてであります。

こども涼み処は、熱中症対策の取組の一つとして市独自に始めた制度で、熱中症弱者である子どもたちの登下校時における緊急時の一時的な休憩場所として開設し、子どもたちの安全な登下校の環境を確保することを目的としております。

令和6年7月から始めたこの取組は、市内小中学校の協力を得て実施しており、主に通学途上にある事業所などについて学校から推薦をいただいた上で、こども涼み処として提供し、通学路から見える場所に市オリジナルの「こども涼み処」のロゴマークの掲出をお願いしております。その上で、事業所など提供先の方の了承が得られた場合は、市ホームページに事業所名などを掲載しております。

子どもたちには登下校時に熱中症にならないよう、特に下校時には出発する前に十分に準備をし、また、各家庭においても速やかな帰宅に配慮いただくことなど、学校

を通じて指導を行っていただいているところであります。

あわせて、「こども涼み処」では、子どもたちの登下校時に熱中症のおそれがある場合に、その容体が回復するまでの一時的な休憩場所にさせていただくとともに、水筒などに水分がない場合、「水」の提供を御承諾いただけた事業所などでは水分補給をお願いしており、令和7年9月9日現在では市内13か所で、こども涼み処として御協力をいただいております。

次に、イで周知についてであります。

こども涼み処は、さきに答弁させていただきましたとおり、市内小中学校の協力を得て実施している取組であります。本年4月の市内小中学校校長会において、子どもたちの登下校時に熱中症と見られる症状が現れた場合に、その容体が回復するまでの一時的な休憩場所として御協力いただける事業所などの推薦をお願いしており、市ホームページで、この取組の周知を図るほか、会議などで地域の方々が小中学校に集まる機会などを通じて、各小中学校からこの取組への協力を依頼していただくこととしています。

こども涼み処として御協力いただく事業所などにつきましては、入り口に「こども涼み処」オリジナルのロゴマークを掲出いただくとともに、事業所などの了承が得られた場合は市ホームページに事業所名などを掲載することで周知を図っております。

また、子どもたちにはホームルームなどの機会を通して、登下校時に熱中症になった場合などの「こども涼み処」の利用方法について周知をしております。

しかしながら、登下校中につきましては、救済制度の適用範囲となるため学校管理下に含まれますが、監督責任は基本的には含まれないため、子どもたちは寄り道をせず、まっすぐ学校や自宅に向かうことが基本となっております。

このため、さきの答弁でも申し上げましたように、出発前の十分な熱中症対策について、引き続き学校を通じて指導していただきつつ、緊急時の一時的な避暑地として「こども涼み処」を設置し、この所在を広く周知することで、熱中症弱者である子どもたちの健康を守っていきたいと考えております。

以上であります。

○9番（佐藤早苗）

御答弁いただきました。

（1）のアで、本市での熱中症による搬送者数は、屋外で、散歩とか買物途中で搬送されるケースが多かったということが分かりました。市民の皆様には外出の際には、ふらっと立ち寄れる「涼み処」を、ぜひ御利用いただければと思いました。

（1）のイです。

涼み処の拡大につきましては、店舗や施設などへ直接依頼をしていただくなど、今年は公共施設と民間施設に各1か所ずつ増えている状況が分かりました。

(1) のウですね。

熱中症予防や涼み処についての情報が高齢者の方にも行き渡るよう、効果的な周知方法について、これからも検討していただけるとのことでした。ここまでのことに関しては、再質問はありません。

給水スポット設置につきましては、施設管理者と協議の上に、導入に関して慎重に検討していただけるとのことでした。参考に少し調べてみましたところ、西東京市では既にマイボトル対応の給水スポットが設置されております。7月の1か月間で8か所の給水機の利用で、推計819キログラムの二酸化炭素が削減できたそうです。地球温暖化にも貢献できることが分かりました。給水スポットの設置には、施設によって様々な条件はあるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、何点か再質問をさせていただきます。

まだ、過去に一度も熱中症特別警戒アラートが発表されたことはありませんが、熱中症特別警戒アラートが発表されたときの市の対応について伺います。

○市民生活部長（落合健一）

「熱中症特別警戒情報」につきましては、都道府県内において全ての暑さ指数情報提供地点における翌日の暑さが過去に例のない危険な暑さとなり、人の健康に係る重大な被害が生じる恐れがあると予測された場合、午後2時頃、環境省が発表するものですが、併せて国から県を通じて市へ情報が伝達されます。

この情報を受けて、市は各クーリングシェルの管理者へ翌日のクーリングシェルの開設を依頼し、施設管理者は、翌日の開館時間中に使用できるクーリングシェル用部屋または場所を確保するとともに、施設案内板などを活用し、来館者への周知の準備を行っていただくことになっております。

あわせて、「熱中症特別警戒情報」の発表について、市ホームページや公式LINE、ウォーキングアプリalkoのお知らせ機能など様々な手段を活用し、市民へ速やかに周知するとともに、不要不急の外出を控え、自宅などエアコンの効いた屋内で過ごすよう周知を行ってまいります。

また、当日にやむを得ず自宅で過ごすことができない場合は、クーリングシェルを利用できることについても案内をしてまいります。

以上です。

○9番（佐藤早苗）

御答弁いただきました。市のホームページとか公式LINE、ウォーキングアプリ

や a l k o のお知らせ機能など様々な手段を通して、市民の皆様に熱中症特別警戒アラートの発表がされたときには周知をしていただけるとのことでした。前日の2時に環境省から発表されますので、早めに予防行動の計画を立てることが大切になるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

再質問です。市民会館は涼み処としては現在提供されていますが、クーリングシェルターとしては指定はされていません。市民が集まりやすい場所ですし、クーリングシェルターとして指定するお考えはないか伺います。

○市民生活部長（落合健一）

現在、公共施設のクーリングシェルターは、市内を6つの地区に区分し、その地区ごとに1か所を指定しており、市民会館が所在する小牧地区は市役所を指定しております。

貸館施設である市民会館の指定につきましては、クーリングシェルター開設時に利用者のために開放する場所など精査すべき事項もあることから、施設管理者と協議の上、検討していきたいと考えております。

以上です。

○9番（佐藤早苗）

市民会館のクーリングシェルターの指定は、また今後とも御検討いただけるとのことでした。

熱中症警戒アラートや熱中症特別警戒アラートが発表され、熱中症を引き起こす猛暑は多くの方が病院に運ばれたり、亡くなったりもします。もはや「災害」と言っても過言ではないと思います。

そこで、再質問です。市の公式LINEには、防災メニューの中に「災害情報」という項目があります。現在は地震に対する情報が主になっていますが、そこに熱中症対策や熱中症予防の項目を追加するお考えはないか伺います。

○市民生活部長（落合健一）

ただいま御提案のありました市公式LINEの活用につきましては、市民が情報へのアクセスがしやすくなる手段の一つとして有効であると考えますので、導入に向け掲載内容などの検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○9番（佐藤早苗）

有効であるということで、積極的に導入していただけるとの御答弁いただきました。いろんな角度から情報収集ができるようになると思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、(2)のこども涼み処についてです。

登下校中の熱中症のおそれがあるときに、寄り道はいけないよということでしたが、子どもたちが頼れるところ、いざというときに子どもたちが熱中症で頼れるところがあるということは、子どもたちもそうですけれども、親御さんにとってもとても安心でできる取組だと思いました。現在、市内13か所の事業所に御協力いただいているということです。

ここで一つ再質問させていただきます。

通学路には、不審者やトラブルに遭遇したときに助けを求めることができる「こども110番」の民家や店舗があります。熱中症のおそれがある場合、そこにも駆け込めるのかお尋ねします。

○教育部次長（岩本 淳）

「こども110番の家」は、子どもたちが日常的に利用している通学路や公園、広場等に面した民家、商店、事務所等のうち、犯罪から身を守るために助けを求める場所として、地域の方々の協力を得られる場合に、警察署や市教育委員会から委嘱をさせていただいているものであります。

「こども110番の家」につきましては、子どもたちには犯罪から身を守るために助けを求める場所として周知をしているところではありますが、緊急時に駆け込める場所として、熱中症等で体調が悪くなった子どもたちが助けを求めることを妨げるものではないと考えております。

以上であります。

○9番（佐藤早苗）

こども110番は犯罪から身を守るための箇所ですけれども、駆け込んでもいいということでしたので、より安心感が増すかなと思いました。ありがとうございます。

気象庁は9月11日に、9月13日から10月12日までの1か月間予報を発表しました。気温は全国的に平均より高い状態が続き、暦が進んでも秋らしい体感はなかなか到来しない。特に9月中旬から下旬にかけて厳しい残暑が続く予想であるとのことでした。熱中症は予防ができる病気です。引き続き、まずは「自分の身は自分で守る」という意識を持ち、今後とも気をつけてまいりたいと思います。

以上で質問項目1を終わります。

続きまして、質問項目2、女性の「やせ」についてです。

若い女性の「やせ」による健康障害が問題化しています。「痩せた？」と聞かれてうれしいと感じる人は多いのではないのでしょうか。

厚労省の令和5年国民健康・栄養調査によると、日本の20から30歳代女性の約

20.2%、5人に1人がBMI 18.5未満の「低体重」に該当するとしています。日本人における低体重は特に20歳代で顕著であり、先進国の中でも、その割合が特に高いことが知られています。世界的には肥満の問題が多い中、「やせ」の問題は日本特有とも言える状況です。

日本人の女性には、SNSやメディアの影響により、「やせ＝美しい」という価値観が深く浸透しており、ボディイメージのゆがみが指摘されています。モデルやインフルエンサーの多くが非常にスリムな体型であることから、テレビやSNSで細身のアイドルに憧れ、「私もこんなふうになりたい。」とダイエットを始める女性も少なくないと考えられます。

また、日本の女性の痩身願望は、「痩せている女性ほど、やせ願望が強い」と言われています。民間団体が全国区の16から23歳の女性1,000人を対象に実施した調査によると、低体重者の2割は自分が太っていると感じている。普通体重に該当する人だと、これが半数以上まで増加するとのこと。客観的に見て太っていないのに「自分は太っている」と感じる、これもボディイメージのゆがみだと考えられます。若い女性の「やせ」は女性のQOL（生活の質）を低下させる要因となるだけでなく、月経不順・不妊、低体重児の出生といった不妊に関連する問題や、中高齢期のフレイルや骨粗しょう症・骨折、糖尿病などの健康リスクにも関わることを指摘されています。今の自分から未来の自分を含めたライフコース全体に影響を及ぼします。

このような実情から、日本肥満学会は若い女性に固有の健康障害があるとし、今年の4月17日に、18歳から閉経前の女性を対象に、新たな疾患「FUSと書いてファスと呼びますが（低体重・低栄養症候群）」を提唱しました。

「やせ」が疾患であると定義することで、低体重・低栄養と健康障害の危険性が社会に認識され、適切な対策がとられることが期待されています。

FUSの原因は様々な要因が複雑に絡み合っていますが、特に過度な食事摂取制限を中心としたダイエット志向が強まっていることが挙げられます。20代女性の平均摂取エネルギー量を「国民健康・栄養調査」で調べてみると、1995年は1,886キロカロリー、2018年は1,704キロカロリー、2019年は1,600キロカロリーと減少傾向にあります。第二次世界大戦後の食糧難の時代の1946年は1,969キロカロリーでしたので、それよりも下回っていることになります。栄養失調と言えるくらいの状態で、かなり無理なダイエットをしていることが考えられます。

さらに、インターネットやSNSでは、危険な減量法が氾濫しています。近年、新たな痩身手段として問題となっているのが、「GLP-1ダイエット」です。本来、糖尿病の治療薬として使用されるものですが、「やせ薬」と称して使用し、緊急搬送

された事例もあるほど、薬を使ってまで痩せようとするほど「やせ」へのこだわりが強まっていると言えます。

このように、若い女性の「やせ」は強い痩身願望に基づく方がいる一方で、体質的な痩せや、経済的な理由による方も見えますので配慮が必要ですが、厚労省の第3次健康日本21に、BMI 18.5未満の20から30歳代の女性の割合を令和14年度までに15%未満へ引き下げる目標が掲げられています。

この問題は個人だけの問題にとどまらず、メタボリックシンドロームと同様に、社会的に認知され肥満防止の取組が進んだように、痩せすぎの健康リスクも「原因に応じた個人的なアプローチ」と「社会や教育の面からの幅広い働きかけ」の両面から警鐘を鳴らしていく必要があると考えます。

ここで質問です。

(1) 若い女性の低体重・低栄養について。

ア、市の認識について伺います。

イ、健診時の低体重・低栄養の方に対する対応について伺います。

「やせ」から特に重視する疾患としましては、骨粗しょう症があります。女性は18歳頃までに骨密度はピークになると言われています。最大骨量獲得期までに必要な栄養をとらないと、20歳代における骨密度減少をもたらす骨折しやすくなります。骨粗しょう症は高齢者の病気と思われがちですが、実際には若年期から始まっております。骨粗しょう症は、初期の段階では自覚症状はありません。骨粗しょう症検診による骨量低下の早期発見や早期介入は、女性の生涯にわたる健康維持の観点から極めて重要だと思います。国でも第3次健康日本21で、骨粗しょう症検診受診率を2032年度まで、令和14年ですね、15%へ引き上げる目標を掲げています。

本市でも骨粗しょう症検診が行われています。その機会を活用して、自分の今の「現在地」を知ることで、将来を意識することが大切だと思います。そして、そのような機会を通じて、過剰なダイエットというものに対する問題を意識してしてもらうことと、若年層への予防啓発を推進することが肝要だと考えます。

ここで質問です。

(2) 骨粗しょう症の予防について。

ア、骨粗しょう症検診の受診数について伺います。

イ、骨粗しょう症検診の周知啓発について伺います。

ウ、骨粗しょう症の予防について本市の対策について伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（小島倫明）

質問項目2について答弁を求めます。

○健康生きがい支え合い推進部長（駒瀬勝利）

それでは、質問項目2、若い女性の「やせ」について順次お答えをさせていただきます。

まず、（1）若い女性の低体重・低栄養についてのア、市の認識であります。若い女性の低体重・低栄養につきましては、健康や妊娠・出産、さらには心身のバランスなど、将来にわたって様々なリスクを高める深刻な問題であると認識をしております。

メディアやSNSなどの影響により、多くの若い女性が「やせ願望」や「ダイエット指向」を持つ傾向があり、痩せる必要がないのに偏った食生活を送ったり、極端なダイエットを繰り返すなどの行為が、女性の健康に長期的な影響を及ぼすと非常に危惧をしているところであります。

また、先ほど議員からも説明がありましたが、令和5年に実施されました国民健康・栄養調査では、体格指数（BMI）が18.5未満の「やせ」に該当する人の割合は女性全体では12.0%でありましたが、20歳から30歳代の女性では20.2%と5人に1人が該当し、さらに、ここ10年は大きな増減は見られていないとの結果も示されております。

このような状況は適切な体型についての認識不足や、「痩せているほうがいい」といった誤った価値観の拡大、様々なダイエット情報などがリスクを十分理解せず広がったことなどが原因ではと考えているところであります。

本市としましては、成長期に必要な栄養が十分に摂取されないことによる健康への悪影響、特に骨密度の低下や月経不順、将来的な生活習慣病のリスク増加のほか、心理的な側面においても、自己肯定感の低下や摂食障害の発症につながるケースなども心配されることを十分に周知・啓発するとともに、若い女性の健康保持・増進を図るため、学校や地域における食育の充実、正しい栄養知識の普及を図っていきたいと考えております。

次に、イ、検診時の低体重・低栄養の方に対する対応であります。本市では職場などで健康診断を受ける機会のない35歳から39歳の方を対象に、ヤング健診を実施しております。

このヤング健診は、身長・体重などの身体測定、血圧測定、血液検査などを実施し、健診終了後、保健師などによる相談、日常生活の状況確認のほか、健診結果の説明会への案内・参加勧奨などを行っているところであります。

そして、おおむね1月後に行われます健診結果の説明会では、健診結果に正常範囲

から外れる項目がある場合には、保健師などから、基準値に近づけられるよう食事・生活・運動の指導・提案を行い、その後の健康的な生活につなげられるよう支援をしております。

さらに、BMIが18.5未満の「やせ」の方に対しましては、食生活や生活習慣などを十分に聞き取るとともに、保健センターで実施している医師や保健師・看護師による健康相談や生活習慣病予防相談への案内を行い、適正な体重の維持に向けた積極的な働きかけを行っているところであります。

なお、この医師や保健師・看護師による健康相談や生活習慣病予防相談につきましては、ヤング健診受診者以外の職場などで実施した健診受診者や、これら健診を受診していなくても、健康不安を抱える方なども御相談いただくことが可能となっておりまして、ヤング健診の対象ではない20歳代、30歳代の若い女性の方も御相談いただいているところであります。

そして、相談者の食生活や生活習慣などを聞き取る中で、若い女性で低栄養・低体重が心配される方には、適正体重の維持とバランスの取れた食生活の確立を目指した指導・支援をしているところであります。

続きまして（２）骨粗しょう症の予防についてのア、検診の受診者数、受診数であります。骨粗しょう症検診は国の通知に基づき、多くの自治体で40歳から70歳の女性を対象に5歳刻みで実施されていますが、本市では、将来的な骨粗しょう症リスクの軽減と生活習慣の改善、生活習慣病の予防を目的に、性別に関係なく、30歳以上の市民を対象に実施しているところであります。

その受診者数を、過去3年間の実績でお答えいたしますと、令和4年度は318人、令和5年度は289人、令和6年度は250人となっており、残念ながら30歳代の女性はかなり少ない状況となっております。

次に、検診の周知啓発であります。骨粗しょう症検診は、本年度9月、11月、1月の3回を予定しており、随時市広報、市ホームページ、市公式LINEなどを活用し、広く受診の周知、啓発を図っております。

特に、市ホームページでは、女性の健康をテーマとしたページを開設し、骨粗しょう症は高齢者だけでなく、若い女性であっても発症する場合があることや、骨密度の大切さ、各年代における骨の健康を保つための方法などを紹介し、併せて検診受診を促しているところであります。

なお、骨粗しょう症検診をより広く受診していただけるよう、乳がん検診や子宮がん検診と同様に、ヤング健診と一緒に受診できる日を設け、受診しやすい環境づくりなども進めております。

今後も様々な周知・啓発を行うとともに、若い世代が受診する検診や、子育て世代が集まるイベントなどを活用し、骨粗しょう症検診の重要性の理解が広がるよう努めてまいります。

最後に、ウ、本市の対策であります。骨は成長期にカルシウムを蓄積し、女性は15から18歳頃、男性は20歳前後に人生最大の骨量に達します。その後、骨は新陳代謝を繰り返しながら40歳代半ば頃まで最大骨量が保たれるとされていますが、加齢、遺伝、生活習慣により、また、女性の場合は閉経後に著しく減少する傾向にあると言われております。

そのため、若い頃から適切な食生活、生活習慣を身につけ、健やかな体づくりに取り組むことが骨粗しょう症の予防につながると考えられているところです。

本市では、小中学校における食育の一環として、健やかな成長を促すための食事や運動、睡眠などの生活リズムを整える取組を進めております。特に小学6年生には自分の体格を知る機会を提供し、それに応じたアドバイスを記載したリーフレットを配布し、肥満や痩せを予防・解消するための取組を進めております。

また、市民団体などとも協働し、過度なダイエットの危険性についての啓発や、健康講座を開催し、若い世代に骨量減少のリスクや骨粗しょう症予防への関心を高めるよう周知啓発を図っています。

さらに、ヘルスラボ・こまきでは、若い女性などの関心が高く、骨を強化するのに効果的な「マシンピラティス」を使ったエクササイズの体験、食事や運動などの定期教室を実施しており、そのほかにも、さきにお答えしました骨粗しょう症検診のほか、乳がん検診や子育て世代包括支援センターなどの若い女性が集まる機会に合わせて骨密度の測定などを実施し、骨粗しょう症の予防に努めているところであります。

以上となります。

○9番（佐藤早苗）

様々御答弁いただきましてありがとうございます。市でも若い女性の低体重・低栄養は深刻な問題であると認識していただいているとのことでした。女性の健康に長期的な影響を及ぼすと非常に危惧をしているという御答弁をいただきました。

順次再質問させていただきたいと思えます。

（１）のアで、「やせ」の課題は女性のライフコース全般に影響します。早い段階で「やせ」の課題や体験に対する正しい理解の周知啓発が必要だと思えます。出前講座で若い女性向きの講座を設けるお考えはないか伺います。

○健康生きがい支え合い推進部長（駒瀬勝利）

女性の健康課題は壮年期・高齢期に限らず若い世代においても増えており、月経不

順や月経前症候群など、若い女性が抱える健康課題のほか、「やせ」が影響する将来の健康を脅かすリスクについても、正しい知識の啓発が大切であると認識しております。

現在、若い女性の「やせ」などの健康課題を学ぶ出前講座は実施をしておりませんが、保健センターでは運動や食生活など、健康に関する様々な出前講座を実施しているところでもあります。

出前講座に若い女性が自身の体の状態、変化を理解するとともに、日頃の生活習慣を見直し、健康的な体づくりを学ぶ講座などを追加したり、運動や食生活などの既存の出前講座にこれら内容を加えられないか検討し、若い女性のニーズなどにも柔軟に対応していきたいと考えております。

以上となります。

○9番（佐藤早苗）

若い女性のニーズにも柔軟に対応していただけるとのことでした。よろしくお願いします。

続きまして、（1）のイの再質問です。

本市のヤング健診は、BMIが18.5未満の「やせ」の方に健康相談や生活習慣病予防相談への案内を行うなど、積極的な働きかけをしていただいているということでした。ヤング健診は、現在35から39歳の方を対象にされてますが、他市の取組を見ますと、20歳から対象にしているところがあります。ここで自分の体の状態を早めに知っていただくためにも、実施年齢をもっと下げたほうがいいと思いますが、市のお考えを伺います。

○健康生きがい支え合い推進部長（駒瀬勝利）

本市のヤング健診は平成20年度に老人保健法が健康増進法に改正されたことを受けて、それまでの「さわやか健診・すこやかドック」を廃止し、メタボリックに着目した特定健康診査を、生活習慣病発生のリスクが高まる40歳より前の35歳から健診受診を動機づけるために実施をしているものであります。

御質問の対象年齢引下げにつきましては、若年層の健康意識の向上、早期発見・早期治療の促進など様々なメリットがある一方、財政負担の増加、若年層の受診率の低さなど十分に検討が必要な課題もあるところでもあります。

まずは、既に本市より年齢を引き下げている他の自治体の状況等を調査研究した上で、引き下げの可否について検討していきたいと考えております。

以上となります。

○9番（佐藤早苗）

他市の状況を見て調査研究をしていただけるとのことでしたので、よろしくお願いします。

骨粗しょう症検診は性別に関係なく、現在30歳以上の市民を対象に実施をしていただいております。とても感謝いたします。しかし、受診者数は年々減少傾向にあり、30代の女性の受診者数はかなり少ない状況とのことでした。アとイの再質問はありません。

(2)のウは、小学校6年生にリーフレットを配布していただいたり、ヘルスラボ・こまきでは「マシンピラティス」を使ったエクササイズ体験や食事や運動などの定期教室を実施するなど、様々な対策をしていただいております。

ここで再質問ですが、骨密度を気軽に調べられる機会がより多くあるといいと思いますので、ヘルスラボ・こまきには管理栄養士さんも常駐されており、食事のアドバイスも非常に丁寧に行っていただいております。ヘルスラボ・こまきで骨密度測定できる機会を設けるお考えはないか伺います。

○健康生きがい支え合い推進部長（駒瀬勝利）

ヘルスラボ・こまきは、誰もが気軽に利用できる「健康習慣化サポート施設」であります。

筋肉量や体脂肪量などを計測する体組成計や、重心移動や姿勢を計測する足圧バランス計、I C タグが内蔵された食品模型で栄養価や食事バランスがチェックできる体験型栄養教育システムなどを常設し、管理栄養士や運動トレーナーなど健康づくりのプロが改善に向けたアドバイス等を行い、来場者からは非常に好評をいただいております。

なお、骨密度の測定につきましては、ヘルスラボ・こまきに測定できる機器を設置していないことから、現時点では実施をしておりませんが、さきにお答えしましたとおり、市のイベントでは国民健康保険団体連合会などから機器をお借りし、骨密度の測定を実施しているところであります。

特に、健康増進普及月間の9月につきましては、3日、4日、そして6日の3日間、特設イベントとして骨密度の測定会を実施し、多くの市民の皆様に御来場をいただいております。

ヘルスラボ・こまきにおきましても、栄養や運動など健康に関する様々なイベントなどを開催しており、常駐する管理栄養士などとも相談しながら骨密度測定等、若い女性の健康増進につながる取組についても進めていきたいと考えております。

以上となります。

○9番（佐藤早苗）

ヘルスラボ・こまきにも常駐する管理栄養士さんとも相談しながら骨密度測定など、

若い女性の健康増進につながる取組についても進めていただけるとの答弁でした。よろしく願いいたします。

最後に、この「やせ」の問題全体に対する再質問をさせていただきたいと思います。

内閣府のS I P調査の中で、1,905名の小学生1年から6年生の女兒を対象にしたアンケートがあります。痩せたいと思いますかという問いに対し、3分の1の女兒が痩せたいと思っている結果が出たそうです。6年生にいたっては、半分の女兒がそう答えたそうです。子どもを取り巻く大人も含め、適正なボディイメージに関する知識と、自身にとって望ましい体型への理解が必要だと思います。「やせ」からも骨粗しょう症をはじめ、予防できる病気は多くあります。生と性のカリキュラムの中で、若いうちから伝えていただくことが重要であると考えます。女性の骨は18歳までにしかつくられません。最大骨量を獲得する高校生までの時期に対する周知啓発について、どのようにお考えか伺います。

○健康生きがい支え合い推進部長（駒瀬勝利）

若い世代は自身が健康であること、病気に関して情報に触れる機会があまりないことなどから、病気や健康に対する関心や興味が低い傾向があり、骨粗しょう症に限らず、病気や健康について分かりやすく正しい知識が得られるよう周知啓発を図ることが大切だと考えております。

そのため、本市では生と性のカリキュラムをはじめとして、幼年期から高校生までを対象に適度な運動、バランスの取れた食生活、規則正しい生活習慣を身につけられるよう健康に関する講義などを行っているところであります。

特に高校生には、保健センターの保健師が外部講師として、自分の身体について正しい理解と将来のライフイベントに備え、健康的な身体づくりについての講義を行っており、本年度からは高校3年の生徒に、20歳までにより多くの骨量を備蓄できるよう骨を強くするポイントを分かりやすく伝えるリーフレットを配布し、啓発をしています。

なお、高校生とは異なりますが、20歳の子宮頸がん検診において、無料クーポンと一緒に送付しているリーフレットを今後見直し、望ましい体格やバランスの取れた食生活などを送ることが将来の骨粗しょう症を予防する上で重要であることを周知啓発していきたいと考えております。

以上となります。

○9番（佐藤早苗）

御答弁いただきました。骨粗しょう症に限らず、病気や健康について分かりやすく正しい知識が得られるよう周知啓発を図ることが大切だと考えられているとの御答弁

をいただきました。

若い「やせ」の問題は、個人の意識や行動に焦点を当てるだけではなく、瘦身願望を生み出す社会構造へのアプローチが不可欠だと思います。さらに、予防医療の観点からも正しい知識の普及啓発をお願いしまして、以上で全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小島倫明）

次に、永井孝典議員。

○2番（永井孝典）

皆様こんにちは。議長のお許しをいただきましたので、私からは事前に通告しております質問項目1についてお伺いさせていただきます。小川議員、佐藤早苗議員に続いての熱中症関連の第三弾でございますけども、よろしくお願ひいたします。

今定例会開会式で、また、先ほどの答弁の中でも市長もお話しされておりましたけども、8月末に名古屋市内で最高気温が40度になったともありました。

小牧市でも三十八、九度はあったのではないかと考えておりますが、そんな暑い気温の中でも、私たちは日常生活を営んでいるわけですけども、私は毎朝参加させていただいている通学パトロールボランティアで、地域の子どもたちの通学を見守りながら、一緒に歩く機会もあるのですが、朝から大汗をかき、水筒の水をごくごく飲んで登校している姿を見ていて、今回の質問をさせていただこうと思った次第でございます。

それでは質問に入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

質問項目1、小中学校における熱中症対策について。

（1）熱中症対策の取組について。

アとしまして、小中学校における熱中症の発生状況についてお伺いします。

イとしまして、小中学校における熱中症予防の取組についてお伺ひいたします。

（2）ウオータークーラーまたはウオーターサーバーの設置について。

アとしまして、現在の設置状況についてお伺ひいたします。

イとしまして、未設置の学校に今後設置するお考えがないかお尋ねいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小島倫明）

質問項目1について答弁を求めます。

○教育部次長（岩本 淳）

それでは、質問項目1、小中学校における熱中症対策について、（1）熱中症対策の取組について、ア、小中学校における熱中症の発生状況についてであります。

小中学校における熱中症の発生件数につきましては、熱中症の初期症状が軽微な場合や、一過性で治癒したケースも多く、また、医療機関への受診や報告義務が必ずしも一律ではないことから、正確な件数は把握できませんので、小中学校におきまして、教育活動を進める中で児童生徒に熱中症の症状が見られ、救急搬送に至った件数をお答えさせていただきます。

令和5年度5件、令和6年度6件、令和7年度は8月末現在6件となっております。
以上であります。

○教育長（中川宣芳）

続きまして、イ、小中学校における熱中症予防の取組についてのお尋ねでございます。

市内小中学校における熱中症予防につきましては、令和3年5月から環境省や文部科学省のガイドラインを基に取り組んできたところでございますが、本市における取組を強化するため、教員一人一人が教育活動中のそれぞれの立場で熱中症に適切に対応できるよう、具体的な判断や行動の目安を示した「小牧市立小中学校における熱中症予防ガイドライン」を令和7年5月に策定をいたしまして、各学校において熱中症対策に取り組んでいるところでございます。

具体的には、活動前後に暑さ指数、いわゆるWBGTを測定し、暑さ指数が31を超えた場合は、運動は原則中止とするなど、暑さ指数に応じた行動指針を明確にして児童生徒の安全を確保しているところであります。

測定した暑さ指数につきましては、教職員向けに職員室内に掲示することや打合せ等での周知を行ったり、児童生徒向けに教室内に掲示することや放送などでの周知を行ったりすることを通して、確実に共有するように努めておるところであります。

また、環境省の「熱中症予防情報サイト」を活用し、熱中症警戒アラート等が発表された際の行動指針も明確にしております。

次に、児童生徒に対しましては、小まめな水分補給や登下校時の帽子の着用、日傘やネッククーラーの使用の推奨など、児童生徒への指導や啓発を継続し、子どもたち自身の熱中症予防への意識を高めるように努めているというところであります。

また、市環境対策課の取組といたしまして、子どもたちの登下校時における一時的に涼める場所として、「涼み処」と「こども涼み処」の提供をいただいております。

子どもたちの登下校におきましては、どこにも立ち寄らずに自宅と学校を行き来することが理想ではありますが、子どもたちが暑さから自分の身を守るために、緊急避難的に「涼み処」を利用することは、有効な熱中症対策の一つであると考えております。そのため、保護者や子どもたちへの周知にも努めていきたいと考えています。

なお、今年度には、建て替えを予定している米野小学校を除く、全ての小中学校の体育館に空調設備を設置していく予定でありますので、来年度以降は快適な環境の中、体育や部活動などに取り組んでいただけるものと考えております。

私からは以上でございます。

○教育部次長（岩本 淳）

続きまして、（２）ウオータークーラーまたはウオーターサーバーの設置について、ア、現在の設置状況のお尋ねです。

ウオータークーラー等の設置状況であります。現在、小牧中学校におきまして、平成25年に小牧中学校PTAより御寄附をいただき、ウオータークーラーが２台設置されております。

私からは以上です。

○教育部長（矢本博士） 続きまして、イとして、未設置の学校に今後設置する考えはないか、とのお尋ねであります。

熱中症対策にとって、水分補給は最も重要な対策であると考えております。そのため、まずは学校にはマイボトルを持参していただき、各自で小まめに意識的に水分補給をしていただくことが重要であると考えております。しかしながら、特に暑い時期には、より多くの水分補給が必要となるため、持ってきたお茶などがなくなってしまうこともあると思います。そうした場合に、ウオータークーラー等を設置することで、小まめな水分補給がしやすくなり、特に小学生の児童については、下校時が大変暑い時間帯と重なることが多いことから、下校前にウオータークーラー等でマイボトルへの給水ができれば、熱中症予防に一定の効果が期待できるものと考えております。

一方、ウオータークーラー等の設置につきましては、衛生面の確保や設置場所などの課題があり、また、学校の規模によって運用方法も工夫をしていく必要があるものと考えております。そのため、費用対効果や運用方法などについて学校とも協議をしながら、設置について前向きに検討していきたいと考えております。

以上であります。

○２番（永井孝典）

御答弁ありがとうございました。令和５年から今年度までの３年分の件数をお答えいただきましたが、救急搬送に至るほどの症状があった児童生徒さんが毎年五、六名あったとのことでした。皆、無事回復されたかと思うのですが、子どもたち、特に低学年の子どもたちは、自分の体の状態の判断、説明や主張がうまくできない子もいるでしょうから、周りにいる高学年の子や先生方、父兄や、またパトボラの人たちが気にかけてあげなければいけないのかなというふうに思います。

既に行われているところもあるかと思いますが、先生方をはじめ、子どもたちの近くにいる人には、先ほどお話がありました小牧市教育委員会の「熱中症予防ガイドライン」の判断基準をしっかりと周知し、予防意識を持っていただいて、子どもたちと接していただきたいなというふうに思います。

低学年の子どもたちの身長を考えますと、私たちよりもさらに地表に近いところで活動しているわけですから、何かしら対策が必要なんじゃないかとも思います。

子育てナンバーワン都市を宣言する我が小牧市ですし、今年は市制70周年ということで、健康と環境をテーマにされておりますから、これまで前例のない方法やアイデアも積極的に検討して、子どもたちの健康を守るのも小牧市の子育てPRにはなるのではないのでしょうか。

とはいえ、なかなか簡単に新しいアイデアを思いつく話でもないでしょうから、早急なところで言えば、先ほど午前中、余語議員の質問でもありましたスクールバスのお話、夏日の下校の時間だけでも検討していただけたらなというふうに思います。

私の地元、北里地区で言えば、名鉄バス岩倉間内線が北里小中学校の前を運行しております。また、こまき巡回バス「こまくる」の活用なんかもできないかと思えますし、他の地域において自動運転の検証も行われていきます。

市としても、いろいろと調査をされていると思いますが、地元の方々をはじめ、先生やパトボラで御一緒している方からもスクールバスの導入は強い要望があります。私からも要望させていただきたいと思います。

また、先ほど「こども涼み処」というお話もありましたが、さらに小牧市全域に展開してほしいと思いますので、引き続き広報活動、新規登録の獲得をお願いしたいと思います。

また、小中学校の体育館の空調設備につきましても、非常に早い対応を行っていただき、子どもたちの健康と環境を改善していただきましてありがとうございます。私からもお礼申し上げます。

続いて、(2)のウォータークーラー、またウォーターサーバーの設置についてですが、以前はあちこちにあったような気がしますけども、衛生面の関係から、水道水をそのまま飲むのに抵抗を感じる世代も増えたこともあってか、最近ではあまり見かけなくなりましたが、小牧中学校においては、PTAからの御寄附で2台あるとの御答弁でした。

また、このウォータークーラー設置の件は、さきの小牧市制70周年記念行事「こども議会」におきましても、岩崎中学校の生徒さんからもありましたし、小牧市としても、熱中症予防に一定の効果が期待できると御答弁もいただきましたので、ウォータ

クーラー設置に期待したいなと思います。

今後、学校再編などの課題と併せての検討になるかと思いますが、水分補給という人間の体には欠かせないものでもありますから、費用対効果という経済的な理由によって設置が見送られることのないようお願いしたいと思います。

そこで再質問させてください。

現在、検討されているウオータークーラーの性能や設置費用、年間のランニングコストの試算、また、実運用に関しては各学校レベルでの検討だと思いますけども、教育委員会としてはどのように検討されているか教えてください。

○教育部長（矢本博士） まず、ウオータークーラーの設置費用につきましては、今後、調査、研究をしてまいります。既設の手洗い場付近に水道直結型のウオータークーラーを設置することを想定し、現時点で参考に担当課が徴収いたしました見積金額は、電気配線工事を含め、1台当たり約130万円であり、仮に各学校に2台ずつ計50台を設置した場合は、約6,500万円と非常に高額な設備投資となります。

また、既設の手洗い場付近に適した設置場所がない場合は、接続工事費が必要となる場合もあると考えています。

次に、年間のランニングコストであります。衛生面を確保するため、年1回定期点検の費用が必要となります。

市といたしましては、これらの費用につきましても、今後、十分に調査・研究をした上で設置の有無を判断していきたいと考えております。

以上であります。

○2番（永井孝典） 御答弁ありがとうございました。水道直結型で各学校に2台ずつ、合計50台を想定した場合のコストについて御答弁をいただきました。

1台130万円には少し驚きました。総額で約6,500万円ということでしたので、実際に設置する場合、大きな予算を必要としますので、山下市長のお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○市長（山下史守朗） 今回、熱中症の質問が続いているわけですが、それだけ夏の暑さが非常に苛酷になってきているということだと思います。

子どもたちの登下校、そして学校生活においても、この暑さ対策というのが本当に昨今、非常に大きなテーマとなっております。やっぱり子どもたちの学習環境、そして命を守るということを真剣に考えなきゃいけないというような時代だというふうに思っております。

そのため、小牧市としても、これまでこの学校の暑さ対策について鋭意に取り組んできたところでありまして、御承知のとおり、各教室へのエアコン設置、当初は普通

教室でありましたけれども、特別教室への設置ということも進めてまいりましたし、現在では、体育館もやはりエアコンが必要じゃないかというようなことで、設置を進めてようということで、今、計画をして進めているわけでございます。

そうした中で、登下校時の、特に心配というのが大変大きく、いろんなところで私も声を聞いております。そうした中で、水筒など持参をして、当然水分補給が一番大事でありますから、各自が自宅から冷たいお茶などを持参をして飲んでいくということなんですが、やはり下校時まで持たないと、水筒空っぽになってしまうよというようなことも往々にしてあるという状況だと聞いております。

そこでウォータークーラー、学校に設置をしてはどうかというような議員の御提案かと思えます。水分補給という中で、やはり冷たい水を確保するということの必要性は私も感じるところでありまして、特に水筒のお茶がなくなって水分補給が十分でないままで、一番暑い時間帯に、特に小さな小学生など体力のない子どもが炎天下を歩いて家まで帰るということについて、やはり水なしでということで、暑い中歩いてくるのは、保護者の方々からも大変御心配の声を伺っているところでありますので、何らか、やはりこれ大人がきちっと気をつけていかなきゃいけないと思います。やはり下校前に声かけをしたり、しっかり水分補給押してくれるように見守りをしていくということが大事だと思っております。

そうしたことで、このウォータークーラーの設置ということになりますと、大変高額な設備投資でありますので、これは十分な検討が必要ではありますが、これも一つの手段ということで、ウォータークーラーの設置ということについて、今後、前向きに努力を我々として検討をさせていただきたいということを思っております。

○2番（永井孝典） 市長、御答弁ありがとうございました。市長のお気持ちを聞かせていただきました。ありがとうございます。検討課題は多々あると思いますが、先ほども申しましたが、子育てナンバーワン都市を宣言し、健康と環境をテーマにする我が小牧市ですから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

先日、この一般質問をするに当たり、地元の小学校を回って、実際に各手洗い場のお水を実際に飲んでみました。校舎の1階はまだよかったのですが、2階、3階となると、お水というよりはお湯でした。貯水タンクによる配水の水は、ずっとお湯状態が続いておりましたし、これが少しでも冷却されて給水ができるなら、子どもたちも気軽に飲料水として飲めるのではないかと思います。ちなみに、出てくる水はぬるま湯状態でしたけども、全然まずくなくて、そんなに薬臭さを感じずおいしく飲ませていただきました。さすが小牧市の上水道と思ひましたので、感想を添えさせていただきます。

今後、ウォータークーラーが実際採用されたとなりますと、その運用方法、ルールづくりと、どうするのかと、現場の先生もいろいろ困惑される可能性もありますので、学校現場の負担や不安が少しでも軽減されるように、教育委員会としても調査され、また検証させていただきたいなというふうに思います。

ウォータークーラー設置ではありませんが、先日のニュースでは、長久手市内の小学校で熱中症対策として自動販売機を設置したと報道もありました。児童だけでなく学校の先生も利用できるということです。あらゆる方法、対策を引き続き検証していただきまして、子どもたちの喉の渇きを潤し、しっかりと水分補給ができるハードの部分を御検討いただきまして、熱中症予防対策になってほしいなと心から願って、私からの質問は以上とさせていただきます。御清聴、どうもありがとうございました。

○議長（小島倫明）

ここで暫時休憩いたします。再開は放送をもってお知らせします。

（午後 3 時 14 分 休 憩）

（午後 3 時 40 分 再 開）

○議長（小島倫明）

休憩前に引き続き会議を開きます。

個人通告質問を続行いたします。

諸岡英実議員。

○ 1 3 番（諸岡英実）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従って順次一般質問をさせていただきます。

質問項目 1、子どもの性暴力被害防止についてです。

近年、子どもを取り巻く環境の中でも最も深刻な問題の一つとなっているのが、性暴力被害です。全国的に性犯罪の認知件数は増加傾向にあり、教員や保育士による盗撮やわいせつ行為の事件も相次いでいます。県内、近隣自治体でも処分事案が発生しており、潜在的な被害はさらに多いのではないかと考えざるを得ません。

来年度には、昨年 6 月に成立をいたしました「こども性暴力防止法」に基づき盛り込まれた新制度であります子どもと接する業務に就く人の性犯罪歴を確認する制度、いわゆる日本版 D B S の導入が予定をされていますが、市として、改めて子どもと関わる学校や保育現場など全ての場において実効性ある対策を講じるとともに、子どもが自ら身を守る力を育むための包括的性教育のさらなる普及が求められていると考え、

質問をいたします。

(1) まず、子どもの性暴力防止策についてお伺いいたします。

アとして、子どもの性被害について実態を定期的かつ網羅的に把握することが必要と考えますが、所見を伺います。

イとして、万が一、性暴力等の被害が疑われる事案が発覚した際の初動対応が極めて重要です。市として、学校や保育園、保護者、当事者に対し、具体的にどのような支援や助言を行うこととなっているのか、オペレーションについて伺います。

ウとして、性暴力、ハラスメント防止に関する実践的かつ継続的な研修はどのように実施されているのかお伺いします。

(2) 日本版DBS制度導入に向けた体制整備についてお伺いします。

アとして、現時点において、どの事業体や活動団体が対象となるのかお伺いします。

イとして、制度導入に際し、採用時の確認体制というのはどのように行っていくのかお伺いします。

ウとして、制度導入に際し、事業者側の事務負担というのが増えるということも想定をされますが、市としてどのように支援をしていかれるのかお伺いします。

エとして、制度導入に際し、ガイドラインに即した手引や研修開催、費用面や人材面といった伴走支援についてどのように考えているのかお伺いをいたします。

(3) 子どもの性被害を防止する性教育についてです。

ここまでは、子どもと関わる職に就く市職員の現状と対策、また、子どもたちを守る制度設計について尋ねていくんですけれども、この(3)では、性被害は目の届かない閉鎖的な空間で起きることが多く、本当につらく残念なことですけれども、被害当事者が事案を正しく認識をし、周囲の信頼できる人に打ち明け、助けを求められるスキル、警察や医療機関につながるスキルが必要になってきます。そこで必要なのが性教育です。

アとして、保育園では、子どもの性被害を防止する性に関する教育をどのように行っているのかお伺いします。

イとして、包括的性教育の進め方として、性教育の国際的な方針となっているユネスコの「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」でも、性的同意や人権、関係性といった観点が強調されていますが、こういった教育が市としてどのように位置づけられ、教育現場で実際に進められているのか伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長(小島倫明)

質問項目1について答弁を求めます。

○こども未来部長（川尻卓哉）

質問項目 1、子どもの性暴力被害防止について、（1）子どもの性暴力防止策について。

（1）について、保育園につきましては、私から順次答弁させていただきます。

まず、アの子どもの性被害について実態を定期的かつ網羅的に把握することが必要と考えるが、その所見についてのお尋ねであります。

こども家庭庁では、法律の円滑な施行に向け、「こども性暴力防止法施行準備検討会」を定期的に開催し、年内にガイドラインなどが示されますので、基本的にはガイドラインに基づき適切に対応することになります。

子どもの人権が配慮されるべき保育所などの保育現場において、子どもへの性暴力は絶対にあってはなりません。子どもへの性暴力を起こさせないため、全ての保育士などが知識を持つことが必要であると認識しております。

忙しい保育現場でも、子どもへの性暴力が決して見逃されてしまうことがないように、保育士などへの研修の強化や施設内の死角をなくすなど、ソフト面、ハード面それぞれの観点から、子どもへの性暴力が起こりづらい環境づくりをすることが課題だと考えております。

続きまして、イの性暴力等の加害が疑われる行為が発覚した際、現場での初動対応についてのお尋ねであります。

こども家庭庁は、法律の施行に先立ち、本年5月、子どもの人権、特性等に関する理解や、児童生徒性暴力等の防止に対する認識を深めるための「こどもの人権を守るために保育現場での性暴力を起こさせないための取組ガイド」を公表しましたので、この取組ガイドに基づき対応することになると考えております。

性被害事案が発覚するケースとしましては、子どもからの被害の打ち明け、性暴力現場の発見、保護者からの相談、通報などが考えられます。子どもから打ち明けられた場合は、詳細を確認するのではなく、誰に何をされたかのみ被害児童に確認し、子どもの使った言葉を記録に残します。

保育現場は、子どもへの性暴力が疑われる場合には、速やかに市へ相談、報告します。市は、児童相談所や警察と連携しながら事実確認をするとともに、被害児童と加害が疑われる者の接触を回避します。その後、対応方針を決定し、必要に応じて被害児童の保護や支援を行っていきます。

続きまして、ウの性暴力、ハラスメント防止に関する実践的かつ継続的な研修が実施されているかのお尋ねであります。

保育園では、保育士への研修として、令和6年度には、虐待や不適切保育を防止す

る観点から、階層別研修、専門別研修を行っております。

また、保育士は、人権擁護のためのセルフチェックリストを用いて、半年に1回程度、振り返りを行っております。その中で、子ども一人一人の人格を尊重した保育をするよう、質の向上に努めております。

児童クラブでは、職員は、人権感覚についての自己チェックリストを用いて、2か月に1度、セルフチェックを行っており、その中で、児童の体に触れないことや容姿や体型、服装などについて不適切な発言をしないよう注意喚起をしております。

私からは以上になります。

○教育長（中川宣芳）

続きまして（1）についての小中学校に関するお答えを、順次私のほうからさせていただきますと思います。

まず、アについてであります。現在、学校現場では、保護者、児童生徒に対して、SNS相談事業「あいちこども相談」についてチラシによる周知や内閣府男女共同参画局男女暴力対策課からの、こども・若者の性被害防止に関する啓発パンフレットによる相談先一覧の周知等を実施しております。

また、定期的に児童生徒には教育相談アンケート、教職員には不祥事防止チェックシート等を実施をし、相談、面談等を行っております。

仮に、子どもの性被害があるとすれば、早期に適切な支援を受けられることは大切であると考えております。教職員は、児童生徒の日頃の言動に対して観察を強化し、早期に認知できるよう、今後も継続して実施していきたいと考えております。

次に、イについてであります。小中学校において、性暴力等の加害が疑われる行為が発覚した場合は、先ほどのこども未来部からの答弁と同様に、まず、管理職への報告。その後、速やかに学校現場から市教育委員会に報告を行います。市教育委員会は、必要に応じて児童相談所、警察等と連携をし、事実確認をするとともに県教育委員会へ報告をいたします。

事案発覚後、児童生徒に対しては、第一に当該者の安全を確保し、保護者との連携を図り、プライバシーを確保しつつ被害状況の聞き取りをするとともに、事実関係の記録の保持、場合によっては医療機関等への相談、受診を促す支援を行います。

一方、加害が疑われる者につきましては、警察等関係機関との連携を図り、法的措置を含めた対応を適宜行うことを想定しております。

最後に、ウについてであります。国は令和5年に「性犯罪・性暴力対策のさらなる強化の方針」を決定いたしました。それを受け、文部科学省では、「生命の安全教育」と題した性暴力防止教育強化の教職員、学齢別児童生徒向けの研修、指導教材を

作成し、全国に発出いたしました。

本市は、市内各学校に対しまして、「生命の安全教育」の周知を図るとともに、小牧市教職員研修の企画の中で、管理職を対象に、不祥事の未然防止と事後対応に係るコンプライアンス研修、教職員を対象に、生徒指導やいじめ防止対策研修、カウンセリング研修等の中で、性暴力、ハラスメント研修等、より実践的な研修を行っているところであります。

今後は、性暴力に対する理解や認識の仕方、予防策、適切な対応と支援等、法的な知識に基づいたケーススタディ等、継続的な研修の実施に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○こども未来部次長（野田 弘）

次に、（２）日本版ＤＢＳ導入に向けた市の体制整備についてのア、現時点において、どの事業体や活動団体が対象になるかのお尋ねであります。

「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」いわゆる「こども性暴力防止法」では、子どもの未熟さなどに乗じた性犯罪を防ぐため、事業や業務の性質が児童等との関係で、支配性、継続性、閉鎖性を有するか否かの観点から対象事業者が定義されています。

対象事業者は、「学校設置者等」と「民間教育保育等事業者」に分かれており、「学校設置者等」には、学校、幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、児童館などが含まれ、「民間教育保育等事業者」には、放課後児童クラブ、民間の学習塾などが含まれております。

○市長公室長（入江慎介）

続きまして、イ、私からは、保育士の採用時における確認体制について答弁をさせていただきます。

令和４年６月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、保育士の資格管理が厳格化され、保育士を任命又は雇用しようとする者は、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者などの情報をデータベース化した「保育士特定登録取消者管理システム」（以下、「データベース」と申し上げます。）を活用することが義務づけられました。

このデータベースに関する規定は、令和６年４月１日から施行され、現在、市の保育士採用時には、このデータベースを活用し、特定登録取消者に当たるかどうかを確認しており、これまでのところ、本市において特定登録取消者の該当はありませんでした。

制度導入に際しては、今後、国が示すガイドラインに基づいて適切に対応してまいります。

以上であります。

○教育長（中川宣芳）

同じく、イについての小中学校の内容についてお答えをさせていただきます。

令和3年6月に成立いたしました「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に基づきまして、教職員による性暴力等の再発防止、採用時のチェック体制の強化、被害児童生徒の人権擁護と安全確保を目的に、児童生徒への性暴力等を行ったことにより教員免許状が失効、取り上げられた者に関する情報を一元的に管理し、再び教壇に立つことを防ぐために、「特定免許状執行者管理システム」（以下データベースと申し上げます。）が整備をされ、任命又は雇用しようとする者は、これを活用することが義務づけられております。

このデータベースに関する規定は、令和5年4月1日から施行され、現在、市の教員採用時には、データベースを活用し、特定免許状失効者に当たるかどうかを確認しておりまして、これまでのところ、本市において該当はございません。

県費採用の職員である教職員につきましても、引き続き同様のデータベースを活用していきます。

以上であります。

○こども未来部長（川尻卓哉）

続きまして、ウの制度導入に際し、各事業体への事務負担への支援体制はどのように行っていくかのお尋ねであります。

今後、国において、運用するためのガイドラインが策定され、事業者が必要な対応を効率的かつ簡潔に進められるよう支援する仕組みが構築される予定であります。

学校設置者等に対しては、市は定期報告を通じて監督や助言を行い、必要に応じて改善を促すなど、所轄庁としての役割を果たすことが求められております。

民間教育保育等事業者に対しては、国が監督権限を有しており、市は、国の施策や研修機会を的確に周知を図るなどの支援をすることになります。

続きまして、エの制度導入に際し、ガイドラインに即した手引、研修開催、費用、人材面を含めた伴走支援が必要と考えるがとのお尋ねであります。

先ほど答弁しましたとおり、今後、国から示される運用するためのガイドラインに基づき、適切に支援をしてまいりたいと考えております。

続きまして、（3）子どもの性被害を防止する性教育についてのア、保育園では子どもの性被害を防止する性に関する教育をどのように行っているかのお尋ねでありま

す。

幼児教育・保育課は、保健センターと連携し、公立、私立を問わず保育園、認定こども園、幼稚園の年長児を対象に「幼児期出前講座～わたしのだいじなからだ～」を行っており、いのちのはじまりやプライベートゾーンなど、子ども自身が性について学ぶ機会を設けております。

今年度は12園で予定しており、来年度は実施園の拡大を予定しております。

以上になります。

○教育長（中川宣芳）

続きまして、イ、包括的性教育については、性的同意、人権、関係性といった視点を含めた教育が一層重要とされているが、そうした内容を含む指導が行われているか、とのお尋ねでございます。

学校現場では、小中学校の学級活動におきまして、小牧市「生と性のカリキュラム」を活用し、知らない人から声をかけられたときの対処法や、性被害やSNSによる被害について知り、自分の心と体を守る方法を考えること、SNSが発端となった事件や犯罪について知り、性犯罪に巻き込まれないために取るべき行動等について児童生徒に指導しているところであります。

また、中学校保健においては、犯罪被害の防止について指導し、犯罪被害が発生する要因や適切な対策を理解することを狙いとし、指導を行っています。

さらに、道徳や各教科、人権週間等では、先ほど答弁いたしました「生命の安全教育」を踏まえた様々な教材を使って人権教育を行っているところであります。

今後も、子どもの性被害を防止する必要性を鑑みて、こうした指導を継続していきたいと考えております。

以上であります。

○13番（諸岡英実）

それぞれに対する各部の御答弁ありがとうございました。いずれの現場においても現状子どもの性被害というのはなく、データベースに基づく採用をしていて、各部それぞれが子どもへの性暴力根絶に対する認識と対応、研修を強化しているということでありました。また、保育分野でも性教育に関して実施園を来年度以降も拡大していくということで、これは大変いいことだなというふうに思っています。それでも性被害がなくなるのはなぜなのでしょう。

こども家庭庁によれば、2009年から2021年に摘発された性犯罪の容疑者のうち9割は、過去に同様の犯歴がない初犯だったとの報告があります。今回、名古屋市で処分となった教員による性暴力事件についても、過去に処分歴はありませんでした。

つまり、日本版DBS制度は再犯を防ぐ仕組みではあっても、初犯を未然に防ぐことは難しい制度です。その上で、こども未来部からは研修強化や施設内の死角をなくす取組について御答弁がありました。また、国のほうでも取組ガイドが準備されているとのことで、対応は明確かなというふうに思っております。

一方ですけれども、教育部からは、もし被害がありましたら早期に適切な支援につなげることが大事というような答弁にとどまっております。現場での予防的な取組というところへの姿勢というのは十分ではないのかなというふうに感じております。また、そもそも教員から子どもへの性被害事案というのが想定されていないということが問題なのかなというふうに思っております。ここは課題が残るのではないのでしょうか。

再質問させていただきますが、学校施設内の死角を減らす点検ですとか、盗撮防止のための定期的な点検、また、今、こども家庭庁のほうでも来年度以降スタートする日本版DBSについて、防犯カメラの設置というのが有効なのではないかという見解が中間取りまとめで出てきているというようなことが、リアルタイムで今分かったんですけれども、そういった点で防犯カメラの設置を検討するだとか、さらに性暴力から子どもを守るための行動指針ですとか、点検表のようなものを設けるなどしていく必要があるのではないのでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○教育長（中川宣芳）

7月の愛知県教育委員会教育長からの「児童生徒の安全確保及び教職員に対する信頼回復に向けた取組について」の通知を受けまして、市教育委員会では、各小中学校に対しまして、点検シートを活用して職員による毎日の施設施設時に、更衣場所、トイレ等の点検を行うことや、月に1回実施しております全教職員で行う校内安全点検に合わせまして、盗撮防止対策にも重点を置くなど、従来とは違った視点で点検を行うよう周知を徹底しているところであります。

また、防犯カメラの設置につきましては、過日、文部科学大臣等もコメントを述べておりましたが、人権擁護、プライバシーの保護の観点からも、その設置については状況をよく見て判断するようにということでありましたので、私どももそういったことについては慎重に検討していきたいと考えております。

以上であります。

○13番（諸岡英実）

御答弁ありがとうございます。月1の盗撮対策のための点検というのも今後強化していくということが分かって、大変安心感につながるのかなというふうに思っています。

また、先ほど御答弁いただきました盗撮防止に寄与するのではないかという防犯カメラの設置についても、プライバシーの件はあるのは重々承知をいたしております。その上で、慎重に今後も考えて進めていただきたいというふうに思っております。

また、再質問ですけれども、発覚時の初動対応について、各部より御答弁ありましたが、初動対応について管理職への報告が基本で各部に情報が上がっていくというような道筋ということをお答えいただいたんですけれども、万が一、この管理職自身が加害の当事者であった場合の通報ルートですとか、実際に子どもや保護者が通報しやすい仕組みというのは確保されているのでしょうか。

教員や保育士同士の相互監視や内部通報、また内部通報者保護制度の周知といった人的リスクに対してどう対応するかという職場文化というのも育んでいくこの仕組みづくりというのが必要ではないでしょうか。この辺りについて市の考えを伺います。

○こども未来部長（川尻卓哉）

国が公表しました「こどもの人権を守るために保育現場での性暴力を起こさないための取組ガイド」では、施設長の加害が疑われる場合や施設長への相談が難しい場合は、他の管理職または直接市へ報告することになります。

市は、報告した職員のプライバシーを保護し、通報したことで不利益を被ることがないように配慮をいたします。その後は、先ほど申し上げた、子どもへの性暴力が疑われる場合の初動対応を行ってまいります。

以上になります。

○教育長（中川宣芳）

小中学校におきましては、先ほどのこども未来部からの答弁と同様に、管理職の加害が疑われる場合には、各学校管理職は1名ではございませんので、他の管理職と市教育委員会へ報告することになります。

市教育委員会としましては、報告された児童生徒、職員のプライバシーを保護し、通報したことで不利益を被ることがないように配慮いたします。その後は、先ほど申し上げた児童生徒への性暴力が疑われる場合の初動体制を取ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○13番（諸岡英実）

今、御答弁ありました。

従事する方がこのことについてしっかり知っている、認知をしているということが重要だと思いますので、風通しのよい職場環境をつくっていただきますよう、心よりお願いを申し上げます。

以上で、子どもの性暴力防止について伺ってまいったわけですが、日本版DBS制度は、一步前進ではあるものの、先ほども申し上げましたとおり、初犯を未然に防ぐことはできない制度です。だからこそ、市としては、採用時だけでなく採用後の研修、相互監視、子どもが声を上げやすい相談環境づくりなど、現場の文化をどう変えていくかというのが重要だというふうに思っています。そのためにも、先ほど教育長からも御答弁ありましたけれども、学校施設の死角をなくす取組、また盗撮防止の定期的な点検、こういった通報ルートの多重化というような具体的な取組を積極的に進めていただきたい。性加害が見逃されるのは、制度や体制の不備だけではなく、うちの現場に限ってそんなこと起きるはずがないという、そうした思い込みもあるかと思います。未然防止の視点を持ち続けるということに注力をしていただきたいというふうに思っています。愛知県でも不祥事防止対策として、啓発だったりとか禁止事項というのが整備をされていると思いますが、それはどちらかというと事後的な性格が強いものです。これに対して千葉市や長野県、福岡県などでは死角点検や行動指針、セルフチェックや通報制度を盛り込んだ予防的なガイドラインというのが整備をされています。これらが整備されている自治体も、恐らく事後的に整備をされているところも多いのかなというふうに思うんですけれども、問題が発生した後に、こういったガイドラインを整備するのではなくて、事前に起きる前に予防策を整えるということをやぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

この日本版DBS制度については、民間も対象になるということですので、市が模範となるというふうに思いますので、市が率先して、見て見ぬふりをしない文化、子どもを守る文化を根づかせ、子どもの性暴力未然防止の取組を一層進めていただきますようお願い申し上げまして、質問項目1を終わります。

質問項目2であります。

猛暑から命と暮らしを守る自治体の備えについてです。

ほかの議員からも、本日多くの熱中症対策に関する課題提起がありましたけれども、総集編のようなものでありつつ、異なる視点も加えながら質問をしていきたいと思えます。

(1) クールシェア・給水スポットの整備促進について。

アとして、市内の涼み処や給水スポットについて、設置箇所の地域差を踏まえた今後の拡充方針を伺います。

イとして、市民センター等の公共空間における給水スポット整備の今後について伺います。

ウとして、官民連携し、認知拡大、利用促進に取り組むことについて所見を伺いま

す。

(2) 地域活動等の夏季活動対策についてです。

担い手の高齢化が進んでおり、特に日程を変えにくい伝統行事などでは、長時間の作業を避けられないケースも存在します。文化を守るためにも担い手を守る仕組みが不可欠です。

そこで、アとして、夏季における地域活動への暑さ対策はどのように講じられているのでしょうか、伺います。

イとして、暑さの中でも安心して活動を継続、中止できるよう行政が活動判断の目安を示すことが担い手側の安心につながると思いますが、所見を伺います。

ウとして、夏季活動について、冷却装備や飲料代などを助成対象とする活動安全対策補助金のような仕組みの創設について所見を伺います。

(3) 学校が取り組む熱中症対策について。

片道30分以上かけて通学する児童生徒もあり、特に低学年は気温が最も高い2時台に下校しています。冷却ネックリングや保冷剤を持たせても下校時にはとうに効果が切れているという声もあります。県内瀬戸市や常滑市、蟹江町などでは、使用済みの冷却グッズを再度冷やせるよう冷凍庫を設置する取組が始まっており、本市でも参考にできる点は多いのではないのでしょうか。経口補水液や日傘などの扱いも学校によって差があり、基準の明確化と柔軟な対応が求められます。

アとして、学校における気温・暑さ指数に基づく登下校や野外活動の夏季判断は現場によって差が生じていないのでしょうか、伺います。

イとして、冷却ネックリングや飲料水などの暑さ対策装備の扱いが学校ごとに異なると聞きますが、柔軟な使用を認める対応が必要ではないのでしょうか、所見を伺います。

ウとして、登校時に使用した冷却グッズを再度冷却して下校時にも使えるよう、冷凍庫を活用する事例もありますが、市として今後考えている熱中症対策の展開を伺います。

(4) 冷房費助成「命の格差」対策についてです。

小牧市消防本部によれば、夏季の熱中症搬送人員は令和3年以降年々増加しておりまして、昨年は187人、今年も既に137人が搬送されており、その半数は高齢者です。野外だけではなく屋内、自宅で発症するケースも多く、高齢者に関しては、この搬送は3割前後ということでありました。背景には、エアコンがあっても使えない、設置されていない事情があると考えられます。

そこで、アとして、経済的に困窮している世帯に対する冷房機器設置補助や、電気

代補助制度の創設について所見を伺います。

イとして、民生委員のみならず、民間事業者などが高齢者世帯など個別に熱中症注意喚起を行うなどの事例もありますけれども、把握、支援体制を強化する考えについてお伺いします。

関東圏では、省エネ性能の高いエアコン設置の買い替えや設置に最大10万円補助、水道料金の減免、電気代の助成など経済施策が進んでいます。熱中症を自己責任とせず、小牧市として誠意ある答弁を求めまして、1回目の質問を終わります。

○議長（小島倫明）

質問項目について答弁を求めます。

○市民生活部長（落合健一）

質問項目の2、猛暑から命と暮らしを守る自治体の備えについての（1）で、クールシェア・給水スポットの整備の促進についてのアで、涼み処や給水スポットの今後の拡充方針及び、イで公共空間への給水スポットの整備についてであります。アとイにつきましては関連がありますので、一括して答弁をさせていただきます。

熱中症を予防するためには、まず水分や塩分を適切に補給する必要があることなど、自分自身で熱中症に対する正しい知識を習得することが最も重要な取組になってまいります。

そのため、市では、各種SNSや出前講座、検診などの機会を捉え、対象者に応じた熱中症対策に関する情報提供を行っているほか、各種連携協定締結企業の御協力をいただきながら、熱中症予防に関するリーフレットやチラシを作成し、老人クラブや寿学園の参加者、あるいはスポーツ施設、老人福祉センターなどの利用者に対し配布をしているところであります。

また、各小学校の放課後子ども教室や児童クラブなどにおいては、経口補水液の準備などに加え、運動や外出の際には水分や塩分などを準備することの重要性を啓発しているところであります。

このように、本市では熱中症対策の周知啓発を進める一方、市独自の取組として、少しの間、暑さを避け、一時的に休憩ができる場所の「涼み処」として、民間の御協力をいただき、公共施設と合わせて令和7年8月末現在47か所を提供しております。

また、商業施設など「涼み処」に御協力いただける店舗は、人流が多い地区に集積しており、買物などを目的に外出される人が集まる場所において、多くの「涼み処」が提供できている状況となっております。

この取組に参画いただく民間の店舗などにおいては、地域住民に気軽に立ち寄っていただくことで認知度が高まるほか、熱中症対策商品の購入機会の提供にもつなげら

れるなどの涼み処提供側のメリットが考えられますが、先ほど、佐藤早苗議員の一般質問で御答弁申し上げましたとおり、基本的には水分の補給については、自ら持参した飲料などを御利用いただくことを考えておりますので、市民センターなど公共施設への給水スポットの設置につきましては、設置に要するスペースや費用などの面から、施設管理者と協議の上、導入に関して慎重に検討していきたいと考えております。

これらのことから、まずは自ら命を守るための熱中症対策に関する正しい知識の普及啓発と、熱中症弱者を守る取組を推進するとともに、一時的な休憩の場としての「涼み処」については、今後も事業所などに御協力をいただきながら、市内各所に拡大、展開していきたいと考えております。

次に、ウで、官民連携し、認知拡大、利用促進に取り組む考えについてであります。

「涼み処」は、市独自の「涼み処」ロゴマーク（以下、ロゴマークと申し上げます。）を外部から見える場所に掲出していただき、そのロゴマークがある施設、店舗は自由にふらっと立ち寄っていただける場所として提供しております。

そのため、ロゴマークの掲出期間は、「涼み処」の提供期間とし、気候を鑑みて変更することはありますが、基本的には毎年5月から10月末までとしております。

認知拡大、利用促進としてのロゴマークの掲出期間の延長については、利用者にとって「涼み処」としての利用可能期間であるかどうかの判断がしづらくなる上、御協力いただいている施設、店舗などにおいては掲示場所が限られる中、「涼み処」提供期間中の掲出に御協力をいただき一定の負担をお願いしていることから、現段階では検討はしておりません。

一方、市ホームページでは、「クーリングシェルター」、「涼み処」、「こども涼み処」の提供施設、店舗及びロゴマークについて年中掲載し、取組と、その提供場所について周知を図っていることから、利用促進につながる啓発方法を研究しつつ、官民連携によるソフト、ハード含めた一体的な熱中症対策の強化に引き続き取り組んでいきます。

続きまして、（２）地域活動などの夏季活動対策についてのアで、夏季における地域活動への暑さ対策はどう講じられているかということであります。

本市で行われている夏季の地域活動には、市民活動団体やボランティア団体などによる社会貢献活動、また、区（自治会）や地域協議会のように、一定の区域の住民によるコミュニティで実施される活動など様々であります。ここでは区や地域協議会の活動を例にお答えをします。

区が実施している地域活動としては、長年継続して行われている恒例行事の夏祭りや、夏季を含め通年実施されている清掃活動、防犯パトロール活動などがあります。

また、地域協議会が実施している活動には、お助け隊や認知症カフェなどの福祉活動、パトロール隊による防犯活動などの日常的な活動から、三世代交流会や祭りなど、交流を促進するためのイベントまで様々な活動があります。

このうち、夏祭りについては、近年の猛暑による暑さ対策や運営スタッフの高齢化などから、やぐらを組んで実施する盆踊りを取りやめる地域が増えてきております。また、一部ではありますが、屋外での実施を見直し、会館などの屋内で子どもたちが射的や輪投げなどを楽しむ催しに変更するといった地域もあります。

屋外で実施する場合の暑さ対策としては、運営スタッフに水や帽子を配布するなどのほか、テント設営や会場装飾などの準備作業を気温が上がる前の朝方に実施したり、作業時間の短縮を図るため、コンパクトで設置が容易なテントを購入し利用するなど、それぞれ対策を講じていると伺っております。

参加者の暑さ対策としては、冷房の効いた会館を開放し、給水場を設けたり、参加者の様子を確認しながら定期的に水分補給や休憩のアナウンスを行ったり、看護師資格などを有する住民を募集して本部に配置するなど、各区がそれぞれの実情に応じて可能な範囲で取組を行っているところであります。

失礼しました。先ほど、「定期的に水分補給や休憩のアナウンス」と言いましたが、「休息のアナウンス」に訂正をお願いいたします。

また、地域の「清掃活動」や「防犯パトロール活動」「お助け隊」の活動などにつきましては、夏季の活動は気温が高いため、延期や中止をするなどの対策も行われています。

こうした中、市は、これまで区や地域協議会に対して暑さ対策に関する具体的な取組を行っておりませんが、区長会連絡網アプリケーション「結ネット」内において、令和5年度から区長同士での情報交換や意見交換ができる環境を整備しており、それぞれの区の好事例を共有したり、夏季の活動も含め、直面している課題や不明点を互いに確認し合うなど、必要に応じて情報交換や助言を受けることができるようにしているため、結ネットを活用した情報提供を進めていきたいと考えております。

一方、各地域協議会では、活動を計画的に行うために事業計画を作成しておりますが、この事業計画を作成する場には、原則市職員も同席し、酷暑期における活動について熱中症に注意を払い、無理のない範囲で活動することなど、様々な観点から助言を行っております。

いずれにいたしましても、今後もこうした取組を通じて、区や地域協議会などの活動の自主性や柔軟性を尊重しつつ、安心・安全な活動が維持されるよう、一層の暑さ対策の必要性について周知啓発に努めてまいります。

次に、イで、行政が活動判断の目安を示すことが担い手側の安心につながると考えるとのお尋ねであります。

区や地域協議会などが行う地域活動については、幅広い年代の市民が参加していますので、参加者が夏季においても安心・安全に無理のない活動を継続して実施することができる環境を整えることは、大変重要であると考えております。しかしながら、先ほどの答弁でお答えさせていただきました区や地域協議会の活動のうち、夏祭りを一つ例に挙げても、屋内や屋外、実施規模や実施方法、さらには準備、片づけなど、地域によって状況は様々となっております。そのため、市において活動の休止判断等を一律に定める目安を示すことは非常に難しく、また、その判断目安によって夏季の地域活動が実施しづらくなったり実施できなくなったりすることも懸念されることから、それぞれの状況に応じた適切な判断、柔軟な対応が求められると考えます。

このため、今後は、区や地域協議会などが安心・安全に夏季の地域活動を行えるよう、環境省や厚生労働省など、国が熱中症を予防するために作成、更新している啓発資料などのポイントを取りまとめるなどし、区長などを通じて熱中症対策に係る情報提供や注意喚起を行ってまいりたいと考えております。

次に、ウで活動安全対策補助金のような仕組みの創設の考えについてであります。

先ほどの答弁でお答えさせていただいたとおり、市民活動団体やボランティア団体などによる社会貢献活動や、区や地域協議会などの一定の区域の住民で実施されるコミュニティ活動など、様々な団体が様々な活動を行っております。

それらの活動に対して、市では支援すべき活動について補助制度や助成制度などを設けており、夏季の暑さ対策にも御活用いただけるものと考えております。そのため、議員御提案の夏季に実施される全ての地域活動を対象とした新たな活動安全対策補助制度を設けることは、現時点では考えておりませんが、既存の制度を通じて引き続き活動支援を行っていくとともに、熱中症対策などに関する情報提供や猛暑の活動に対する注意喚起については、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

以上であります。

○教育長（中川宣芳）

続きまして、（３）学校が取り組む熱中症対策についてのア、気温・暑さ指数（WBGT）に基づく登下校や野外活動の可否判断は現場によって差が生じていないか、とのお尋ねでございます。

小中学校における熱中症予防の取組として、教員一人一人が教育活動中のそれぞれの立場で熱中症に適切に対応できるよう、具体的な判断や行動の目安を示した「小牧市立小中学校における熱中症予防ガイドライン」を令和７年５月に策定いたしました。

このガイドラインにおきまして、暑さ指数（WBGT）に応じた行動指針を明確にしているため、可否判断が現場によって異なるということはありません。

続いて、イ、暑さ対策装備の扱いについて柔軟な使用を認める対応が必要ではないかとのお尋ねでございます。

「小牧市立小中学校における熱中症予防ガイドライン」では、登下校時には帽子を着用するとともに、日傘やネッククーラーを使用するなど、暑さ対策グッズ等を適切に活用することを推奨するなど柔軟な対応をしております。今後も、児童生徒の実態や状況に応じて、引き続き柔軟な指導や対応を継続していきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○教育部長（矢本博士）

続きまして、ウ、市として今後考えている熱中症対策についてのお尋ねであります。

熱中症から子どもたちを守るために、冷却グッズを下校時にも使えるように冷凍庫を整備するなど、他の自治体において様々な取組事例があることは承知をしております。

そうした中、本市におきましては、さきの永井議員の一般質問でお答えしましたとおり、熱中症対策にとって水分補給が最も重要な対策であると考えておりますので、まずはウォータークーラーの設置について、学校とも協議をしながら検討をしていきたいと考えております。

以上であります。

○福祉部長（江口幸全）

続きまして、（４）冷房費助成と「命の格差」対策について。ア、経済的に困窮している世帯に対する冷房機器設置補助や電気代補助制度の創設についてのお尋ねであります。

近年、熱中症による健康被害が数多く報告されております。特に気温の高い日が続いており、熱中症を予防するためには適切なエアコン利用が重要であることから、厚生労働省から令和７年５月３０日付で、生活保護世帯におけるエアコン購入費用に関する取扱い等について、改めて通知があったところであります。

その中で、社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度を活用して購入することも可能としております。

生活福祉資金貸付制度については、生活保護世帯以外にも、低所得世帯や障害者世帯、高齢者世帯についても低利または無利子で利用いただける制度であるため、市社会福祉協議会とも連携し、周知に努めているところであります。

次に、生活困窮世帯の電気代の補助制度の創設については、国の交付金を活用し、

低所得世帯を対象として物価高騰に対応した臨時給付金を支給したところでありますので、現時点では電気代の補助を創設することは考えておりません。

生活困窮世帯に対する冷房機器設置補助については、先ほど小川議員の一般質問でお答えしたとおり、県市長会福祉保健関係部課長会議において議題とされたところでありますので、他自治体の動向等を注視するとともに、繰り返しになりますが、生活困窮世帯の生活状況などを確認しながら生活福祉資金貸付制度を案内するなどの支援に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、イ、民生委員のみならず、民間事業者などが高齢者世帯などへ個別に熱中症注意喚起を行うなどの事例もあるが、把握支援体制を強化する考えについてのお尋ねであります。

さきの小川議員の一般質問にお答えしたとおり、民生委員児童委員や保健連絡員、地域包括支援センターなどとの連携による見守りや声かけ、緊急通報システムによる相談や緊急時に対応できる環境づくりに努めているところです。

民間事業者などによる支援体制の強化という点につきましては、現在、本市では高齢者等見守りネットワーク事業を実施しており、ライフライン事業者や新聞配達店など、家庭訪問の機会が多い事業者と見守りに関する協定を締結しておりますので、協力事業者に対して、改めて熱中症予防の呼びかけなどについても協力を要請してまいりたいと考えております。

また、協力事業者数は本年8月末現在で174事業所ですが、事業所数を拡大していくことで、見守りの目を細かく重層的にしていくことが可能であると考えますので、熱中症の注意喚起という点も含め事業所数の拡大に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○13番（諸岡英実）

あまり時間もないですので端的に再質問しますが、学校です。熱中症対策のガイドラインを策定されたということは、大変前進だというふうに思っているんですが、そのことを保護者に伝わってないというのが実情です。ガイドラインの周知や説明というのをtetoruですとか学校通信などでやられるべきだと思いますけれどもいかがでしょうか。

○教育長（中川宣芳）

「小牧市立小中学校における熱中症予防ガイドライン」につきましては、教職員一人一人が熱中症の未然防止や熱中症発生時に適切に対応できるよう作成したものであります。

子どもたちの安全確保に向けて、本ガイドラインの内容を保護者の方に御理解いただくことも大切であります。そのため、学校教育課のホームページ等を通じて周知をしてまいりたいと考えます。

以上であります。

○13番（諸岡英実）

行っていただけるということでありました。各学校によって、これは使っているのかなとか、あれは使えないのかなという認識の差があるのはちょっとよくないなというふうに思ってますので、ぜひよろしくお願いします。

各部答弁いただいたんですけれども、地域活動について、熱中症搬送や疾患の引き金となるケースも実際に発生をしているのが現状です。やはり今の御答弁では足りないというふうに思っているところです。

また、冷房費助成についても、県市長会でも議論が進んでいるということですので、窓口に行けないとか審査に時間がかかるだとかということがあり、多くの人の手に届かない支援になっているというふうに思います。ぜひ、そこを考え直していただきたいということを改めて申し上げたいんですけれども、この辺り全て全般に関してなんですけれども、最後に市長に答弁を求めまして、一般質問を終わりたいと思います。

○市長（山下史守朗）

大変暑い夏が続いております。今議会でも4人目の熱中症対策のテーマということで御質問いただきました。本当に、年々暑さが厳しくなっております。子どもたちの環境もそうでありますし、また、高齢者や多くの皆様方、今、関心が高いところでお困りのことも多いかなというふうに思っております。命に関わることでありますから、議員御指摘のように、やはりエアコンの問題、やはり低収入でエアコンが買えない、つけられないということについては、当然これは何らかの対応が必要だと私も思います。生活保護などについては、これは生活困窮でエアコンを買うお金がないということであれば対応する方法もあるということで、これは周知もしっかりやりながら、やはり現場で適切に対応していくということが必要だと思っております。

ただ、これ生活保護以外で、全体で対応できるいい制度があるかということ、現状ではやはり課題もありますので、御指摘のとおりでありますので、この辺りはもう少し現実に即して検討していく余地があるのかなと私も思いますので、引き続き努力をしていきたいというふうに思います。

そして、地域活動全般について、暑さ対策で使えるような新たな補助制度を創設できないかという御提案でありましたが、なかなか正直言って、いろんな活動を、いろんな形態でいろんな形の関わりの中で、いろんな活動ありますので、これ非常に様々

ですから、なかなか一律で暑さ対策で何か物品を支給したり、補助、助成制度を新たにつくるといのはなかなかちょっと難しいんじゃないかなと、課題があるんじゃないかなというふうに率直に思います。私、今、答えというわけじゃないんですが、今思うのは、一つは地域協議会の活用ということ、もう少し市民の皆様方も考えていただくといいんじゃないかなと思います。というのは、これは一律ではなくて、それぞれ実情に応じて、いろんな活動を展開するのに、自分たちで課題と向き合って、行政がやるべきこと、自分たちができることを課題、解決ミーティングを通じて共有をしながら話し合っ行動に移していただくような仕組みを整備してきたわけですね。その中で、今、例えば暑い中で、例えば通学ボランティアなどが別に活動されてるんですが、本来は私のイメージでは地域協議会全体の中で、そうした地域活動全体を網羅、網羅というか包括して皆さんで集まって、そこで話し合っ必要な予算を皆さんで使い方を決めていただくというそういうイメージでしたので、今入ってない団体も、本来は入っていただいて一緒にやっていただくのが私はいいいと思うんですね。そこで、例えば通学のボランティアだとか、いろんなボランティア活動で地域でもやっぱり必要だね、暑さ対策必要だねっていうことであれば、そこで例えば暑さ対策の物品を買う費用に充てることは可能であります、制度的にですね。今、16小学校のうちで米野と小牧南の小学校を除いて、今、14小学校区あるわけですけども、ここで今、事業費の上限額との差で、ほとんどが今事業費余っていますので、これは十分に課題解決のミーティングを行う中で地域づくりの事業費の中で活動費として、これはそういったことにも使っていただけるものでありますから、地域協議会の中で、なかなか何かどうも一つ、例えば防災訓練とか一つの活動でこれでということで、なかなかほかの活動への話合いが進んでないような協議会も結構あるようで、少しちょっとそこは残念に思います。なかなか御負担はあると思いますが、今のようなお困り事については、今の制度の中でもこれは十分対応できますので、地域において皆さんが話し合っいただいて、そうした報告を出していただけるのであれば、市としては最大限これはバックアップして一緒になって努力をしたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小島倫明）

質問時間60分が経過しましたので、諸岡議員の質問はこれで打ち切ります。

次に、鈴木裕士議員。

○15番（鈴木裕士）

議長のお許しをいただきましたので、本日最後の質問者といたしまして、さきに通告しております質問項目2点につきまして質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

いたします。

初めに、今年は戦後80年、市制施行70周年の節目の年であります。当市では、去る8月6日、市民会館で平和祈念式典が執り行われました。「私たちが生きてる今、それは誰かが命がけで守ろうとした未来」というせりふが、映画「あの花が咲く丘で、君とまた出会えたら」のシーンにあります。映画を御覧になった方も多いと思いますけども、私たちは誰かが命がけで守ろうとしてくださった未来を生きています。今のこの時代をお借りしている我々には、伝統ある日本を、次の時代に引き渡す責任があると思っています。

同様に、市制施行70周年を迎えた当市においても、私たちは先人の方々から受け継いだこの小牧を、よりよい姿で未来の子どもたちに引き継ぐ責任があります。

今日まで当市の財政が豊かで栄え続けた要因の一つに、昭和40年に高速道路の小牧インターチェンジ供用開始を見越し、開通9年前の昭和31年に「小牧市工場誘致条例」を制定した先人の方々の功績があります。

名神高速道路が開通する3年前の昭和37年には、誘致工場が100社を突破し、記念感謝祭が行われ、そして昭和39年にはトラックターミナル団地の用地買収調印式が行われるなど、内陸工業都市への礎を築いてこられました。

そんな先人の方々が未来の小牧市を見据えた思いがあったからこそ、この現在の小牧市であります。同時に将来の小牧に同じ思いを寄せ、企業立地に協力し、渋滞と交通事故リスクに耐えてこられている地域も忘れてはなりません。

そこで、質問項目1は、多くの企業立地を通じて当市に都市の活力として貢献をし、また同時に財政的にも当市の発展に大きく貢献をしてきている巾下地区の皆さんから、毎年のようにお尋ねをされていることを、そのままお聞きしたいと思います。

質問項目1、巾下地区の公共施設について。

市内には支所は3か所ありますが、巾下地区にはありません。今では味岡村、篠岡村、北里村の合併のことを御存じのお年寄りの方は少なくなり、若い方を中心に、本当に素朴な質問として尋ねられますので、質問項目1は、市制施行70周年を期に、巾下地区の皆さんの素朴な疑問の答えを、本日の私の一般質問によってお伝えできたらとの思いからでございます。

(1) 支所について。

アとして、支所が現在配置になった経緯をお聞きいたします。

イとして、巾下地区に整備する考えはあるのか見解をお尋ねをいたします。

続きまして(2) 老人福祉センターについてであります。

(1) 支所に続き、老人福祉センターも市内東部、南部、北部地区にはありますけ

れども、支所同様、西部巾下地区にはありません。ついでに申せば、北部の第3老人福祉センターは、施設を中心に半径1キロの円を描けば、犬山市が面積3分の1にかかるような立地であります。

この第3老人福祉センターについては、いろいろなうわさや経緯などを耳にしてきましたが、改めまして、市内3か所の老人福祉センターについてお聞きしたいと思います。

アとして、老人福祉センターが現在配置になった経緯をお聞きいたします。

イとして、今後、巾下地区に整備する考えはあるのか見解をお伺いをいたします。

以上、誠意ある温かい御答弁を期待いたしまして、質問項目1の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小島倫明）

質問項目1について答弁を求めます。

○福祉部長（江口幸全）

質問項目1、巾下地区の公共施設について、（1）支所について、ア、支所が現在の配置となった経緯についてのお尋ねであります。

支所は、市長の権限に属する事務を分掌させるために地方自治法の規定に基づき設置するもので、本市は味岡支所、篠岡支所及び北里支所の3か所の支所を設置しております。

それぞれの支所を設置した経緯につきましては、資料により確認できる範囲でのお答えになりますが、昭和29年に当時の東春日井郡小牧町、味岡村、篠岡村関係町村の協議により作成された「小牧市建設計画」において、小牧町役場を小牧市役所とし、味岡村役場及び篠岡村役場を支所とすることが明記され、昭和30年の市制施行により味岡支所、篠岡支所がそれぞれ設置されました。

また、北里支所につきましては、昭和38年に小牧市と西春日井郡北里村との間で交わされた市村の廃置分合に関する協定書において、北里村役場を北里支所として永久に設置する内容が明記され、合併に伴い設置されたものでございます。

建て替え等により、過去に役場があった場所から移動している支所もありますが、以上が支所の配置の経緯であります。

○市長公室長（入江慎介）

続きまして、イ、巾下地区に支所を整備する考えはあるかについてであります。

支所は、住民に身近な場所での窓口機能や各種行政サービスの対応を行う地域に根差した拠点として、近隣住民の利便性向上に寄与する施設であり、先ほど議員も言われましたように、市内に3か所設置しているところであります。

お住まいの地区に支所が整備されれば、地域の皆さんの利便性は向上いたしますが、新たに支所を整備するには多大なコストがかかり、整備後も施設の維持管理、職員配置などの継続的な予算措置が必要となりますので、新たに整備するに当たっては慎重な判断が求められるものと考えております。

一方で、近年の本市におきましては、行政事務のデジタル化をはじめとするDXの推進に力を入れているところであります。市民の皆さんが市役所に足を運ぶことなく手続できるオンライン申請や、マイナンバーカードを活用した各種証明書のコンビニ交付など、利便性を高める施策の充実を図っております。

将来的には、様々な行政手続や行事を御来庁いただくことなく済ませられる「デジタルで完結する市役所」を目指しているところであり、巾下地区に限らず、市内に新たな支所を整備することは現時点では考えておりません。

以上になります。

○福祉部長（江口幸全）

続きまして、（２）老人福祉センターについて、ア、老人福祉センターが現在の配置となった経緯についてのお尋ねであります。

老人福祉センターは、高齢者に対する各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのためのサービスを総合的に供与することを目的とした福祉施設です。

本市には、野口地内にある第１老人福祉センター（野口の郷）、小針地内にある第２老人福祉センター（小針の郷）、久保一色地内にある第３老人福祉センター（田島の郷）の三つの施設がありますが、巾下地区の公共施設についての質問でありますので、一番新しい第３老人福祉センターの経緯等を中心にお答えをさせていただきます。

第１老人福祉センターにつきましては、ごみ焼却場関連施設として、第２老人福祉センターにつきましては、現在の一般県道名古屋犬山線より西側を対象に小牧インターチェンジ北西地区、小木・船津地区、藤島・多気地区、名古屋空港北地区の四つの候補地区を評価し、市中心部に近く、小針公園と一体化して利用することにより、健康増進を図ることができるなどの理由から小針地内に決定し、整備をしております。

次に、第３老人福祉センターであります。高齢化の進展により高齢者が急増する中、三つ目の老人福祉センターが必要であるとの考えから、第１老人福祉センター及び第２老人福祉センターとの位置バランスも考慮して、巾下地区を含む市の北部西部地域に整備することとしたものであります。

整備箇所につきましては、第１、第２老人福祉センターと同規模程度の施設を整備するために必要となる市街化区域内の一団の土地を候補地として、西之島地内、間々

原新田地内、久保一色地内の3か所を選定し、（仮称）小牧市第3老人福祉センター建設地選定委員会で現地視察も行った上で御議論をいただき、現在の場所に決定し、整備したものであります。

続きまして、イ、巾下地区に整備する考えはあるか、とのお尋ねであります。

老人福祉センターを設置している同規模自治体等と比較しても、本市は人口に対する老人福祉センターの数が多い自治体であると言えます。

次に、高齢者人口ですが、厚生労働省の見通しでは、今後しばらくは大きな増加はなく、第2次ベビーブーム世代、昭和46年から昭和49年生まれの方になりますが、第2次ベビーブーム世代の方が65歳以上人口に入った後の2042年頃をピークに、その後は減少に転じると予測しております。

高齢者人口が次にピークを迎える時点での老人福祉センターのニーズ等については、不明な部分もありますが、今後の高齢者人口の推移予測や現施設の利用状況等を考慮しますと、現時点では、新たな老人福祉センターを整備する考えは持っておりません。

以上であります。

○議長（小島倫明）

一般質問の途中であります。本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。よろしくお願いいたします。

○15番（鈴木裕士）

御答弁ありがとうございました。（1）アの支所については、地方自治法の規定に基づき昭和30年の市制施行により、味岡支所市、篠岡支所が、そして昭和38年に西春日井郡、北里村との廃置分合により北里支所が配置されたことは分かりました。

また、北里村役場を北里支所として、永久に設置する内容が明記されているということは、驚きとともに再発見をいたしました。

（2）ア、老人福祉センターについて言えば、第1老人福祉センターはごみ焼却場関連施設として野口に、第2老人福祉センターは4地区の候補地から小針に、そして第3老人福祉センターは3か所の候補地から田県への答弁をいただきました。

第3老人福祉センターの選定理由では、第1と第2老人福祉センターとの位置バランスを考慮して巾下地区を含む北部西部地区に整備することにしたとのことですが、どう考えてみても、第3老人福祉センターの立地は西部地区とは思えません。

また、巾下地区を除けば、三つの老人福祉センターの立地要件はよいバランスだと思いますが、市内全域で見れば、決してよいバランスだとも思えませんが、後の祭りでございます。

次に、（1）（2）共通のイ、巾下地区に整備する考えはあるのかの御答弁をそれ

ぞれいただきました。

(1) 支所については、市制施行70周年を迎え、働き方もすっかり変わり、今ではDX化やキiosk端末などデジタル技術の活用に力を入れており、永久に設置する内容が明記されているとはいえ、逆に支所の役割や在り方を考える時代に来ているのかもしれない。

(2) 老人福祉センターについては、老人福祉センターのような施設が市内に3か所もある同規模自治体は、近隣にはほかにはないことは分かります。

また、財政や高齢者人口推移を考慮すれば、今後、新たに整備することは困難な状況だということも理解できるような気がいたします。巾下地区住民には、老人福祉センターコンプレックスがあるということだけはお伝えをしておきます。

「支所も老人福祉センターも現時点では整備する考えは持っていない」との力強い御答弁をいただきました。いみじくも想像以上に、想像どおりの回答でしたので、再質問はありませんが、巾下地区には質問させていただいた支所、老人福祉センターのほかにも、東部まちづくり推進室のような西部渋滞・道路整備対策室のような長年の地域課題に特化した部署もありません。また、東部バラ・アジサイまつりのような、市主催・共催するお祭りもイベントもありません。巾下地区は、小牧市で巾より下だから巾下ではないかと、冗談とも思えない会話が聞こえてくるほどです。

そこで、次の質問項目2は、そんな巾下地区の立地条件を踏まえて、「イベントについて」お聞きしてまいります。

本市では、市内最大のイベントである「小牧市民まつり」をはじめとし、「こまき令和夏祭り」、「こまき信長夢夜会」など、にぎわいの創出や、まちの活性化につながる様々なイベントを開催しています。それらのイベントは中心市街地で開催されるため、「こまくる」などの公共交通機関で来場はしやすく、皆さんが楽しみにしてみえます。

また、「こまき令和夏祭り」や「こまき信長夢夜会」は、夜遅くまで開催され、特に「こまき信長夢夜会」は、行政では珍しく、各種アルコールも提供され、多くの方々が楽しみにしてみえる貴重なイベントだと思います。

しかしながら、私の地元である巾下地区を含め名鉄小牧線沿線以外の地域の方々は、「行きは良い良い、帰りは怖い」といった状況であります。せっかくのすばらしい各イベントに、さらなる工夫が必要だと感じています。

そこで質問をさせていただきます。

(1) にぎわい創出のイベントの現状について、お尋ねをいたします。

(2) 臨時のシャトルバスの運行状況について、お尋ねします。

以上、質問項目２の１回目の質問とさせていただきます。誠意ある御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（小島倫明）

質問項目２について答弁を求めます。

○地域活性化営業部長（石川 徹）

質問項目２、イベントについて、（１）にぎわい創出のイベントについて、現状のお尋ねでございます。

初めに、本市の大規模イベントにつきましては、平成25年に実施した「小牧山城築城450年記念事業」の成果を踏まえ、当時の市のイベントに関して、「イベントが多い」、「開催時期が近い」、「マンネリ化している」などの意見があったため、平成26年度に外部委員を交えた「こまきイベント検討委員会」を設置し、議論をしました。

委員会では、約100人の市民が参加して、商店街の代表や大学教授によるパネルディスカッションを実施したり、学生や関係団体を交えたグループワークで意見交換をするなど、多くの市民やイベントを支えた皆様の様々な立場からの思いや課題を伺い、イベントの実施目的や内容を、計６回にわたり検討をいたしました。

その結果、平成27年３月に、イベントのコンセプトや来客者層をそれぞれ絞ることにより、現在の各イベントの形となったものであります。

お尋ねの本市のイベントの現状について、令和６年度の主なイベントで答弁をさせていただきます。

「小牧市民まつり」は10月26日・27日の２日間で、小牧山と小牧駅周辺にて開催をしました。

農業祭、生活展、環境フェア、消防フェアを同日開催する「いきいきこまき」は、11月16日・17日の２日間で小牧駅周辺にて開催をしました。

なお、この「小牧市民まつり」と「いきいきこまき」は、例年、市民会館を会場としておりますが、令和６年度は市民会館の大規模改修により、会場を小牧駅周辺などに変更して実施をしております。

「こまき令和夏祭り」は、８月24日に、小牧駅周辺にて開催をしました。

「こまき信長夢夜会」は、９月21日に、小牧山史跡公園にて、健康生きがい支え合い推進部所管の「小牧山薪能」と同日開催をしました。

「小牧山さくらまつり」は、花見の季節の３月20日から４月14日にかけて小牧山にて開催をし、「バラ・アジサイまつり」は、バラとアジサイの花が咲く５月18日から６月９日にかけて市民四季の森にて開催をし、「小牧駅前イルミネーション」は、冬の夜を彩る12月から２月にかけて小牧駅周辺にて開催するなど、一年を通じ、にぎわ

いの創出やまちの活性化につながる様々なイベントを開催したところでございます。

また、市と小牧商工会議所の共催になりますが、「こまき産業フェスタ」を5月25日・26日の2日間で、パークアリーナ小牧にて開催をしました。

これらのイベントを通じて、にぎわいの創出や、まちの活性化につなげ、小牧市に対する愛着や誇りを高められるよう取り組んでいるところでございます。

私からは以上です。

○地域活性化営業部次長（伊藤加代子）

続きまして、（２）臨時のシャトルバスについて、運行状況についてのお尋ねであります。

臨時のシャトルバスがあるイベントについて、令和6年度の運行状況を答弁させていただきます。

初めに、「小牧山薪能」と同日開催の「こまき信長夢夜会」は、小牧駅と小牧山の区間を、所要時間約10分かけてシャトルバス2台でピストン運行するものであります。始発便は、開始時間15時に対して小牧駅を14時30分発で、最終便は、終了時間の22時に対して小牧山を22時30分発でありました。

次に、「小牧市民まつり」は、シャトルバスの運行区間が2種類であります。一つ目は、市役所・小牧駅・市民会館の区間を所要時間40分かけてシャトルバス2台で巡回して運行するもので、始発便は、開始時間の10時に対して市役所を8時発で、最終便は、終了時間の16時に対して市役所を16時40分発でありました。

二つ目は、小牧駅と桃花台センターの区間を片道約30分かけてシャトルバス1台でピストン運行するものであります。始発便が桃花台センターを8時発で、最終便は小牧駅を16時40分発でした。

次に、農業祭、生活展、環境フェア、消防フェアを同日開催する「いきいきこまき」は、市役所をスタートして、市民会館・ラピオを経由し、小牧駅までの区間を、所要時間約25分かけてシャトルバス1台で巡回して運行するものであります。始発便は、開始時間の10時に対して市役所を9時発で、最終便は、終了時間の15時に対して小牧駅を16時35分発でありました。

最後に、「産業フェスタ」は、シャトルバスの運行区間が2種類であります。一つ目は、パークアリーナ小牧と臨時駐車場の日本特殊陶業駐車場の区間を、所要時間約5分かけてシャトルバス2台でピストン運行するもので、運行間隔は利用者が集まり次第、随時運行しており、始発便は開始時間の10時に対して日本特殊陶業駐車場を8時発で、最終便は、終了時間の15時に対してパークアリーナ小牧を17時15分発でありました。

二つ目は、パークアリーナ小牧と小牧駅の区間を所要時間約20分かけてシャトルバス1台でピストン運行するもので、始発便は、小牧駅を9時10分発で、最終便はパークアリーナ小牧を16時20分発でありました。

以上となります。

○15番（鈴木裕士）

ありがとうございました。市の大規模イベントは、平成25年に実施された「小牧山城築城450年記念事業」の成果を踏まえ、平成26年度に外部委員を交えた「こまきイベント検討委員会」を設置して議論をし、多くの市民やイベントを支えた皆様の様々な立場からの思いや課題を伺い、平成27年3月に、現在の各イベントの形になったものであると再確認ができました。

また、それぞれのイベントにおいて、臨時のシャトルバスを運行し、イベントに来場しやすくする工夫をされていることは、一定の理解をするところではありますが、冒頭で申し上げましたが、イベントの中でも特に「こまき信長夢夜会」は、行政でも珍しく各種アルコールも提供される大変ありがたい貴重なイベントであります。しかしながら、イベント参加後の帰りの交通機関を心配するところであり、アルコールを楽しみたくとも、自転車で来場すれば、帰りは自転車を引いて徒歩で帰宅せねばならず、帰りの心配をすることなく気軽に来場しやすくなるなどの工夫が必要だと思います。

そこで、再質問をさせていただきます。

各イベントにおいて、来場者アンケートを取ってみえるとは思いますが、各イベントのアンケートでよくあるのが、小牧地区、味岡地区、篠岡地区などの市内のどの地区から来場されましたかという設問であります。この「信長夢夜会」においては、市内のどの地区から来場されているのかお尋ねをいたします。

○地域活性化営業部長（石川 徹）

「こまき信長夢夜会」は、小牧山を会場に織田信長の過ごした秋の夜を現代に再現することで、小牧山の価値や小牧市の魅力を来場者に体感していただくことを通じ、小牧市の「観光の推進」を主な目的としております。

このことから、来場者アンケートの「どこからお越しになりましたか？」の設問につきましては、市内の味岡地区や篠岡地区といった地区別によるものではなく、市内か市外かを選択する設問となっております。

このため、市内の地区別での来場者は把握をしておりませんが、アンケートを回答されました96人のうち、市内からお越しの方は72人の75%で、市外からお越しの方は24人の25%でありました。

なお、このアンケートは、市外からも多くの来場者が想定される「小牧山薪能エリ

ア」ではなく、飲食スペースや音楽・ダンスステージのある「こまき信長夢夜会エリア」において実施したものであります。

○15番（鈴木裕士）

ありがとうございました。アンケートは、来場者に対して市内の地区別での回答は求めているとのことでしたが、市内からお越しの方が75%と、大半が市内からの来場者だということが確認できました。

今回は、明後日20日「信長夢夜会」開かれますけども、次回、難しいと思いますけども、来年以降は、「どの地域から来場されましたか？」という設問をアンケートに盛り込んでいただければと思います。

「こまき信長夢夜会」は、小牧市の観光の推進を目的とされていることは理解するものの、アンケート結果からも市民の憩いのイベントの意味合いが強いものであることが読み取れると思います。

また、何度もお伝えしてますが、アルコールも提供する大人をメインターゲットとしたイベントであります。このことから、臨時のシャトルバスをさらに充実されていくことが有効な手段と考えますが、そこで再質問をさせていただきます。

現在の「信長夢夜会」の臨時のシャトルバスの利用状況についてお尋ねをいたします。

○地域活性化営業部次長（伊藤加代子）

「こまき信長夢夜会」では、会場となる小牧山の北側付近に山北橋口の臨時乗降所を設け、小牧駅と小牧山の区間を所要時間約10分かけてシャトルバス2台でピストン運行をしております。運行時間は、14時30分の小牧駅発から、最終は22時30分の山北橋口発であり、その利用人数につきましては、往路と復路を合わせまして、令和4年度が延べ699人、令和5年度が延べ807人、令和6年度が延べ802人でありました。

○15番（鈴木裕士）

ありがとうございました。小牧駅と小牧山を往復するシャトルバスに、1日800人を超える乗客が利用されているとのことでした。

「こまき信長夢夜会」は、開催時間が15時から22時ということで、夢夜会が終了してからも、22時30分発で小牧山から小牧駅へのシャトルバスがあるということでしたけど、名鉄小牧線沿線であれば来場者も帰宅しやすいと思います。

しかしながら、私の地元である巾下地区を含め、名鉄小牧線沿線以外の地区にお住まいの市民の方々が帰りが困るのではないかと。また、決してあってはならないことですが、万一、飲酒で車や自転車で帰ったり、事故でも起こせば大変なことになり、心配になります。また、イベントのイメージダウンになるかもしれません。

行政のイベントで各種アルコールも提供される貴重な「こまき信長夢夜会」におきましては、例えば、イベント終了後に小牧山から東部・北里の二つの市民センター、西部・南部のコミュニティセンター、藤島地区・北西部地区などの路線にそれぞれシャトルバスを運行するなどして、小牧全域の皆さんが来場しやすい状況をつくり出していただくことがよいのではないかと思います。

このことを提案させていただきますので、ぜひとも実現していただければと思います。これは要望とさせていただきます。

それでは、最後に（１）と（２）を総括して再質問をさせていただきます。

毎年、小牧山史跡公園で「こまき信長夢夜会」と同日開催されます「小牧山薪能」にも多くの来場者があり、県外からもわざわざこの薪能を目的に来られる方もみえるほど、大変好評なイベントだと思います。「小牧山薪能」は歴史もあり、このような人気のある催しは、本市の大切な資源と考えられるところであります。

これからの時代は、こうした貴重な資源を有効活用していくことも自治体の在り方だと思います。

そこで再質問をさせていただきます。

「小牧山薪能」の来場者数をお尋ねをいたします。お願いします。

○健康生きがい支え合い推進部長（駒瀬勝利）

「小牧山薪能」は、小牧市制50周年記念事業として始まり、平成27年から「こまき信長夢夜会」と同時開催しております。信長公ゆかりの小牧山において、かがり火によって幻想的に照らされた館跡に幽玄の世界を再現する薪能は、夢夜会とともに本市の秋の風物詩となっており、市外、県外からも多くの来場者をお迎えしております。

会場内に設営されました1,300席は終始ほぼ満席で、多数の立ち見の方も含め、昨年度は約8,000人もの方にお楽しみいただいたところであります。

なお、「小牧山薪能」であります。今週末20日の土曜日、小牧山史跡公園で開催をさせていただきます。少し天候が心配されるところでありますが、ぜひ多くの皆様にお楽しみいただければと考えているところであります。

以上となります。

○15番（鈴木裕士）

ありがとうございました。「小牧山薪能」は人気があるがゆえに、毎年設営された1,300の座席がいっぱいの状況で、多くの来場者に恵まれているとの答弁をいただきました。「小牧山薪能」は明後日、雨予報ですけれども、雨天であっても屋内の市民会館ホールで開催できますので、警報等が発令されるなどの特別な場合を除き、安定的に来場者数が見込めます。

そこで、私、経営者の端くれとして、財源も考慮しながら提案をさせていただきますのが、人気の「小牧山薪能」の一部を、全部でもいいんですけども、有料席にしてはどうかということでございます。全国的にも、各種花火大会であるとか、大規模な総踊り大会、総踊りのイベントなどにおきましては、有料観覧席というのを設けている動きが大変広がっております。「小牧山薪能」の一部を、あるいは何割かでも結構ですけども、有料化することで、一定の財源を確保して、同日開催される「こまき信長夢夜会」終了後の市内全域をカバーするシャトルバスの増便に係る経費に充当してはいかがでしょうか。

さらには、「小牧山薪能」の有料席をポジティブに活用し、広く周知し、市外からの誘客の促進を図っていくことで、イベントの価値が高まり、小牧市の活性につながるものと思います。

これは要望とさせていただきます。本来であれば、市長に御答弁を求めたかったところでございますけども、時間がありませんので今回はやめておきます。

15分過ぎてしまいました。すいません。15分までに終われという声が聞こえておりますので、コンクルージョンにまいります。

幾つかの提案、そして要望をさせていただきましたけども、本市のにぎわいの創造やまちの活性化につながる様々なイベントを、名鉄小牧線沿線地区以外の住民を含め、より多くの市民の皆さんに来場していただき喜んでいただけるよう、これからも引き続き取り組んでいただくことをお願いをいたしまして、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小島倫明）

以上をもって、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、9月19日午前10時より開きますので定刻までに御参集願います。

これをもって本日の会議は散会いたします。

(午後5時19分 散 会)

令和 7 年小牧市議会第 3 回定例会議事日程（第 2 日）

令和 7 年 9 月 1 8 日午前 1 0 時 開議

第 1 一般質問

1 個人通告質問

一 般 質 問 發 言 通 告 内 容

個人第1号 氏 名 星熊 伸作

質　問　項　目 No. 1	子ども・若者を総合的にサポートする体制について	備　考
要 旨	(１)本市の子ども・若者の居場所づくりについて - ア 中高生の居場所づくりの取組について伺う。 - イ 若者の居場所づくりの取組について伺う。 (２) 子ども・若者総合相談センターについて - ア 県のこども計画に記載があり、市のこども計画に記載がない理由について伺う。 - イ 本市に未設置の理由について伺う。 - ウ サポートが必要な子ども・若者の情報を関係機関でどのように共有しているか伺う。 (３)子どもの発達応援事業について - ア 保育園等に通っている児童の発達状況の把握について伺う。 - イ 子どもの発育・子育て相談事業について伺う。 - ウ 早期療育事業の取組について伺う。	

質 問 項 目
No. 2

共生社会の実現に向けた認知症施策の推進について

備考

要

認知症基本法が、2024 年 1 月 1 日から施行され、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会を実現していく。

(1) 認知症基本法における基本的施策について

ア 認知症に関する理解の増進に関する取組について伺う。

イ 社会参加の場である認知症カフェの現状について伺う。

ウ 早期診断、早期対応につなげる認知症初期集中支援チームの現状について伺う。

III

エ 認知症予防の取組について伺う。

個人第2号 氏 名 余語 智

[illegible]

個人第2号 氏 名 余語 智

質 問 項 目 No. 2	篠岡地区の学校再編に伴う通学について	備 考
要 旨	(1) スクールバス通学について ア 6月27日の「篠岡地区の学校を考える会」において、スクールバス通学の範囲を再度、総合的に検討するとあったが、その後の見解を問う。 イ 登下校時のスクールバスの運行体制を問う。 ウ 通学団によっては、徒歩の児童とスクールバスの児童が混在することも考えられるが、どのように対応するのか問う。 エ スクールバス通学での試乗会の予定を問う。 (2) 通学の安全性確保について ア スクールバスの停留所をどのような場所に確保するのか問う。 イ スクールバスの乗り降り及び走行中の安全性をどのように確保するのか問う。 ウ 小学校区ごとで交通防犯にご協力いただいている通学路パトロールボランティアは、どのような関わり方になるのか問う。	

個人第3号 氏 名 小川 真由美

質 問 項 目 No. 1		熱中症対策について	備 考
要 旨	熱中症対策の政策には、罰則付きで義務化された「職場の熱中症対策」と、熱中症による死亡者半減を目指す「熱中症対策実行計画」などがあります。 労働安全衛生規則の改正により、事業者は熱中症の報告体制の整備や、対策の文書化、作業への周知が義務付けられました。 国、自治体、企業が連携し、国民一人ひとりも自己対策の強化をはかりながら、熱中症による健康被害を減らすための取組が進められています。 とりわけ、ひとり暮らしの高齢者が増加する中、熱中症で病院へ運ばれる件数が増えています。		
	(1) 職員に対しての熱中症対策について 「職場の熱中症対策」を伺います。 (2) 高齢者の熱中症対策について ア 市内の熱中症で搬送された件数を伺います。 イ ひとり暮らしの高齢者の熱中症対策の詳細を伺います。 ウ エアコン等の購入に対する補助金について伺います。		

個人第3号 氏 名 小川 真由美

質問項目 No. 2	温暖化対策について	備考
要旨	(1) 住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金について 温暖化対策に最も有効なのは、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を減らすことです。太陽光や風力など再生可能エネルギーの利用を拡大することなどが代表的な緩和策になると考えます。 以前も質問を致しましたが、この補助金の現況をお尋ねいたします。	

個人第3号 氏 名 小川 真由美

質 問 項 目 No. 3	公園整備について	備 考
要 旨	(1) 公園での暑さ対策について 年々進む温暖化により、あまりの暑さの為、外で遊ぶ子どもたちが少なくなっています。 公園での暑さ対策は、日傘や帽子で直射日光を避ける、木陰やあずまやでこまめに休憩をとる、水分や塩分の補給をこまめに行う、通気性・吸湿性・速乾性に優れた衣服を着る、冷却グッズを活用するといった個人でできる対策と、公園に設置されたミストシャワーや緑陰施設の活用があります。今後、公園で遊ぶ為にも、このような暑さ対策が必須となってきますが、市としての暑さ対策の考えをお尋ねいたします。 (2) 北西部地区公園（わくわくパーク村中）について 地元区での3回のワークショップを終え、順調に公園整備が進んでいます。今後は暑さ対策も十分に踏まえた整備が進められることを期待します。現在の状況をお尋ねいたします。	

個人第4号 氏 名 佐藤 早苗

質 問 項 目 No. 1	熱中症対策について	備 考
要 旨	今夏も記録的な猛暑日が続き、熱中症警戒アラートが各地で発表されています。熱中症特別警戒アラート発表時において環境省からクーリングシェルター設置の努力義務に伴い、市内では6施設が指定されました。更に熱中症特別警戒アラートが発表されていない場合でも暑さを避ける場所として「涼み処」が提供されています。 (1) 涼み処について - ア 熱中症の搬送状況について伺います。 - イ 民間の涼み処の拡大・充実の取組について伺います。 - ウ 涼み処の周知について伺います。 - エ 市内公共施設のクーリングシェルターに給水スポットを設置するお考えはないか伺います (2) こども涼み処について - ア 取組について伺います。 - イ 周知について伺います。	

– 112 –

個人第5号 氏 名 永井 孝典

[illegible]

— 114 —

	を問う。 (3) 子どもの性被害を防止する性教育について ア 保育園では子どもの性被害を防止する性に関する教育をどのように行っているのか、問う。 イ 包括的性教育では、自他を尊重する思いやりに加え「性的同意」「人権」「関係性」といった視点を含めた教育が一層重要とされているが、そうした内容を含む指導が行われているのか、問う。	
--	--	--

– 116 –

	(3) 学校が取り組む熱中症対策について ア 学校における気温・暑さ指数(WBGT)に基づく登下校や野外活動の可否判断は現場によって差が生じていないか、問う。 イ 冷却ネックリングや飲料などの暑さ対策装備の扱いが学校ごとに異なると聞くが、柔軟な使用を認める対応が必要ではないか、所見を問う。 ウ 各自登校時に使用した冷却グッズを再度冷却して下校時に使えるよう冷凍庫を活用する事例もあるが、市として今後考えている熱中症対策について問う。 (4) 冷房費助成と「命の格差」対策について ア 経済的に困窮している世帯に対する冷房機器設置補助や、電気代補助制度の創設について、所見を問う。 イ 民生委員のみならず、民間事業者などが高齢者世帯などへ個別に熱中症注意喚起を行うなどの事例もあるが、把握支援体制を強化する考えについて、問う。	
--	--	--

個人第7号 氏 名 鈴木 裕士

質　問　項　目 No. 1	巾下地区の公共施設について	備　考
要 旨	(１) 支所について - ア 支所が現在の配置となった経緯を問う。 - イ 巾下地区に整備する考えはあるかを問う。 (２) 老人福祉センターについて - ア 老人福祉センターが現在の配置となった経緯を問う。 - イ 巾下地区に整備する考えはあるかを問う	

質 問 項 目 No. 2	イベントについて	備 考
要 旨	本市では、にぎわいの創出や、まちの活性化につながる様々なイベントを開催していますが、イベントに、より来場しやすくするなど更なる工夫が必要と感じています。 (１) にぎわい創出のイベントについて 現状について問う。 (２) 臨時のシャトルバスについて 運行状況について問う。	

個人第8号 氏 名 伊藤 皇士郎

質 問 項 目 No. 1		児童虐待防止に向けた取組について	備 考
要 旨	近年、全国的に児童虐待の相談件数が増加しており、愛知県内においても深刻な課題となっている。小牧市でも、家庭内での養育環境に不安を抱える子どもへの支援や、児童相談所との迅速な情報共有が求められている。児童の安全を守るためには、市と児童相談所、関係機関との連携強化が不可欠である。 (1) 児童虐待の現状について ア 児童虐待の相談状況について伺う。 イ 保護対象となっている子どもの人数について伺う。 ウ 児童相談所との情報共有体制について伺う。		
	(2) 初動時の連携体制について 児童虐待が疑われる場合の、市と児童相談所の初動対応フローはどうなっているか伺う。 (3) 予防的取組について ア 虐待が深刻化する前に、早期に発見・対応するための市の仕組みはどうなっているか伺う。 イ 妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制の構築に向けた方針はあるか伺う。 ウ 市民が虐待を疑った場合に相談や通報できる体制について伺う。 エ 市民が速やかに通報できるように、周知はどのように図っているのか伺う。		

– 120 –

– 121 –

– 122 –

– 123 –

個人第11号 氏 名 山田 美代子

質　問　項　目 No. 1	児童クラブ支援員について	備　考
要 旨	小牧市は市内すべての16小学校に児童クラブが設置され、市が設備・運営の基準を定め事業を実施している。 最近では児童クラブの職員を募集しても集まらないことや、配慮が必要な児童が増えていることで、更に職員の確保が必要となっていると聞いている。 今年度は募集要項の内容が変わったことにより、長年、夏休み等にアルバイト支援員として働いていた方が応募しないとお聞きした。大切な人材をどう確保していくかということは今後の課題の一つではないかと考える。 (１) 児童クラブの職員体制について 職員体制を問う。 (２) 児童クラブ支援員の応募資格について 応募資格を問う。 (３) 児童クラブ支援員の給与体系の変更について ア 令和６年度と７年度の給与体系の違いを問う。 イ 給与体系を変更した経緯を問う。 ウ 今回の給与体系の変更に時給が下がった事例はあるのか問う。	

– 125 –

(概要版)

個人第13号 氏 名 谷田貝 将典

質 問 項 目 No. 1	入札制度改革について	備 考
------------------	------------	-----

要 旨	昨今の物価高により、建設資材、特に鉄や木材などが高騰している。 主な原因として原油価格高騰、原料高、需要の急増、円安、世界情勢の不安定化と言われ、コスト増、工期遅延、更なる物価上昇に繋がるおそれがあり懸念している。また、現在開催されている大阪関西万博ではパビリオン工事費未払い問題で中小業者が元請けを訴える事態になる等打撃は深刻な状況だ。本市においても、近年一者入札や不調が続く等、入札の在り方や対策が急務だ。災害時の対応や良質な公共サービス提供の為に、市の仕事は地元業者を最優先に、公平平等に仕事が回り、皆が儲かるような入札制度改革推進と過去何度も一般質問で提案している公契約条例の導入が必要と考える。 (1) 入札の状況について ア 財政状況が厳しい中、公共工事が減っていると思われる。 本店が市内にある地元業者への公共工事が減っているのか問う。 イ 建築資材等の価格高騰が本格化した令和3年度から6年度までの入札の不調件数を問う。 ウ 不調となった理由を問う。 (2) 総合評価落札方式について 地元を優先した発注とするため、総合評価落札方式の拡充が必要と考える ア 地元業者に加算される項目、得点が他市より低いように感じ	
----------------	---	--

	る。本市での工事实績の得点を高くすることや、例えばボランティア活動、水防・防災訓練への参加、水道メーターの取換などの営繕活動に配点することで地元業者への優遇が図れると思	
	うが所見を問う。 イ 労働条件審査を設けてワークライフバランスに配慮する企業を優遇する自治体もある。本市も評価項目に加え、受注業者の従業員がより安全で安心して働けるような体制が必要と考えるが所見を問う。 ウ 他市では市内に本店がある業者以外は参加できない案件が多く、自分の自治体に守られている。本市は支店も対象としており、地元業者は最低金額で応札しないと受注できないという声を聞く。地元業者のみの案件を増やす考えはないか所見を問う。 (3) 公契約条例について 過去にも質問しているが、公契約条例を制定する考えはある問う。	

個人第14号 氏 名 黒木 明

質 問 項 目 No. 1	自転車通学について	備 考
要 旨	(1) 岩崎中学の自転車通学区域について ア 判断基準を問う。 イ 過去の判断基準改正時期を問う。 (2) 安全性の確保について ア 学校ではどのような指導を行っているか問う。 イ 市道における自転車専用の道路や通行帯の整備の予定を問う。	

質 問 項 目 No. 2	小牧市と国際協力機構（JICA）との関係について	備 考
要 旨	(1) JICAとの関わりについて ア 小牧市とJICAとの連携状況を問う。 イ JICA発行の「ソーシャルボンド」への投資の実績を問う。 ウ 小牧市とアフリカ諸国との関係を問う。	

– 131 –

– 132 –

個人第16号 氏 名 小沢 国大

質 問 項 目 No. 1	米野小学校改築工事について	備 考
要 旨	今年度地元からも建て替えが始まると期待の声も多かったが、入札が不調となり計画が現状止まっている。 中止の一報はあったものの、その後どうなっているのかと地元から問い合わせも多く、今後どうなるか不安が残るところである。 今後の進め方について、以下の点を問う。 (１) 入札不調となった要因について 詳細について問う。 (２) 今後の予定について 工事のスケジュールについて問う。 (３) 情報共有について 今後地元関係者への情報共有をどのようにしていくか問う。 (４) 体育館の暑さ対策について 計画が遅れた事により、予定期間よりも空調設備が使えない期間が長くなる。対策について問う。	

個人第16号 氏 名 小沢 国大

質　問　項　目 No. 2	開票作業について	備　考
要 旨	今年７月２０日に第２７回参議院議員通常選挙が執行された。開票作業は午後９時１５分から始まり愛知県下で近い数値の有権者数を有する自治体の中でも開票作業の進捗が遅く、深夜遅くまで従事している職員も少なくなかった。また、これまでも開票作業が深夜にまで及ぶケースも多く見受けられ、今回も比例区に関しては終了時間が午前３時２５分と長時間に渡る開票作業となっている。 (１) 開票作業の改善策について 疑問票の解析にかかる状況や、作業の過程で待機している職員が多い場面も見受けられたが、開票時間が長くなれば、 それだけ人件費が増える事となる。 開票に係る時間を短縮できる部分もあると思うが所見を問う。	

– 135 –